

令和7年度

信用保証協会のあらまし

Outline of Credit Guarantee Corporation of Hyogo-ken



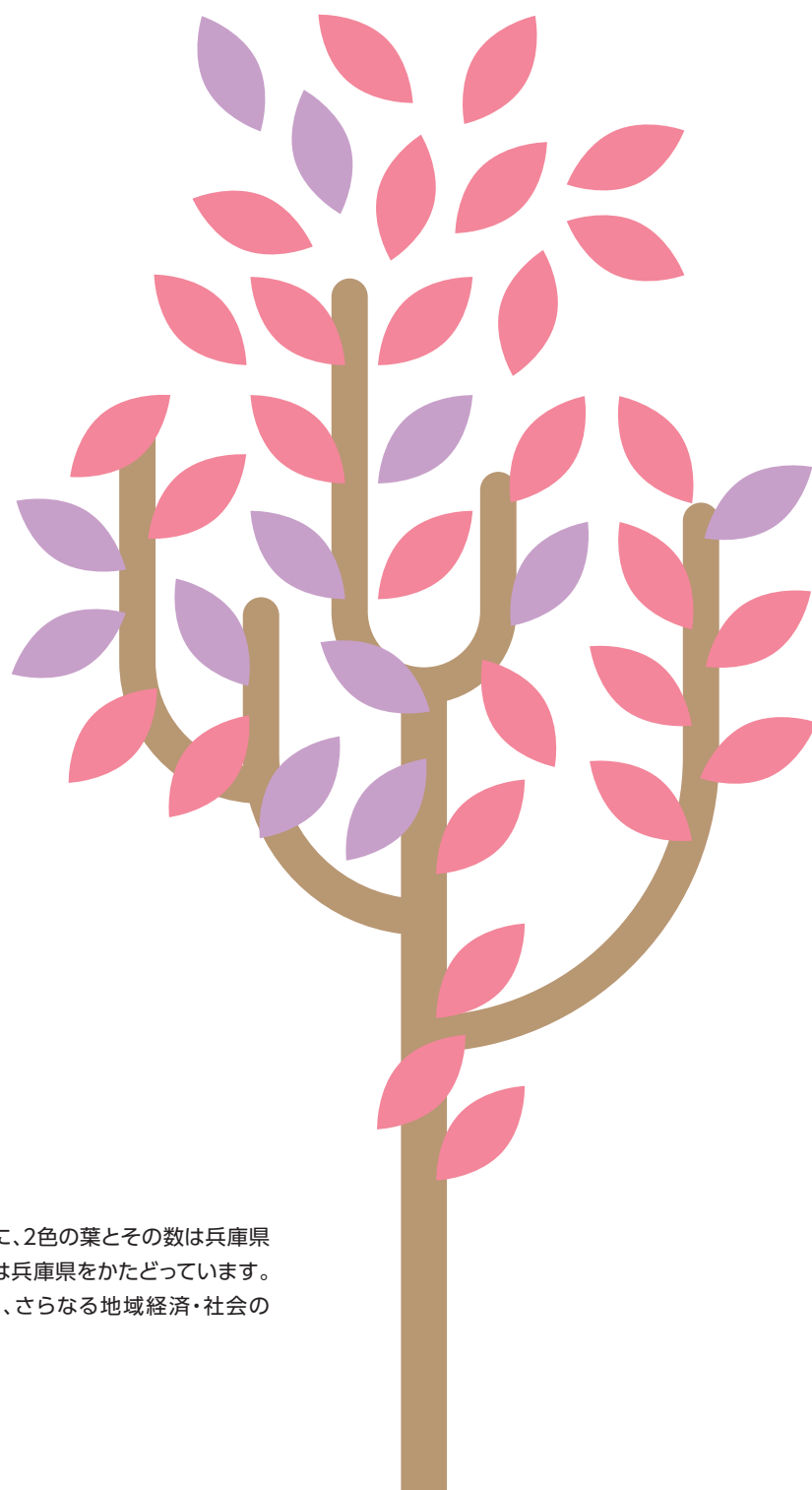
兵庫県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

令和7年度

信用保証協会のあらまし

Outline of Credit Guarantee Corporation of Hyogo-ken



兵庫県の木「くすのき」をモチーフに、2色の葉とその数は兵庫県の29市と12町を表し、そのフォルムは兵庫県をかたどっています。すくすくと枝分かかれし伸びる木々は、さらなる地域経済・社会の発展を願っています。



ごあいさつ

兵庫県信用保証協会

理事長 遠藤 英二



平素から当協会の業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証をご利用のお客様をはじめ、広く県民の皆さまに当協会の経営方針や業務内容、運営状況などをわかりやすくご案内させていただくため、本年度も「信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。ご高覧を賜り、当協会の取組についてご理解をいただければ幸いに存じます。

本年度は、「大阪・関西万博」開幕によるインバウンド需要などにより景況感を持ち直しの動きが一部で見られる一方、原材料価格の高騰や人手不足の深刻化に加え、米国の関税措置など事業者の皆さまを取り巻く経営環境は不透明感が増しています。

このような中、当協会では、個々の事業者の実情に寄り添い、積極的な訪問活動による対話を通じて、事業者の経営課題を早期に把握し、金融機関、中小企業活性化協議会などの関係機関と連携して経営改善、事業再生、再チャレンジ等支援に取り組んでいるところです。

また、多様な保証メニューを事業者のライフステージに応じて提供し、資金繰り支援はもとより、新事業展開やSDGsへの貢献など成長への取組を全力で後押しするとともに、スタートアップや早期の事業再生を行いやすい環境づくりを進めるため、経営者保証に依存しない保証を推進してまいります。

さらに今年は阪神・淡路大震災から30年という節目の年にあたり、南海トラフ地震など来るべき災害への備えとして、事業継続計画(BCP)の普及や無料で保証の予約を行う商品の「そなえ」の利用を積極的に呼びかけてまいります。

今後とも、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、役職員一同、業務遂行に精励してまいりますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

目次

信用保証協会の概要

協会の目的と基本理念・基本方針	04
協会の概要	06
協会の沿革	07
協会の業務	08

SDGsへの取組

SDGsへの取組	10
----------	----

信用保証のしくみ

信用補完制度	12
信用保証制度と信用保険制度	14

信用保証の概要

信用保証の利用について	16
責任共有制度について	18
信用保証料	19
保証制度における収益力改善に向けた支援の実施	24
主な保証制度	26
主な兵庫県融資制度	32
信用保証トピックス	34

中期事業計画(令和6年度～令和8年度)

中期事業計画(令和6年度～令和8年度)	36
---------------------	----

令和7年度経営計画

令和7年度経営計画	38
-----------	----

令和6年度事業概況

令和6年度事業概況	40
令和6年度の主な取組	42

財務報告

貸借対照表・財産目録	44
収支計算書	46
基本財産	48

信用保証の状況

保証の状況	52
事故報告の状況	59
代位弁済の状況・回収の状況	60
損失補償の状況等	62

広報活動、反社会的勢力への対応、コンプライアンス、協会組織

広報活動	64
第三者介入・介入排除、反社会的勢力等の排除	65
コンプライアンス	66
個人情報保護	68
役員構成・機構図	72
お客様総合相談室、経営支援部	74
関連企業	75
ネットワーク	76

協会の目的と基本理念・基本方針

協会の目的

兵庫県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者（以下、「事業者」という。）が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

経済変化への迅速・的確な対応を目指して

事業者のために

日本の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている事業者は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

兵庫県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の「公的保証人」となって、事業者と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は事業者の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、事業者の活力を創造していきます。

基本理念

当協会では、以下の「基本理念」を定め、激しく変動してゆく経済・社会の中で果たすべき役割と責任を十二分に認識し、事業者の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざしています。

**私たちは事業の維持・創造・発展に努力する
中小企業の良きパートナーとして
信頼される保証協会をめざし
地域経済・社会の発展に貢献します**

基本方針

「基本理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

1. 公正・的確・迅速な「信用保証」を提供する

- ①適正かつ健全な経営努力を続ける中小企業等の経営基盤の安定・強化に寄与するため、新たな信用創造に努め、適宜・適切な保証を提供する。
- ②自主・中立の公的機関として、第三者の介在・介入を排除し、適正保証の推進に努める。

2. 信頼される保証業務を推進する

- ①中小企業の良きパートナーとして地域経済・社会の発展に貢献するため、人材の育成に努め、資質の向上を図る。
- ②広く信頼される保証協会をめざし、多様化する中小企業のニーズに的確に応えるため、情報の提供、関係機関との連携強化に努め、より質の高い保証業務を推進する。

3. 揺ぎない経営基盤を確立する

- ①激変する金融環境の中であって、信用補完制度の健全な運営と発展を図るため、将来に亘って揺ぎのない経営基盤を確立する。
- ②情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。

協会の概要

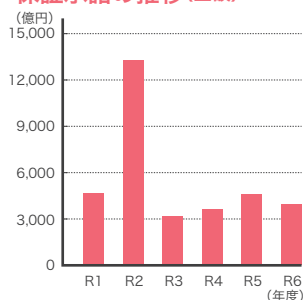
兵庫県信用保証協会の概要

設 立・・・昭和23(1948)年10月23日	常 勤 役 職 員・・・・・・・・234名
根拠法律・・・信用保証協会法 (昭和28(1953)年8月10日制定)	基 本 財 産・・・・・・・・985億円
関係法律・・・中小企業信用保険法 (昭和25(1950)年12月14日制定)	保 証 承 諾 額・・・・・・・・3,947億円
事 務 所・・・本所(神戸事務所)、阪神事務所、 姫路事務所、但馬支所、淡路支所、 西脇支所、加古川支所	保 証 債 務 残 高・・・・・・・・1兆6,582億円
	代 位 弁 済 額・・・・・・・・253億円
	求 償 権 回 収 額・・・・・・・・63億円

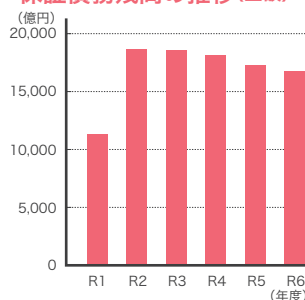
※数値は令和6年度末現在



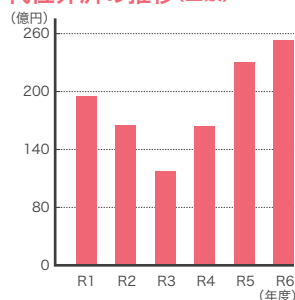
保証承諾の推移(金額)



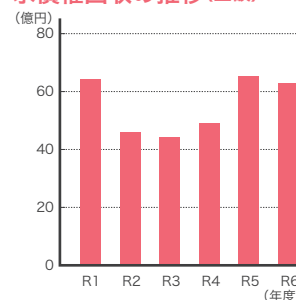
保証債務残高の推移(金額)



代位弁済の推移(金額)



求償権回収の推移(金額)



事務所・支所別の保証承諾、保証債務残高の状況

令和6年度
保証承諾
394,712
(100%)
協会全体

令和6年度
保証債務残高
1,658,232
(100%)

※単位:百万円

79,085
(20.0%)

292,824
(17.7%)

姫路事務所

40,379
(10.2%)

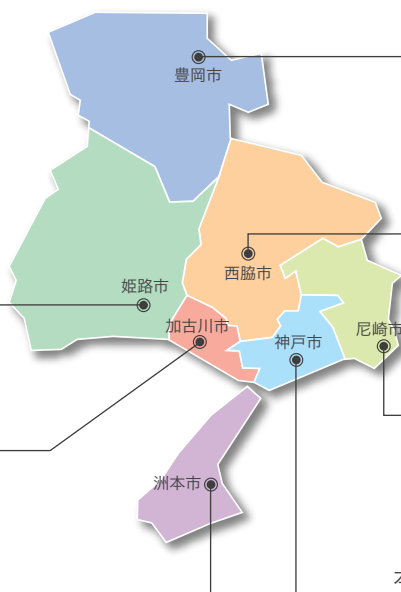
174,311
(10.5%)

加古川支所

11,119
(2.8%)

56,274
(3.4%)

淡路支所



8,979
(2.3%)

52,454
(3.2%)

但馬支所

30,973
(7.8%)

139,887
(8.4%)

西脇支所

96,379
(24.4%)

420,494
(25.4%)

阪神事務所

127,799
(32.4%)

521,989
(31.5%)

本所・神戸事務所

協会の沿革

◎私たちは地域とともに歩み続けていきます。

兵庫県信用保証協会が発足したのは、戦後の混乱が色濃く残る昭和23(1948)年のことでした。百貨店の一室を借り、8人で保証業務を開始して以来、地域とともに歩み続けています。この間、兵庫県は鉄道網や高速道路網の発達、明石海峡大橋の開通など大規模な基盤整備が進む一方で、阪神・淡路大震災による甚大な被害を受けるなど、激動の時代を駆け抜けてきました。我が兵庫県信用保証協会においては、それぞれの時代の変化を適切に捉え、タイムリーな信用保証業務を展開することで、県内事業者の金融円滑化に尽力してきました。

兵庫県信用保証協会の子な出来事

昭和23年	10月23日 兵庫県信用保証協会が社団法人として神戸市に設立	平成13年	「売掛債権担保融資保証」創設
昭和26年	「中小企業信用保険法」に基づく保険契約締結	平成14年	神戸事務所設置 「資金繰り円滑化借換保証(現「借換保証」)」、 「事業再生保証」創設
昭和29年	「信用保証協会法」に基づく法人に組織変更	平成15年	「下請振興関連保証」創設
昭和32年	姫路支所、尼崎支所開設	平成18年	保証料率体系を改正(9段階の保証料率体系を導入)
昭和33年	中小企業信用保険公庫(現㈱日本政策金融公庫)設立、 「信用補完制度」確立、但馬支所、淡路支所開設	平成19年	「責任共有制度」導入 「流動資産担保融資(ABL)保証」創設
昭和39年	「手形貸付根保証」、「手形割引根保証」創設	平成20年	阪神事務所を開設(尼崎支所を改組・改編) 「原材料価格高騰対応等緊急保証(景気対応緊急保証)」創設
昭和40年	「特別小口保証」、「追認保証」創設	平成23年	「東日本大震災復興緊急保証」創設 コンピュータ共同システム「コモンシステム」へ移行
昭和48年	保証債務残高1,000億円突破 西脇支所、加古川支所開設	平成26年	「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」創設
昭和61年	「当座貸越根保証」創設	平成27年	「養父市アグリ特区保証(養父市国家戦略特別区域農業保証)」創設
昭和62年	「事業者カードローン根保証」、「長期経営資金保証」創設	平成28年	「災害時発動型予約保証そなえ」、「ひょうご発展支援保証 リード(現「リードα」)」創設
昭和63年	保証債務残高5,000億円突破	平成29年	「短期継続保証たんけい」、「事業性評価保証タッグ」創設
平成5年	保証債務残高1兆円突破	平成30年	設立70周年を迎える 「経営改善借換保証ぜんしん」創設
平成7年	阪神・淡路大震災「災害復旧融資」創設 新本所ビル竣工 保証債務残高1兆5,000億円突破	令和2年	「新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)」創設
平成10年	「中小企業金融安定化特別保証」創設	令和4年	SDGs支援保証「ステップ」創設
平成12年	「特定社債保証<私募債>」創設	令和5年	「SDGs社債保証」創設



昭和38年
ポートタワー完成
(神戸新聞社撮影)



昭和47年
山陽新幹線開通
(神戸新聞社撮影)



昭和56年
神戸ポートアイランド博覧会開催
(神戸新聞社撮影)



平成7年
阪神・淡路大震災
(神戸新聞社撮影)



平成18年
神戸空港開港
(神戸新聞社撮影)



令和2年～
新型コロナウイルスの感染拡大
(兵庫県撮影)

協会の業務

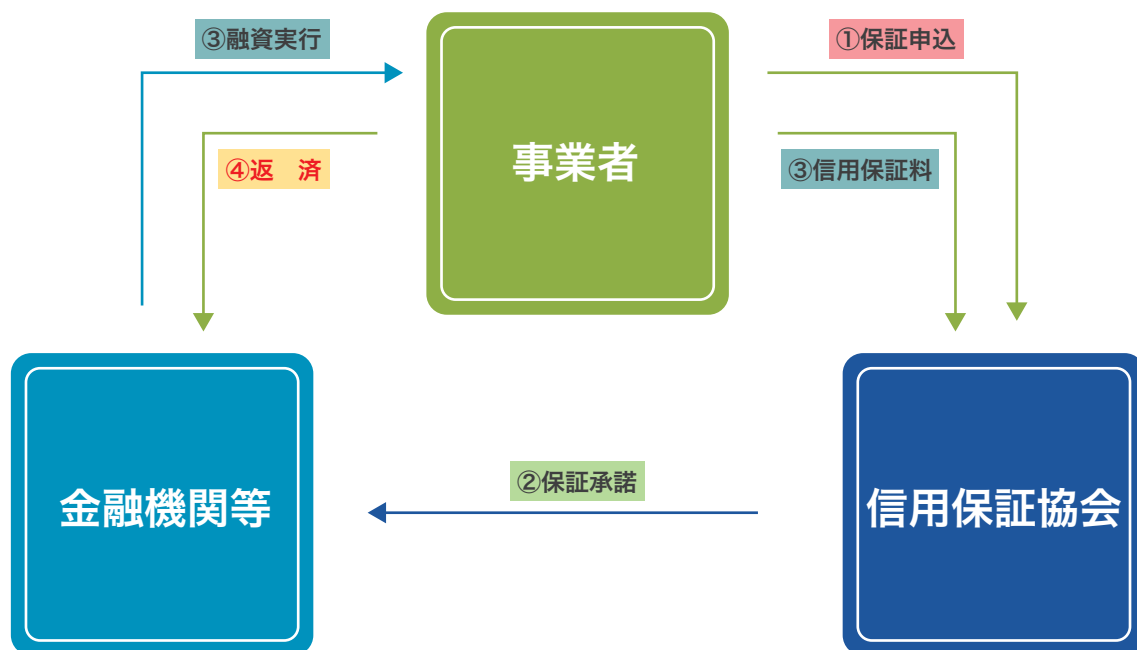
当協会は、事業者の金融円滑化促進を通じて地域経済・社会の発展に貢献することを役割とし、信用保証業務、経営支援業務、回収業務の三つの業務を中心に行っています。昨今の激しく変動する経済社会の中で、新たな保証商品の開発を含めた事業者への適切な保証の提供に加え、保証利用者のフォローアップ、実態を踏まえた返済相談に応じるなど様々な取組を通じてその役割を果たしています。

信用保証業務

信用保証協会では、事業者が金融機関から事業に必要な資金を借りる際、その保証人となることにより、事業者が資金を借りやすくなるように支援しています。

当協会では、創業や生産性向上、経営改善、事業承継等、事業者が抱える経営課題に応じた保証制度を用意しており、金融機関をはじめとした関係機関と連携の上、事業者の資金需要を把握し、迅速かつ的確な信用保証の提供に努めています。

特に、近年は、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)に伴う過剰債務や燃料・原材料価格の高騰、人手不足等に悩む事業者への資金繰り支援に全力で取り組むとともに、ポストコロナ時代における課題解決を促す保証を積極的に提供しています。



①保証申込

信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出して頂きます。

②保証承諾

信用保証協会は、事業内容や経営計画などを検討し、保証が可能か総合的に判断します。

③融資

保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関がご融資いたします。この際、信用保証協会へ所定の信用保証料をお支払いいただきます。

④返済

返済条件に基づき、借入金を金融機関へご返済いただきます。

経営支援業務

当協会では、創業支援や経営改善・事業再生支援、事業承継支援などライフステージの様々な局面における経営課題の解決を図るため、各種相談窓口を設け、関係機関と連携しながら積極的な経営支援に努めています。

創業支援

これから事業を始める方や創業間もない事業者への資金繰り支援をはじめ、創業計画策定支援や創業後のアフターフォロー、創業に関する理解と関心を深める創業イベントや学生向け起業家育成講座等を開催し、創業にかかる支援を行っています。

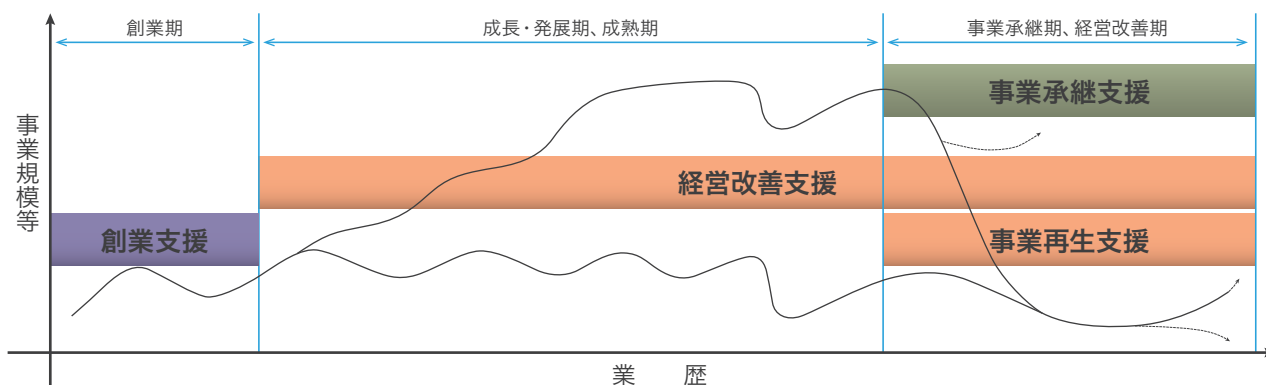
経営改善・事業再生支援

売上の減少等、経営課題を抱える事業者に対して、経営状態のモニタリングや課題解決に向けた提案、経営改善計画策定支援、中小企業診断士等の外部専門家派遣等を行い、経営改善にかかる支援を行っています。また、必要に応じて、取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う経営サポート会議を開催しています。

さらに、代位弁済後も意欲を持って事業を継続している事業者については、中小企業活性化協議会や金融機関等、関係機関と連携の上、事業再生にかかる支援を行っています。

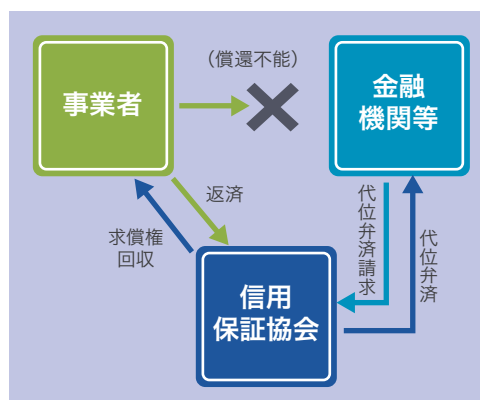
事業承継支援

事業承継での様々な局面での資金需要に対する資金繰り支援や「兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター」、金融機関と連携した円滑な事業承継サポート、事業承継に関する課題を解決するため、中小企業診断士等の外部専門家派遣等を行い、事業承継にかかる支援を行っています。



求償権回収業務

事業者が倒産などの事由により債務を返済できない事態（償還不能）となった場合、信用保証協会は金融機関に代位弁済を行います。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となり、事業者の実情に応じた債権（求償権）の回収を行います。求償権回収業務では、事業者との面談や電話等により返済交渉を行い、必要に応じて法的措置を行うなど、求償権の回収に努めています。



1. 兵庫県信用保証協会 SDGs宣言

当協会は、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざし地域経済・社会の発展に貢献します」という基本理念のもと、令和4年1月1日付で、SDGs(持続可能な開発目標)の趣旨に賛同することを宣言し、信用保証業務を通じてSDGsの推進を図り、目標達成に向けた取組を進めてまいります。また、当協会自身の取組に加えて、事業者の皆さまのSDGsの取組を後押ししていきます。

2. 兵庫県信用保証協会 SDGsへの主な取組

(1)信用保証を通じたSDGs達成への取組

①信用保証を通じた地域経済への貢献

- ・事業者への信用保証を通じた金融の円滑化及び雇用安定への貢献
- ・危機発生時における中小企業金融のセーフティネット機能の発揮
- ・SDGsに取り組もうとする事業者の後押しをする保証の展開



②創業者への保証支援

- ・創業関連保証に係る保証料割引の実施
- ・再挑戦支援保証の保証料割引の実施
- ・スタートアップ創出促進保証制度による経営者保証不要の取組と保証料割引の実施



③個別の課題に対応する事業者への保証支援

- ・事業承継に係る多様な資金需要に対応する「事業承継特別保証制度」等の推進
- ・高い技術・経営力を有する事業者、ワークライフバランスや女性活躍を推進している事業者、健康経営を実施している事業者に対して保証料の割引を実施する「技術・経営力発展保証「スター」」の推進
- ・防災・減災のための保証制度の推進(「災害時発動型予約保証「そなえ」」、「技術・経営力発展保証「スター」」)
- ・養父市国家戦略特別区域農業保証(通称: 養父市アグリ特区保証)の推進



(2)経営支援、イベントの開催を通じたSDGs達成への取組

①様々な課題に対応する事業者への経営支援

- ・創業フェア実施による起業家支援
- ・専門家派遣の実施
- ・各種経営支援による倒産企業低減への貢献
- ・SDGsに係る情報の発信等、事業者への啓発活動の推進



②その他の事業者への支援

- ・「ひょうご神戸スタートアップファンド」への出資
- ・国際フロンティア産業メッセ等の産業フェアへの参加



(3) その他の活動を通じたSDGs達成への取組

①協会経営を通じた地域社会への貢献

- ・コンプライアンス態勢の堅持
- ・リスク管理体制の強化
- ・IT技術の活用等による生産性向上
- ・反社会的勢力の排除への取組



②人材の育成

- ・ワークライフバランスの推進
- ・研修制度の充実、資格取得奨励制度による自己啓発意欲向上への取組
- ・SDGs推進チームの設置と職員の育成強化
- ・職員の健康管理に係る各種施策の推進
(令和4年9月1日健康企業宣言、令和5年10月3日健康優良企業「銀の認定」取得)
- ・女性活躍を推進する各種施策の推進
(令和6年2月15日ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定)
- ・子育て仕事の両立を支援する各種施策の推進(令和6年8月21日「くるみん認定」取得)



③地球環境保全への貢献

- ・「グリーンボンド」や「ソーシャルボンド」などのSDGs債の購入
- ・使用済用紙のリサイクル
- ・クールビズ、ウォームビズの推進
- ・Web会議の導入等業務のデジタル化による消費エネルギーの削減
- ・保証書の電子交付の取扱拡大や役員会をはじめとした内部会議でのタブレットによるペーパーレス化の推進
- ・フードドライブによる食品ロスの削減
- ・使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する取組の推進
(令和6年10月28日「再エネ100宣言 RE Action」に参加)



事業者のSDGsの推進を後押しする当協会の取組について

1.保証制度によるSDGsの推進

令和4年6月8日から「兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」または「兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度」に登録されている方」を対象としたSDGs支援保証「ステップ」を、また令和5年8月22日から兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」で一定以上の認証を取得された方を対象とした「SDGs社債保証」の取扱いを開始しました(商品の概要はP26-29で掲載)。

これらの保証商品は、通常の保証料率よりも割引となっておりますので、ぜひご利用ください。詳しくは当協会のホームページをご覧ください。



2.SDGs啓発用リーフレット「中小企業者のためのSDGsのご案内」の作成

より多くの事業者がSDGsに取り組んでいくため、当協会のSDGs啓発活動の一環として、「中小企業者のためのSDGsのご案内」を作成しました。

本リーフレットでは、SDGsの概要やSDGsが事業者にとってなぜ必要なのか(SDGsに取り組むメリット)、SDGs取組例、SDGsの進め方などをまとめています。リーフレットは当協会のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。



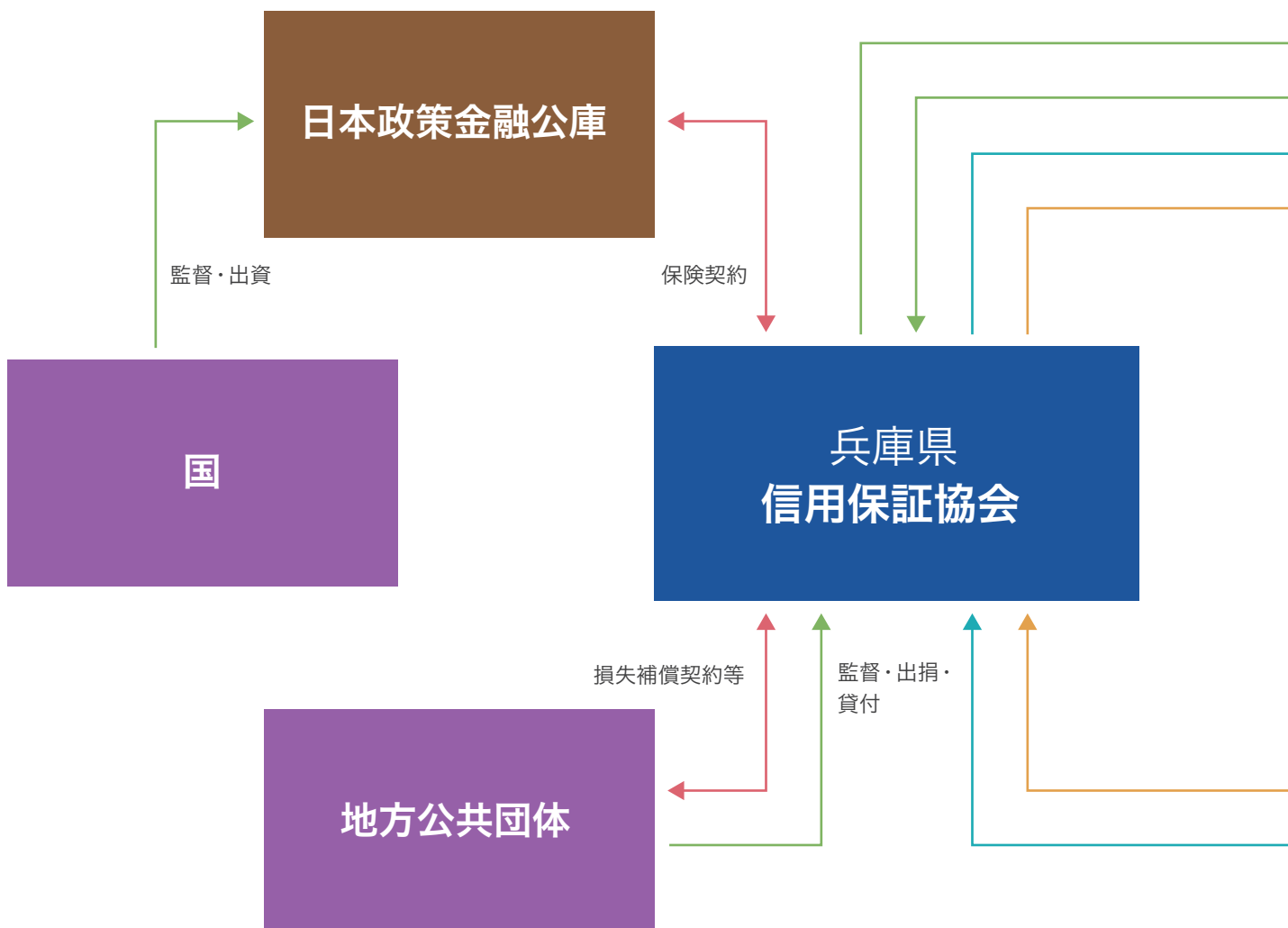
信用補完制度

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金等を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクへの資金的な裏付けを行います。さらに、信用保険制度により代位弁済に伴う信用保証協会のリスクをカバーし、負担を軽減することで、より広範な事業者の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、円滑な中小企業金融に貢献しています。



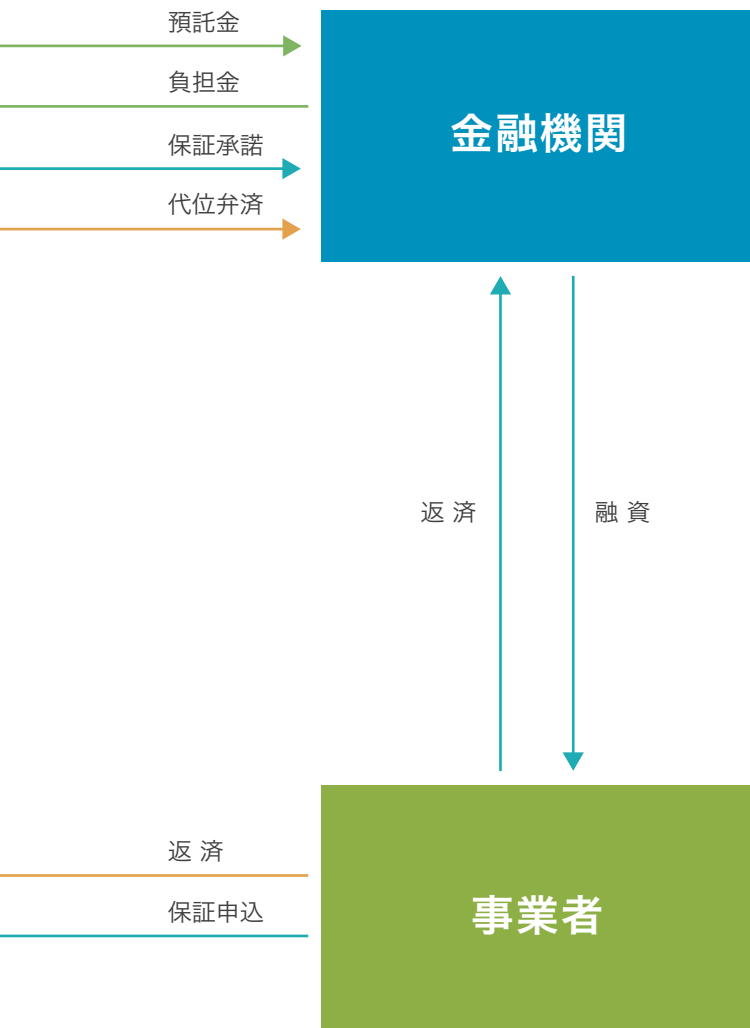
信用補完制度とは 「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です

信用保証制度

事業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、事業者へ円滑に資金供給を行っています。その際、信用保証協会は事業者から保証料を受領し、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対して代位弁済を行います。

信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結んでいます。万一、保証付融資が返済不履行になった場合、信用保証協会は金融機関に対して代位弁済を行います。この代位弁済額のうち一定の金額について、信用保証協会は日本政策金融公庫から保険金として受領し、その後、回収に応じて返納しています。



県・市町と信用保証協会との関係

県および20市3町では、事業者の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じた融資制度を実施しています。

融資制度によっては、当協会と県・市町との間に損失補償契約を締結しています。万一、代位弁済となった場合、信用保険制度で担保されない部分について、当協会は損失補償金を県・市町から受領し、その後、回収に応じて返納しています。

県は、当協会を通じて取扱金融機関へ資金の預託(令和6年度4,772億77百万円)をしています。この預託は、融資制度の積極的な実施と低金利貸出のための原資となります。

- 融資実行・返済までの流れ
- 事業者が借入金を返済できなくなった時の流れ
- 監督・出資・貸付等
- 保険契約等

信用保証制度と信用保険制度

信用保証制度のしくみ

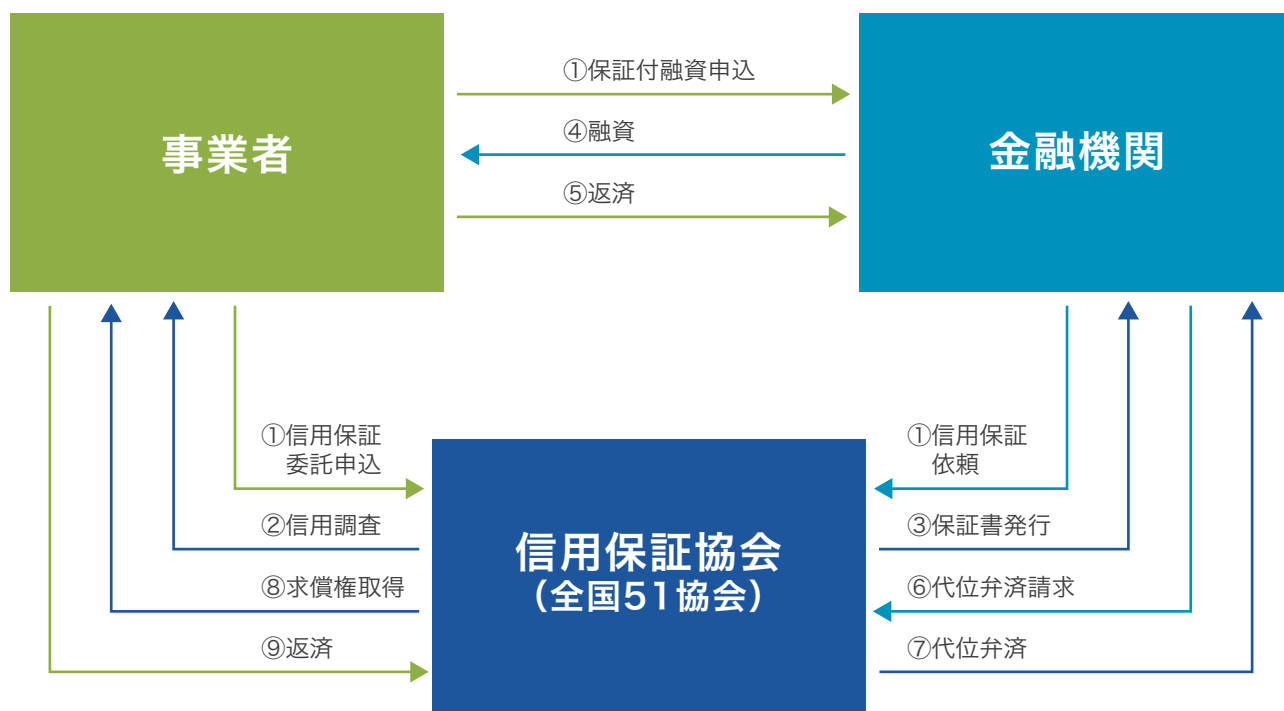
信用保証制度の当事者は、事業者、金融機関、信用保証協会（以下「保証協会」）の三者となります。

- ①事業者は金融機関を経由して保証協会に信用保証委託申込をします（保証協会へ直接申込みことも可能です。また、市町の商工担当部署や商工会・商工会議所などでも取扱っています）。
- ②保証協会は申込のあった事業者について信用調査をします。
- ③保証協会が審査の結果、信用保証が適当と認めたときは金融機関に対し保証書を発行します。
- ④金融機関は保証書に基づき事業者に融資を行います。このとき、事業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤事業者は融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金の返済をします。
- ⑥事業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦保証協会は金融機関からの請求に基づき、事業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧保証協会は事業者に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨事業者は保証協会に対して返済をします。

※①について、一部の制度等については金融機関経由での申込に限定されているものがあります。

※⑥～⑨は債務不履行が発生した場合

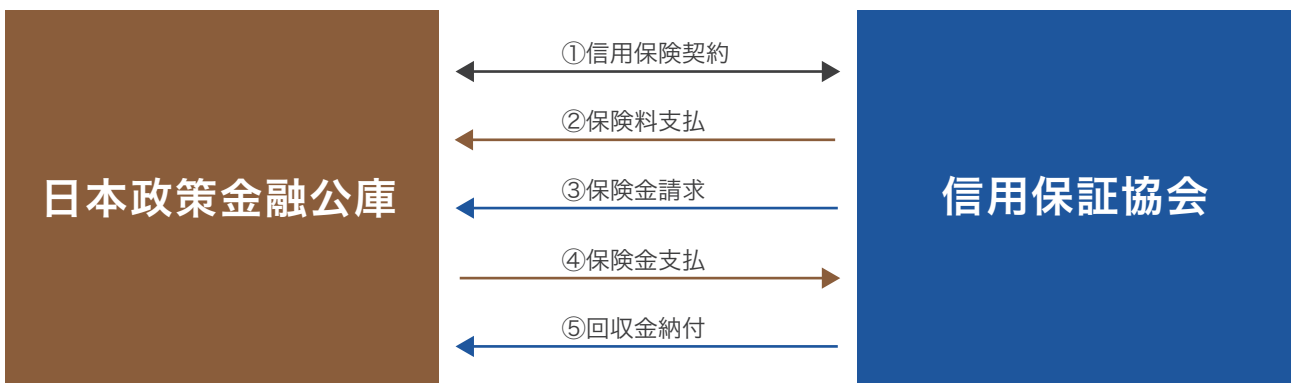
※保証付融資については保証協会と金融機関が適切な責任共有を図っています。詳細につきましては、18ページ「責任共有制度について」をご覧ください。



信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫(以下「日本公庫」と)と信用保証協会(以下「保証協会」と)の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%~90%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した事業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。



信用保証の利用について

企業規模

法人は、資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方(特定非営利活動法人(NPO法人)は常時使用する従業員数)が下表に該当すればご利用いただけます。

個人事業者は、常時使用する従業員数が下表に該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運送・倉庫業、不動産業、旅行業 等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種については下表のとおりです(特定非営利活動法人(NPO法人)には適用されません)。

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業 ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、アルバイト等臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人等は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただくことができます。

ただし、農業・林業・漁業、一部の金融・保険業、公序良俗に反する風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

所在地

個人の場合は、現に居住している住居または事業所を兵庫県内に有している方を対象としています。

法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を兵庫県内に有している先を対象としています。

ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

(令和7年7月現在)

業 歴

客観的に事業を行っていることが明らかな方を対象としています。
ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。
なお、創業関連保証については、創業前から対象となる場合があります。

保証限度額

個人・会社・医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

保証期間

個別の案件によって判断しますので、ご相談ください。
なお、特別な保険を利用した保証制度や特定の目的を持って創設された保証制度、県・市町の融資制度等については、それぞれの制度の定めるところによります。

資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

連帯保証人

必要となる場合があります。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

担 保

必要に応じて、不動産または有価証券などを提供していただきます。

責任共有制度について

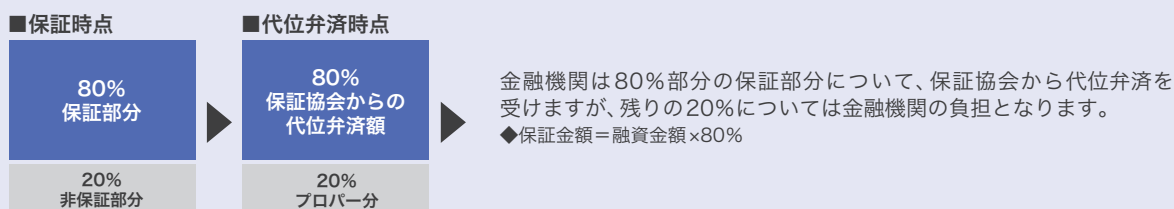
責任共有制度の導入について

保証協会の保証付融資については、原則として保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。

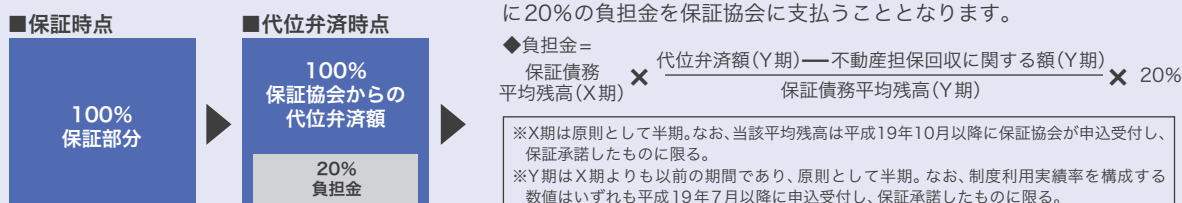
1. 責任共有制度の概要

金融機関は部分保証方式（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）、または負担金方式（金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式）のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。

【部分保証方式の場合】



【負担金方式の場合】



※金融機関がいずれの方式を選択しているかによって、ご利用の際の保証料や保証金額に影響することはありません。

※部分保証を前提に創設された保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証）については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

2. 責任共有制度の対象とならない保証

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には、次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

◎対象除外

（令和7年7月現在）

- ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号
- ②危機関連保証
- ③災害関係保証
- ④創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
- ⑤特別小口保険に係る保証
- ⑥事業再生保証
- ⑦小口零細企業保証
- ⑧求償権消滅保証（流動資産担保融資保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く）
- ⑨破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- ⑩東日本大震災復興緊急保証
- ⑪経営改善サポート保証（責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合）
- ⑫経営改善サポート保証【経営改善・再生支援強化型】（責任共有対象外保証又は危機指定期間に申込受付かつ融資実行された経営安定関連保証5号を残高と同額で借換する場合）
- ⑬伴走支援型特別保証制度（セーフティネット保証4号利用またはセーフティネット保証5号および一般保証について借換特例を利用した場合）

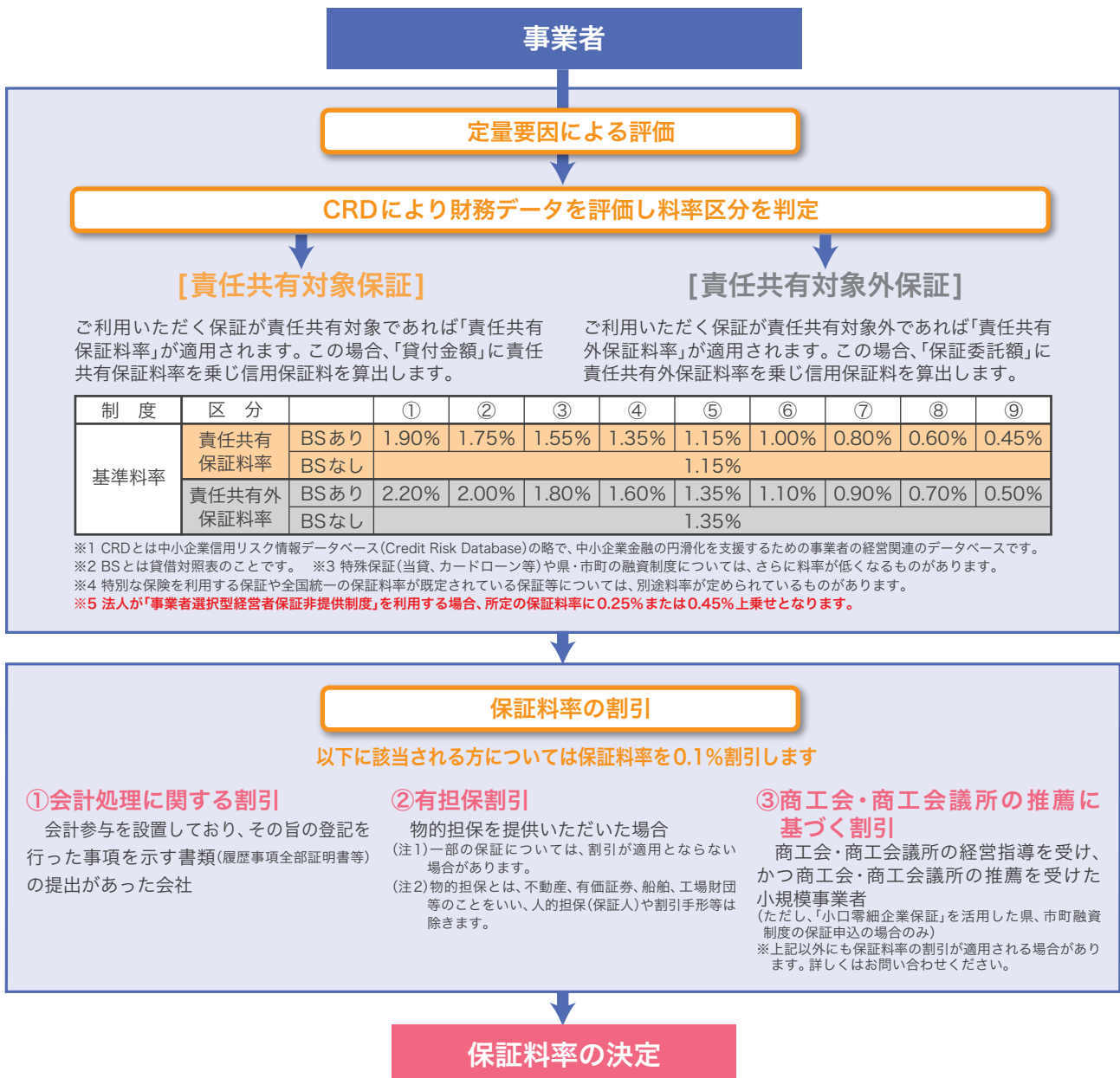
（注）特定非営利活動法人（NPO法人）は一部利用できない場合があります。

信用保証料①

保証料率

保証協会の保証によって融資を受けた場合は、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。保証料率は、平成18年4月から事業者の経営状況に応じた9区分の体系に改定しました(現在の責任共有外保証料率を適用)。平成19年10月の「責任共有制度」導入以降、現在の保証料率体系となっています。

保証料率決定スキーム



信用保証料②

信用保証料の計算

信用保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。
 なお、保証期間は、最終返済日が確定している保証(根保証等)は「日単位」、それ以外の保証は「月単位」で算出します。

※算出された保証料に円位未満の端数が生じたときは切捨てます。また保証料を複数の計算式により算出し合算する場合も、それぞれ円位未満の端数を切捨てた上、合算します。

【計算式 一括返済の場合(根保証を含む)】※月単位の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12}$$

【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 12カ月
 保証料率 1.15%
 $1,000\text{万円} \times 1.15\% \times 12 \div 12 = 115,000\text{円}$

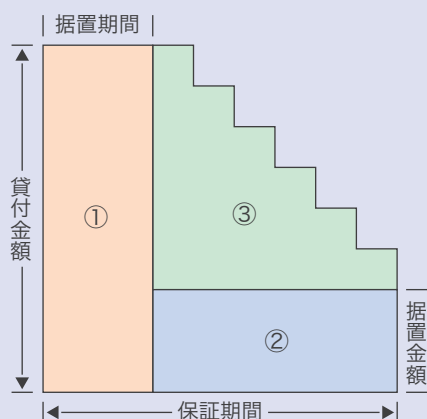
【計算式 分割返済の場合】※月単位の場合

$$\text{信用保証料} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$\text{①据置期間部分の信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{②据置金額部分の信用保証料} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{③分割返済部分の信用保証料} = (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}}{12} \times \text{分割係数}$$



【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 12カ月のうち6カ月据置
 毎月100万円の均等分割返済(5回)、残額500万円期日一括払
 保証料率 1.15%
 ① $1,000\text{万円} \times 1.15\% \times 6 \div 12 = 57,500\text{円}$
 ② $400\text{万円} \times 1.15\% \times (12 - 6) \div 12 = 23,000\text{円}$
 ③ $(1,000\text{万円} - 400\text{万円}) \times 1.15\% \times (12 - 6) \div 12 \times 0.70 = 24,150\text{円}$
 ① + ② + ③ = 104,650円

分割係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※分割係数とは、分割返済の場合の信用保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な信用保証料を算出するための数値です。

条件変更保証料の計算

条件変更保証料は次の方法により計算します(日割計算)。

- ①保証期限内の条件変更
条件変更保証料＝変更後条件による信用保証料－控除計算額(未経過保証料)＋未収保証料
- ②保証期限後の条件変更
条件変更保証料＝変更後条件による信用保証料＋期限経過後保証料＋未収保証料

未経過保証料の計算式

未経過保証料とは、既収保証料のうち条件変更の承諾日(変更承諾日)の翌日から変更前の保証期限まで(未経過期間)にかかる信用保証料をいい、未経過期間の返済方法に応じた未経過率等を用いて、次の方法により計算します。

未経過保証料＝既収保証料×未経過率

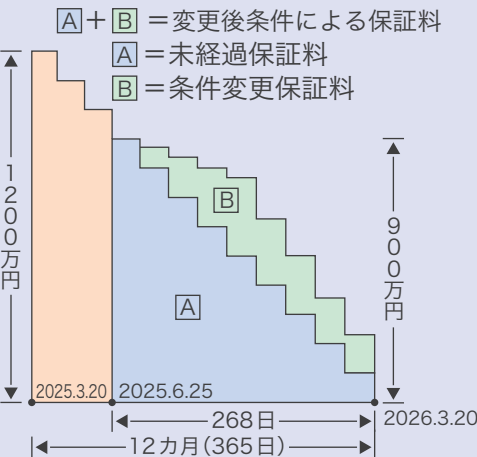
未経過率

一括返済(根保証を含む)の場合	未経過率＝未経過期間÷当初保証期間
分割返済の場合	未経過率＝(未経過期間÷当初保証期間) ²

【条件変更保証料の計算例(あくまで一例です)】

例1)保証期限内に返済方法を変更する場合

当初保証条件		変更後条件	
貸付金額	12,000,000円	変更後金額	9,000,000円
貸付日	2025.3.20	変更承諾日	2025.6.25
保証期限	2026.3.20	変更後期限	2026.3.20
保証期間	12カ月(365日)	変更後保証期間	268日
返済方法	2025.4から2026.2まで毎月20日に1,000,000円、残額1,000,000円期日返済	返済方法	2025.7から2025.10まで毎月20日に500,000円、2025.11から2026.2まで毎月20日に1,600,000円、残額600,000円期日返済
保証料率	1.15%	保証料率	1.15%



【計算例】

- 既収保証料 89,700円
- 未経過保証料 $[A]$ ＝既収保証料×未経過率
 $89,700円 \times (268日 \div 365日)^2 = 48,358円 \cdots ①$
 - 変更後条件による保証料 $[A] + [B]$ ＝
 変更後金額 $\times \frac{\text{保証料率} \times \text{変更後保証期間(日)}}{365} \times \text{分割係数}$
 $9,000,000円 \times \frac{1.15\% \times 268日}{365} \times 0.72 = 54,716円 \cdots ②$
 - 条件変更保証料 $[B] = ② - ①$
 $54,716円 - 48,358円 = 6,358円$

※不均等返済用の分割係数を適用しています。

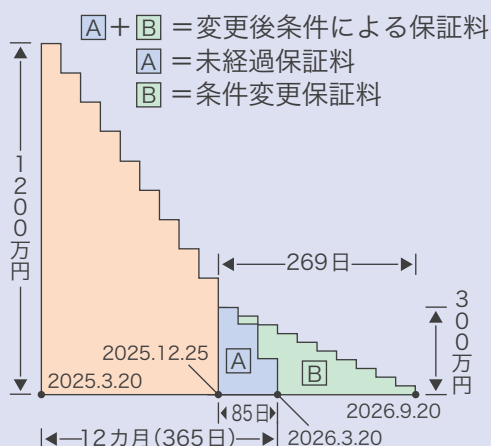
信用保証料③

例2)保証期限を超えて返済方法と保証期限を変更する場合

当初保証条件	
貸付金額	12,000,000円
貸付日	2025.3.20
保証期限	2026.3.20
保証期間	12カ月(365日)
返済方法	2025.4から2026.2まで 毎月20日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済
保証料率	1.15%



変更後条件	
変更後金額	3,000,000円
変更承諾日	2025.12.25
変更後期限	2026.9.20
変更後保証期間	269日
返済方法	2026.1から2026.8まで 毎月20日に300,000円、 残額600,000円期日返済
保証料率	1.15%



【計算例】

既収保証料 89,700円

●未経過保証料 A = 既収保証料 $\times$ 未経過率
 $89,700円 \times (85日 \div 365日) = 4,864円 \dots ①$

●変更後条件による保証料 $A + B$ =
 変更後金額 $\times \frac{\text{保証料率} \times \text{変更後保証期間(日)}}{365} \times \text{分割係数}$
 $3,000,000円 \times \frac{1.15\% \times 269日}{365} \times 0.65 = 16,526円 \dots ②$

●条件変更保証料 B = ② - ①
 $16,526円 - 4,864円 = 11,662円$

信用保証料の分割支払

信用保証料は一括支払の他、保証期間が2年を超える場合(当座貸越根保証、カードローン根保証は保証期間が1年を超える場合)は、申し出により以下の分割徴収基準表に基づき分割支払ができます。

(単位: %)

分割徴収 基準表

回数	保証期間	回次														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	2年超4年以下	75	25													
3	4年超6年以下	60	30	10												
4	6年超8年以下	45	35	15	5											
5	8年超10年以下	35	30	20	10	5										
6	10年超12年以下	30	20	20	15	10	5									
7	12年超14年以下	25	20	20	15	10	5	5								
8	14年超16年以下	20	20	15	15	10	10	5	5							
9	16年超18年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
10	18年超20年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
11	20年超22年以下	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
12	22年超24年以下	15	15	15	10	10	10	5	5	5	3	2				
13	24年超26年以下	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	3	2			
14	26年超28年以下	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
15	28年超30年以下	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
2	当座貸越 カードローン	50	50													

※第1回目の保証料は、貸付実行時にお支払いいただきます。第2回目以降の保証料については、1か年毎のお支払いとなります。

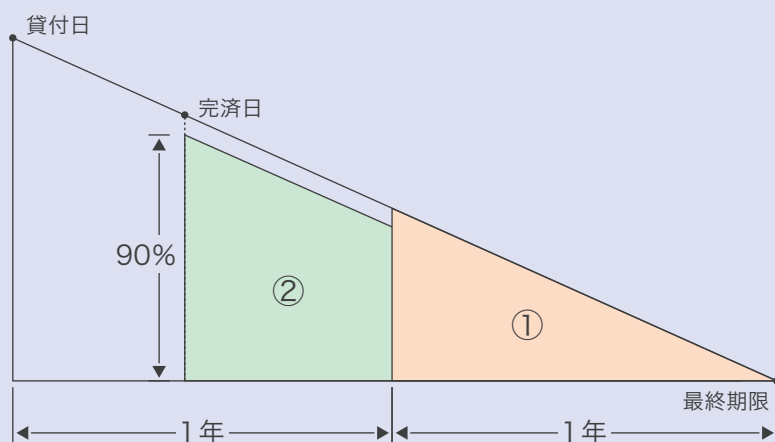
信用保証料の返戻(返戻保証料)

保証期限前に借入金を完済した場合は、信用保証料の一部を返戻しています。
返戻は次の①と②の合計金額です(ただし、1,000円以下は返戻しません)。

【計算式】

返戻保証料=①+②

- ①貸付実行日から起算して、保証期間を1年ごとの期間に区分し、完済日の属する期間(1年間)までを除いた未経過期間(年単位)にかかる信用保証料
- ②完済日の属する期間(1年間)については、完済した日までを除いた未経過期間にかかる信用保証料の90%



【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 24ヵ月(730日)、均等分割返済、保証料率 1.15%、当初保証料 138,000円、270日目に完済

$$\text{① } 138,000 \text{円} \times \left(\frac{365 \text{日}}{730 \text{日}} \right)^2 = 34,500 \text{円}$$

$$\text{② } [138,000 \text{円} \times \left(\frac{365 \text{日} + 95 \text{日}}{730 \text{日}} \right)^2 - 34,500 \text{円}] \times 90\% = 18,266 \text{円 (円未満切り捨て)}$$

$$\text{①} + \text{②} = \mathbf{52,766 \text{円}}$$

保証制度における 収益力改善に向けた支援の実施

兵庫県信用保証協会では、新型コロナの影響による過剰債務や燃料・原材料価格の高騰、人手不足等に悩む事業者への柔軟な資金繰りや前向きな取組に挑戦する事業者への的確な資金調達を支援するための保証制度をご用意しています。

課 題	主な保証制度
資金繰り	セーフティネット保証 (経営安定関連保証)
	兵庫県融資制度「経営安定資金」
	経営力強化保証制度
	協調支援型特別保証制度
	経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証) 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)(経営改善・再生支援強化型)
	経営改善借換保証「ぜんしん」
創業・再チャレンジ	創業関連保証
	再挑戦支援保証
	兵庫県融資制度「開業資金」
	地域活力向上保証「ふるさと」
	スタートアップ創出促進保証制度
事業承継	事業承継特別保証制度
	経営承継借換関連保証
	兵庫県融資制度「事業承継支援貸付」
	事業承継・M&A保証「リレー」
生産性向上	兵庫県融資制度「事業展開融資」
	事業性評価保証「タッグ」
SDGs 促進	技術・経営力発展保証「スター」
	兵庫県融資制度「地球環境保全資金」
	SDGs 支援保証「ステップ」
	SDGs 社債保証

・経営者保証ガイドラインに基づく経営者保証を不要とする保証
・保証料上乘せにより経営者保証を不要とする制度

※制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

制度の特長	
	・突発的な災害や全国的な不況等で売上等が減少し、経営の安定に支障が生じている方の資金調達を支援。 ・通常の保険とは別枠を利用。
	・売上減少等、経営の安定に必要な資金を低金利で調達することが可能。 ・セーフティネット保証および危機関連保証と併用することが可能。 ・制度例：「経営円滑化貸付」等
	・金融機関等による事業行動計画策定支援やフォローアップ等を通して経営の改善・強化を支援。 ・一般保証は、原則通常の保証料率よりも一区分低い料率が適用。セーフティネット保証5号は、年0.80%
	・プロパー融資(信用保証協会の保証を付さない融資)と保証付き融資を組み合わせ、事業者の経営課題解決を支援。 ・国による保証料の一部補助あり。
	・事業再生計画等に従って、経営改善に取り組む方を支援。 ・経営改善・再生支援強化型は、国による保証料の一部補助あり。 ・通常の保険とは別枠を利用。
	・あらゆる保証制度を長期で借換することで資金繰りの安定を図り、経営改善を支援。 ・保証期間最長20年。 ・プロパー融資(信用保証協会の保証を付さない融資)があるもしくは、本保証と同時実行が要件。
	・創業をお考えの方や創業間もない方の資金調達を支援。 ・保証料率年0.50%と低コストで資金調達が可能。 ・経営状況の悪化により事業の廃止や法人の解散を経験されてから5年経過する前に申込される方は、再挑戦支援保証の利用が可能。
	・創業関連保証や再挑戦支援保証との併用が可能。 ・低金利で資金調達が可能。
	・県外から県内に移住して創業する方や移転・事業所増設する方の創業・事業発展を支援。 ・保証料率平均25%割引。 ・創業関連保証との併用が可能。
	・会社設立による創業をお考えの方や創業間もない会社の資金調達を支援。 ・経営者を含め連帯保証人不要。 ・保証料率年0.70%と低コストで資金調達が可能。
	・事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす場合に、経営者を含め連帯保証人を徴求せず、事業承継の促進を支援。 ・中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認があった場合、保証料率を大幅に引き下げ。 ・プロパー融資の借換が可能。
	・経営承継を予定している会社で、経営者保証を提供している金融機関からの借入について経営者保証を不要とする融資に借換を行うことにより、事業承継の促進を支援。 ・中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認があった場合、保証料率を大幅に引き下げ。 ・プロパー融資の借換が可能。 ・経済産業大臣の認定要。
	・事業承継特別保証制度および経営承継借換関連保証等との併用が可能。 ・低金利で資金調達が可能。
	・事業承継にかかる多様な資金需要に対応し、円滑な事業承継を支援。 ・保証料率平均20%割引。 ・保証期間最長20年。
	・新分野進出資金や設備投資資金等、様々な制度により、事業展開を支援。 ・低金利で資金調達が可能。 ・保証料率20%割引。※保証料割引の対象とならない場合がございますので、詳細は各事務所・支所までお問い合わせください。 ・制度例：「事業応援貸付」「設備投資促進貸付」等
	・事業内容や成長性等を評価し、更なる事業の発展を支援。 ・保証料率平均20%割引。 ・保証期間最長15年。
	・技術力、経営力が評価される方の更なる事業の発展を支援。 ・保証料率平均20%割引。 ・技術・経営力評価報告書や事業継続計画書(BCP)等、関係機関の認定を受けた資料が必要。
	・地球温暖化対策や公害防止のために必要となる資金調達を支援。 ・低金利で資金調達が可能。 ・保証料率20%割引。
	・SDGs達成に向けた取組を行う方を支援。 ・保証期間最長15年。 ・保証料率平均20%割引。 ・他の保証付融資の借換が可能。
	・SDGs達成に向けて取り組む会社の社債発行による資金調達を支援。 ・保証料率平均25%割引。

主な保証制度①

このような方に	制 度	対 象
創業を お考えの方、 創業して 間もない方に	創業関連保証	新規に県内で開業する方で、次の①～⑦のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社 ⑦事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)
	再挑戦支援保証	経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年を経過していない方で、上記創業関連保証の①～④、⑦のいずれかに該当する方
	スタートアップ 創出促進保証制度	次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方 ②分社化を計画する会社 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ④設立後5年未満の分社化された会社 ⑤事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)
	地域活力向上保証 「ふるさと」	対象者1：創業者(創業前) ①兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 対象者2：創業者(創業後) ①兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 対象者3：中小企業・小規模事業者 ①兵庫県外にのみ事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事業所を増設または移転する方 ②従前は兵庫県外にのみ事業所を有しており、兵庫県内に事業所を増設または移転後、1年以内の方
小規模 事業者の方に	小口零細企業保証	次の要件①②のいずれかに該当する方 ①常時使用する従業員(組合員)数が20人以下の個人、会社、医業を主たる業種とする法人、協業組合、企業組合(商業、サービス業*を営む個人、会社は従業員5人以下)※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ②事業協同小組合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合
	小規模企業 支援型保証 「エール」	次の要件①から③に該当し、法人の場合は④および⑤、個人の場合は⑥および⑦に該当する方(組合、特定非営利活動法人(NPO法人)は除く) ①引き続き1年以上事業を営んでいること ②常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業*は5人)以下であること ※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ③当協会の保証利用実績がある、または取扱金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること 【法人の場合】 ④保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益(経常損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑤債務超過でないこと 【個人の場合】 ⑥保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額(所得損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑦申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること
更なる 事業の発展を 目指す方に	事業性評価保証「タグ」	金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である方
	SDGs支援保証 「ステップ」	次のいずれかに該当する方 ①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」において、SDGs推進宣言が登録されている方 ②兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度に登録されている方
	技術・経営力 発展保証 「スター」	次のいずれかに該当する方 ①(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」による評価を受け、その総合評価(全体評価)が2(フラット)以上であること ②兵庫県が実施する「ひょうごオンラインワン企業等認定・支援事業」において認定を受けていること ③(公財)兵庫県勤労福祉協会(ひょうご仕事と生活センター)より、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されていること ④日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けていること ⑤次のいずれかの事業継続計画(以下「BCP」という)を策定していること ア.中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする(入門コースは対象外)。 イ.兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP。 ウ.国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP。 ⑥兵庫県(神戸市内の企業は兵庫県と神戸市)より「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度」に基づく認定を受けていること
	短期継続保証 「たんけい」	1期以上の決算(確定申告)を行っている方 ※原則として、1企業1口限り利用可能とする。また、大口短期継続保証「たんけいプレミアム」との併用は不可。
	ひょうご発展 支援保証「リードα」	次のすべての要件に該当する株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ③取扱金融機関と与信取引があり、取扱金融機関の推薦があること ④直近の決算において、特定社債保証(P28)の表の基準①～③のいずれかに該当していること(ただし、口および八については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること)

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
(令和7年7月現在)

	限度額()内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率 (年)
	3制度を合算して3,500万円	運転・設備	10年以内 (うち据置1年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	不要	責任共有外保証料率：0.50% (※) (※)創業・再チャレンジ割引が適用され、通常の 保証料率より50%割引(1.00%→0.50%)
			10年以内 (うち据置1年以内 または3年以内)	不要		責任共有外保証料率：0.70% (創業関連保証の保証料率に0.20%上乘せ)
	2億8,000万円 (4億8,000万円)		10年以内 (うち据置1年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率： 0.31～1.47%(BSなし0.88%) ※通常の保証料率より平均25%割引
	2,000万円 (既保証付融資残高を含む)		7年以内 (うち据置6ヵ月以内)		原則として 不要	責任共有外保証料率： 0.50～2.20%(BSなし1.35%)
	2,000万円		運転：7年以内 (うち据置6ヵ月以内) 設備：10年以内 (うち据置6ヵ月以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は不要	不要	責任共有保証料率： 0.45～1.90%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率： 0.50～2.20%(BSなし1.35%)
	2億8,000万円 (4億8,000万円)		15年以内 (うち据置2年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率：0.31～1.70%(BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引
			10年以内 (うち据置1年以内)			
	5,000万円	運転	1年 ※最大4回までの継続 更新が繰り返し可能			責任共有保証料率：0.45～1.90%(BSなし1.15%) 2回目以降の継続更新時に一定の要件を満たした場合、 責任共有保証料率0.31～1.70%(BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引
	2億8,000万円	運転・設備	10年以内 (据置期間に制限なし)		不要	責任共有保証料率：0.36～1.52% ※通常の保証料率より20%割引

(お問い合わせ先はP77をご覧ください。)

主な保証制度②

このような方に	制 度	対 象																														
更なる 事業の発展を 目指す方に	財務要件型 無保証人保証	直近の決算において、下記特定社債保証の表の基準①～③のいずれかに該当している法人。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。																														
	流動資産担保 融資保証	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する方。ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。																														
	特定社債保証	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社で、経済産業省令で定める右記要件のうち、直近の決算において、基準①～③のいずれかに該当している方。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 <table><tr><th></th><th>項 目</th><th>基準①</th><th>基準②</th><th>基準③</th></tr><tr><td>イ</td><td>純資産額</td><td>5,000万円以上 3億円未満</td><td>3億円以上 5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td>ロ</td><td>自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td></td><td>純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>ハ</td><td>使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr><tr><td></td><td>インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table>		項 目	基準①	基準②	基準③	イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上		純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ハ	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上		インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
		項 目	基準①	基準②	基準③																											
イ	純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																												
ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																												
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																												
ハ	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																												
	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																												
SDGs社債保証	次のいずれにも該当する方 ①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において、「アドバンスステージ」または「ゴールドステージ」の認証を受けた方 ②上記特定社債保証の表の要件のうち、申込直前期の決算において基準①～③のいずれかに該当している方 ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。																															
スピーディー な資金調達に	金融機関提携保証 「飛躍(ひやく)」	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、士業法人、医療法人) ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																														
	金融機関提携保証 「ひやくライト」	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、士業法人、医療法人)および個人事業者 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)※の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ※個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付があること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																														
極度を 設定した タイムリーな 資金調達に	当座貸越(貸付専用型) 根保証	次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること 【個人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア～ウのいずれかに該当すること ア.中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること																														
	財務要件型無保証人・ 当座貸越根保証	直近の決算において、上記特定社債保証の表の基準①～③のいずれかに該当している法人。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。																														
	事業者カードローン 当座貸越根保証	次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること 【個人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア、イのいずれかに該当すること ア.中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること																														

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
(令和7年7月現在)

	限度額 ()内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率 (年)
	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備	一括返済：2年以内 分割返済：7年以内 (うち据置1年以内)	不要	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率：0.45～1.90%
	2億円		1年間 (個別保証は1年以内)		売掛債権、 棚卸資産	責任共有保証料率：0.68%
	発行限度額5億6,000万円 (当協会の保証金額は発行額の 80%[4億5,000万円]) ただし、他の保証 (経営安定関連保証等を除く) との合計で5億円以内		2年から7年までの 1年単位		原則として、 保証金額 2億円 (発行額 2億5,000 万円)超の 場合は必要	責任共有保証料率：0.45～1.90%
				責任共有保証料率：0.31～1.47%		
	1億5,000万円 ただし、「じんそく(廃止制度)」、 「スーパーじんそく(廃止制度)」 および「飛躍(ひやく)」の融資 残高合計が1億5,000万円を超え ない範囲		10年以内 (うち据置1年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は不要	不要	責任共有保証料率：0.45～1.90%
	5,000万円					
	2億8,000万円 (原則として100万円単位)		1年間または2年間 (年単位)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	原則として 保証金額が 5,000万円 以下は不要、 5,000万円 超の場合は 担保が必要	責任共有保証料率： 0.39～1.62% (BSなし0.98%)
	8,000万円			不要	不要	責任共有保証料率：0.39～1.62%
	2,000万円 (原則として100万円単位)			必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	原則として 不要	責任共有保証料率： 0.39～1.62% (BSなし0.98%)

(お問い合わせ先はP77をご覧ください。)

主な保証制度③

このような方に	制 度	対 象
万が一の備えに	災害時発動型 予約保証「そなえ」	当協会の保証対象要件に該当し、次のいずれかのBCP(事業継続計画)を策定している方 ①中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」のうち、入門コースを除いた基本、中級、上級コースのいずれかに準じたBCP ②兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ③「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP
事業承継時の 資金調達に	事業承継・M&A保証 「リレー」	次の①～③のいずれかに該当する方 ①事業承継計画を策定している、または事業承継後の方 ②被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している方 ③事業承継のために設立した持株会社(純粋持株会社、事業持株会社)
	事業承継特別 保証制度	次の①または②に該当し、かつ、③に該当する方 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 ③次のアからエの要件を全て満たす法人 ア資産超過であること イEBITDA有利子負債倍率*が10倍以内であること ウ法人・経営者の分離がなされていること エ返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)
	経営承継借換 関連保証	認定*1申請日から3年以内に事業承継(代表者交代等)を予定する認定取得者であって、次の①から④の全ての要件を満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率*2が10倍以内であること ③法人・経営者の分離がなされていること ④返済緩和中でないこと ※1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定 ※2 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)
資金繰りの 安定を 図りたい方に	経営改善借換保証 「ぜんしん」	次のすべての要件に該当する方 ①当協会の保証付融資残高があること ②申込金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア 申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある イ 本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う
経営の改善 発達を 目指す方に	経営力強化保証制度	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う方
	協調支援型特別 保証制度	次の①または②のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと
	経営改善サポート 保証(事業再生計画 実施関連保証)	中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)
	経営改善サポート 保証(事業再生計画 実施関連保証)(経営 改善・再生支援強化型)	
経済危機時 等に	経営安定関連保証 (セーフティネット 保証)	次の①～⑧に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じており、市町長または特別区長の認定を受けた方 ①大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける事業者 ②取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引事業者および近隣等に所在する事業者 ③突発的災害(事故等)により影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む事業者 ④突発的災害(自然災害等)により影響を受ける特定の地域の事業者 ⑤業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している事業者 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している事業者 ⑦金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している事業者 ⑧整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡された事業者のうち、再生の可能性があると認められる事業者
	危機関連保証	売上が減少する等、経営の安定に支障が生じていることについて、本店所在地または事業実態のある事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受けた方

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
(令和7年7月現在)

	限度額 ()内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率 (年)
	2億8,000万円(4億8,000万円) ※BCP(事業継続計画)に基づく 金額とする ※本申込時には利用できる 保証の空き枠の範囲内とする	運転・設備	【予約期間】 予約決定日から1年間	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ 徴 求	事前予約時：保証料は不要 本 申 込 時：利用する保証に応じた保証料が必要
	2億8,000万円	別に定める ※保証制度の ご案内等を 参照して ください。	20年以内 (うち据置2年以内)			責任共有保証料率： 0.31～1.70%(BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引
	2億8,000万円 (4億8,000万円)		10年以内 (うち据置1年以内)			不要
	2億8,000万円					
	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備	20年以内 (うち据置3年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要		責任共有保証料率： 0.45～1.90%(BSなし1.15%)
		運転・設備 セーフティネット保証 5号の場合、所定の コロナ関連保証の 既往借入金の借換を 含むこと	【一括返済】 1年以内 【分割返済】 運転5年以内、 設備7年以内、 借換10年以内 (うち据置1年以内)			責任共有保証料率： 0.45～1.75%(BSなし1.15%) 原則、通常の保証料率より一区分低い料率が適用 セーフティネット保証5号：0.80%
		運転・設備	【一括返済】 1年以内 【分割返済】 10年以内 (うち据置、運転1年以内、 設備・運転設備3年以内)			責任共有保証料率：0.45～1.90% ※対象者①の場合、国による保証料補助(当初保証料 に限る)により、保証料の負担は0.23～0.95% 相当額(令和8年4月1日以降の保証申込受付分 は補助率が異なる) ※対象者②の場合、国による保証料補助(当初保証料 に限る)により、保証料の負担は0.34～1.43% 相当額
			【一括返済】 1年以内 【分割返済】 15年以内 (うち据置1年(経営改善・ 再生支援強化型は3年) 以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要 なお、経営改善・再生支援 強化型における経営者保証 免除対応を適用する場合、 連帯保証人は不要		責任共有保証料率：0.70% 責任共有外保証料率：0.80%
			10年以内	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要		責任共有保証料率：0.80% (左記対象の⑤、⑦、⑧に該当する方) 責任共有外保証料率：0.90% (左記対象の①～④、⑥に該当する方)
		10年以内 (うち据置2年以内)		責任共有外保証料率：0.80%		

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。

主な兵庫県融資制度

資金名		申込みのできる方	資金用途	融資条件		
				限度額	利率(年)	融資期間 (据置期間)
新分野進出資金	事業応援貸付	・既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野・海外進出などにより、概ね2年以内に売上増加が見込まれる方	運転・設備	1億円	1.55%	10年(2年)
	SDGs 支援貸付	・県の「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証を受けた方		2億8,000万円	1.15%	15年(2年)
	事業承継支援貸付	・事業承継を予定している方、又は事業承継をした方				10年(2年)
設備投資資金	設備投資促進貸付	・設備の新設・更新を行う方	設備およびこれに伴う運転	3億円 (注1)	1.35%	15年(2年)
		・BCPに基づき、防災関連対策を行う方		15億円 (注1)		
		・県(地域産業立地課)の確認を受け、県が定める重点立地促進事業を行う方		100億円 (注1)		
開業資金	新規開業貸付	・新規に個人で事業を開始する、又は開始後5年未満の方 ・新規に会社を設立する、又は設立後5年未満の方 (創業関連保証対応)	運転・設備	3,500万円	1.25%	10年(1年)
	経営者保証 免除貸付	・新規に会社を設立する、又は設立後5年未満の方で、経営者保証不要の融資を希望される方(スタートアップ創出促進保証制度対応)				
経営安定資金	経営円滑化貸付	・最近3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している方 ・セーフティネット保証5号の認定を取得した方など	運転・借換	1億円	1.45%	10年(2年)
	経営円滑化貸付 (米国関税措置 対策)	・米国の関税措置の影響により、最近1か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している方				
	災害対応貸付	・災害により事業所等に被害を受け、り災証明書等を取得した方 ・災害に係るセーフティネット保証4号の認定を取得した方	運転・設備	2億 8,000万円	0.90%	
	経営力強化貸付	・金融機関などの支援により事業計画を策定し経営力の強化を図る方 (経営力強化保証制度対応) (米国関税措置の影響を受けている(又は受ける見込みである)方は、融資額3,000万円を上限に保証料の概ね1/4を兵庫県が補助)<取扱期間:令和7年12月末日協会申込受付分まで(令和8年1月末日融資実行分まで)>	運転・設備 借換	企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	1.45%	運転 5年(1年) 設備 7年(1年) 借換 10年(1年)
	企業再生貸付 (経営改善・再生 支援強化型)	・経営サポート会議や中小企業活性化協議会などの支援により事業再生を行う方(経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)制度対応)(保証料の一部を国が補助)		2億 8,000万円	1.15%	15年(3年)
借換資金	借換等貸付	・兵庫県中小企業融資制度や信用保証付き融資を借り換えたい方	借換	1億円	1.95%	10年(1年)
	プロパー借換 貸付	・経営者保証を付けているプロパー融資を経営者保証を付けない信用保証付き融資に借り換えたい方		2億 8,000万円		

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
(令和7年7月現在)

資金名		申込みのできる方	資金用途	融資条件		
				限度額	利率(年)	融資期間 (据置期間)
長期資金		・長期の一般的な運転資金を必要としている方	運転	1億円		10年(2年)
協調支援型特別貸付		①申込額の1割以上のプロパー融資を同時に借り受ける方 ②金融機関によるモニタリングを受ける方 (協調支援型特別保証制度対応) (保証料の一部を国が補助) (米国関税措置の影響を受けている(又は受ける見込みである)方は、融資額3,000万円を上限に保証料の概ね1/4を兵庫県が補助)＜取扱期間：令和7年12月末日協会申込受付分まで(令和8年1月末日融資実行分まで)＞	運転・設備 借換	企業 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	1.95%	設備 10年(3年) 運転・借換 10年(1年)
経営者保証非提供 促進貸付		・経営者保証不要の融資を希望し、一定の要件を満たす方 (事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度対応) (保証料の一部を国が補助)		8,000万円 (セーフティ ネット保証 別途8,000万円)		10年(1年)
短期資金		・短期の一般的な運転資金を必要としている方	運転	3,000万円	1.70%	1年
小規模資金	特別小規模貸付	・小規模事業者で一般的な資金を必要とする方 (小口零細企業保証対応) ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。		2,000万円	1.65%	7年(6か月)
	小規模無担保貸付	・小規模事業者で特別小規模貸付の限度額を超える 資金が必要な方 ※既存の協会保証残高との合計で4,500万円を限度とします。		2,500万円	1.85%	
経営活性化資金		・取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査で資金を 調達したい方		5,000万円 運転資金のみ は3,000万円	金融機関 所定	7年(1年) 運転資金のみ は5年(6か月)
神戸市独自資金	こうべ創業支援 貸付	・事業を開始して5年未満の方 (創業関連保証対応) (保証料の全額を神戸市が補助)	運転・設備	400万円	1.65%	7年(1年) 設備のみは 1年6か月
	こうべおうえん	・小規模事業者で一般的な資金を必要とする方 (小口零細企業保証対応) ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度と します。 (保証料の全額を神戸市が補助)		1,000万円		
	こうべ躍進	・新たな事業展開等により売上又は利益の増加が見込まれる方 (保証料の1/2を神戸市が補助)		400万円	1.55%	
	こうべ小規模	・小規模事業者でこうべおうえんの限度額を超える資金が 必要な方 ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度と します。 (保証料の1/2を神戸市が補助)			1.85%	
	こうべ季節貸付	・夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方	運転	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別途 定める	6か月

※上表は主な要件のみを掲載しており、各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。
(注1)保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。

信用保証トピックス

米国関税措置への対応

特別相談窓口の設置

◎「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置し、借換えや返済緩和の条件変更など資金繰り相談に対応

米国関税措置への対応策等を解説した動画の作成

◎米国関税措置による事業者への影響や対応策等について、中小企業診断士による解説動画を作成し、当協会ホームページに公開

兵庫県中小企業融資制度の米国関税措置対策

経営円滑化貸付(米国関税措置対策)の創設 ～通常の経営円滑化貸付から要件緩和～

◎通常の「経営円滑化貸付」から売上減少比較期間が短縮(3か月⇒1か月)

協調支援型特別貸付、経営力強化貸付の保証料補助 ～兵庫県による保証料補助～

◎米国関税措置の影響を受けた、又は今後影響を受ける見込みである方を対象として、融資額3,000万円を限度に
兵庫県が保証料の概ね1/4を補助

神戸市独自資金特別小規模貸付－こうべおうえん ～融資限度額・神戸市による保証料補助拡充～

◎融資限度額が拡充(400万円⇒1,000万円)

◎神戸市による保証料補助が拡充(**保証料の1/2相当額を補助⇒保証料の全額を補助**)

経営者保証を不要とする保証の推進

事業者選択型経営者保証非提供制度 ～幅広い保証制度に適用可能～

◎所定の保証料率に0.25%または0.45%上乘せすることで、経営者保証を不要とする資金調達が可能

◎幅広い保証制度において横断的に適用することが可能(一部適用できない制度等があります)

◎国から**保証料の一部が補助**される「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」あり(令和7年度:0.10%、令和8年度:0.05%相当額の補助あり)

プロパー融資借換特別保証制度 ～経営者保証を提供するプロパー借入を借換し解除～

◎経営保証を**提供**する申込金融機関のプロパー借入を経営者保証が不要な本制度で借換し解除

※事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度およびプロパー融資借換特別保証制度の取扱い期間は、**令和9年3月31日まで**

「経営者保証に関するガイドライン」に基づく取扱い

◎金融機関連携型、財務型、担保充足型

その他、経営者保証を不要とすることが定められた保証制度等

協調支援型特別保証制度の創設

金融機関と協調して課題解決を後押しするため、創設された保証制度

◎プロパー融資と保証付き融資を組み合わせ、金融機関と関係強化

◎国が**保証料の1/2相当額を補助**(令和8年4月1日以降は補助率が異なります)

※プロパー融資を組み合わせしない場合、1/4相当額の補助

創業・再チャレンジ支援

「スタートアップ創出促進保証制度」～経営者保証不要で資金調達～

◎連帯保証人が**不要!!**

◎不動産などの担保が**不要**

◎低保証料率(「創業・再チャレンジ保証料割引」により年1.2%⇒0.7%に引き下げ)

創業・再チャレンジ保証料割引～創業をお考えの方や創業間もない方の円滑な資金調達を支援～

◎創業関連保証、スタートアップ創出促進保証制度、再挑戦支援保証を利用される際の保証料率を0.5%引下げ

◎地域活力向上保証「ふるさと」利用時の保証料率を平均25%割引

SDGsの達成に向けた支援

SDGs支援保証「ステップ」～SDGs達成に向けて取り組む事業者の第一歩を後押し～

◎通常の保証料率より**平均20%割引!!**

◎保証期間が最長15年

「SDGs社債保証」～大型で幅広い資金需要にお応えします～

◎通常の社債保証制度の保証料率より**平均25%割引!!**

◎通常の社債保証制度の適債基準に加え、兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において、「アドバンスステージ」または「ゴールドステージ」の認証を受けた方が対象

技術・経営力発展保証「スター」～更なる事業の発展をサポート～

◎通常の保証料率より**平均20%割引!!**

◎技術力・経営力、ワークライフバランスなどの取組が評価されている方が対象

兵庫県中小企業融資制度の保証料率割引

令和7年度兵庫県中小企業融資制度のうち、事業展開等を支援する以下の融資制度について、保証料率を通常から20%割引しています。

対象となる融資制度

◎事業応援貸付、事業応援貸付-SDGs支援貸付、事業承継支援貸付、設備投資促進貸付、新規開業貸付、地球温暖化対策設備等設置資金、最新規制適合車等購入資金

業務運営方針

「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、ポストコロナ時代において様々な課題を抱える事業者に対して、関係機関と連携しながら、個々の実情に寄り添った資金繰り支援を実施します。また、「新型コロナウイルス感染症対応資金」(以下、「ゼロゼロ融資」という。)等による過剰債務を抱えた事業者に対しては、モニタリング等を活用して早期の経営支援の着手を行い、ソフトランディングを図ります。

さらに、新たな事業展開を目指す事業者の資金ニーズを積極的に支援することや、経営者保証を不要とする保証の推進により創業や事業承継を促すことで、地域創生に貢献していきます。

そのほか、公的機関としての社会的責任を果たすため、SDGsへの取組をはじめ、業務の効率化に向けてデジタル化に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底に努めます。

1. 個別企業の実情に応じた的確な保証支援の実施

原材料価格の高騰や人手不足の深刻化等、事業者を取り巻く環境が厳しさを増す中、コロナ禍の影響等により過剰債務を抱え、資金繰りに課題を有する事業者に対して、決算状況や借入状況等のみで判断せず、定性面や将来性、収益力の改善見込み等に重点を置いた柔軟な審査により、個々の実情に寄り添った的確な資金繰り支援を実施します。

また、創業者やポストコロナ時代を生き抜くための前向きな取組に挑戦する事業者に対して、最適な保証制度の的確な提供により、その実現を後押しします。

くわえて、保証後のフォローアップ支援を適切に実施することで、事業者の課題解決と収益力改善を後押しし、地域創生に貢献します。

2. フォローアップ支援の重点的な実施

経営上の様々な悩みを抱え、金融機関からの支援が届きにくい創業者や事業者に対して、金融機関と連携したモニタリング等によるフォローアップ支援を重点的に実施し、個々の状況を早期に把握するとともに、必要に応じて外部専門家派遣や支援機関との連携・協働等につないでいくことで、金融と経営の一体的な支援を展開し、事業者の収益力改善と代位弁済の抑制を最大限図っていきます。

3. 経営者保証を不要とする取組の促進

従来からの「経営者保証ガイドライン」に加え、国により創設された「事業者選択型経営者保証非提供制度」や信用保証料の一部補助が措置される「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」等を最大限に活用し、経営者保証を不要とする保証の推進に積極的に取り組むことで、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に貢献し、スタートアップや思い切った事業展開、早期の事業再生等を行いやすい環境づくりを目指していきます。

4. 関係機関との更なる連携

厳しい経営環境にある事業者に寄り添った支援を実施するため、金融機関担当者との同行訪問を実施するなど、金融機関との連携・協調体制を維持・強化し、情報の共有を図りつつ、適切なリスク分担にも配慮し、様々な経営課題に対応した保証支援・経営支援につなげていきます。

また、地域の支援機関との連携を一層強化し、各機関の強みを活かした効果的な事業者支援を展開していきます。

5. 経営・再生支援の取組強化

コロナ禍や厳しい経済情勢の影響を受け経営に支障を来している事業者や経営者の高齢化・後継者不在等、事業承継に課題を抱える事業者、さらには創業者や事業の転換・拡張等に取り組む事業者等に対して、金融機関や支援機関との連携のもと外部専門家派遣を活用するなど、事業者の実情に沿ったプッシュ型の経営支援を積極的に実施するとともに、きめ細かなフォローアップを強化し、事業者の収益力改善につなげていきます。

また、再生支援が必要と判断される場合は、協会自らが早期に中小企業活性化協議会へつないでいく等、主体的な再生支援に取り組めます。

さらに、これらの経営支援の実効性を高め、事業者から頼られる存在になるため、経営支援に係る内部人材の育成・専門的な支援ノウハウの蓄積に取り組めます。

6. 経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標等

経営支援を通じて事業者の収益力改善へ一層貢献するため、「外部専門家派遣により経営改善を目的とした経営診断又は経営改善計画の策定を行った事業者」の「売上高」及び「営業利益率」を指標とした経営支援の効果検証を行っていきます。

なお、支援実施後1期目から3期目までの各事業年度について、指標毎に「支援実施前から良化した事業者の割合」を算出することとし、1期目は各指標それぞれ「45%以上」、2期目は「50%以上」、3期目は「55%以上」を目標値とします。

7. 回収の効率化と事業再生、生活再建の推進

ゼロゼロ融資等の代位弁済が増加し、無担保求償権の割合が高水準で推移することが見込まれるなど、回収環境はますます厳しさを増すことが想定されます。

このような中、引き続き、個々の求償権の状況を的確に見極め、適切に進捗管理を行い、回収見込みのある先には、適宜、一括返済交渉や不履行先に対する法的措置等を行うとともに、管理実益のない先には速やかに管理事務停止を行うなど、回収の効率化を推進します。

また、代位弁済後も事業継続中の先や債務の解決に向け誠実に取り組む先等に対しては、事業再生や生活再建を積極的に支援します。

これらの取組について、より一層推進するため、管理回収業務のスキルアップを図るとともに、サービスを更に有効に活用します。

8. 組織の整備と活性化

多発する自然災害、不安定な国際情勢もあいまって、社会情勢は急速な変化局面を迎えています。それゆえ、事業者の抱える課題は複雑化し、急速に多様化しています。そこで、保証協会には、こうした事業者の課題に対し迅速かつ適切に対応できる、柔軟な組織体制の構築が今後ますます必要となります。

まずは、迅速な対応を可能にするために、業務の効率化、とりわけデジタル化を推進します。また、適切な対応を行うため、豊富な知識を持つ人材の確保・育成に努めます。さらには、どのような状況下でも事業者をサポートできるよう危機管理体制の整備に努めます。

上記のことを推進するためには、SDGsを意識した取組も欠かせません。まずは、保証協会自身の取組として、積極的に職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、女性活躍の推進を図り、組織の活性化に努めます。さらには、様々な取組を通じ、SDGsの意識を職員間で醸成し、そのマインドをもって事業者に寄り添っていけるよう努めます。

9. コンプライアンス態勢の強化・徹底

公的機関としての信頼を維持するため、引き続き法令のみにとどまらず、広く社会規範を遵守する必要があります。そのため、コンプライアンス・プログラムを策定し、継続的な研修を行い、役職員のコンプライアンス意識の徹底に努めることに加えて、リスクマネジメントの徹底により、コンプライアンス違反を防ぐ組織体制の整備を目指します。

また、暴力団をはじめとする反社会的勢力等の排除に向け、新聞やインターネットを活用して情報収集し、データベースを更に拡充することに加え、「兵庫県警」と反社会的勢力等の排除に向けた意見交換を随時行う等、態勢の強化を図ります。

業務計画(中期)

(単位: 百万円、%)

項 目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	金 額	対前年度計画比	金 額	対前年度計画比	金 額	対前年度計画比
保証承諾額	400,000	105.3	350,000	87.5	350,000	100.0
期末保証債務残高	1,633,000	97.8	1,520,000	93.1	1,441,000	94.8
代位弁済額	30,000	120.0	30,000	100.0	25,000	83.3
求償権実際回収額	5,600	121.7	5,400	96.4	5,200	96.3

令和7年度経営計画

業務運営方針

兵庫県の景気は、コロナ禍から経済活動が正常化し、堅調なインバウンド需要などにより持ち直しの動きが一部で見られるものの、原材料価格の高騰や人手不足の深刻化等を背景に、県内の倒産件数は増加傾向にあり、予断を許さない状況が続いています。

先行きについては、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催により、インバウンド需要の更なる高まりや、ビジネスチャンスの拡大が期待できる一方で、為替や金融資本市場の変動が不透明であり、加えて、米国における新たな関税の導入やウクライナをはじめとする国際紛争の継続など、依然として不安定な国際情勢も見られるため、引き続き動向を注視する必要があります。

事業者においては、コロナ禍で増大した債務の返済に加え、原材料価格の高騰や人材確保のためのコスト増加が重なる中、価格転嫁が難しい場合も多いと想定されます。また、金融政策の正常化による「金利のある世界」への転換に伴い、返済負担の増加も懸念されており、事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増す可能性があります。

このような状況の中、経営改善、収益力の向上、事業承継をはじめとした経営課題を抱える事業者に寄り添い、解決のための支援を早期に実施していくことが求められています。

当協会は、こうした業務環境を踏まえ、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、金融機関や関係機関と緊密に連携し、様々な経営課題に直面する事業者に対して、最適な保証の提供や、個々の実情に応じた金融と経営の一体支援を実施することで、経営課題の早期解決につなげます。

また、経営者保証を不要とする保証、創業・再チャレンジ支援等の推進により、地域経済の発展を後押しするとともに、SDGs達成に向けた取組を通じて、持続可能でよりよい社会の実現に貢献します。

この方針を実践するため、各部門において以下を中心に業務を推進します。

1 保証部門

様々な経営課題に直面する事業者に寄り添いながら対話を重ね、適切なリスク分担に基づく最適な保証の提供や継続的な伴走支援に努めるとともに、経営者保証を不要とする保証、創業・再チャレンジ支援等の推進により、地域経済の持続的な発展を後押しします。

2 期中管理・経営支援部門

関係機関との連携のもと、事業者に寄り添ったきめ細かなフォローアップを推進し、早期に経営改善支援・事業再生支援・再チャレンジ支援等に取り組むことで、人手不足や事業承継なども含め多様化する経営課題の解決を後押しします。また、経営支援の質向上のため、人材の育成や経営支援の効果検証に取り組みます。

3 回収部門

サービスや関係部署との連携のもと、個々の求償権に応じた回収方針の策定と進捗管理を徹底し、効果的な回収に努めるとともに、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」等を活用した事業再生、生活再建の支援にも積極的に取り組みます。

4 その他間接部門

コンプライアンス態勢の強化・徹底を行うとともに、誰もが働きやすい職場環境の整備、デジタル技術を活用した業務の効率化等によって経営基盤の安定に努めます。また、脱炭素をはじめとするSDGs達成に向けた取組を推進します。

業務計画

1. 保証承諾額等

項 目	金 額	対前年度実績比
年間保証承諾額	380,000百万円	96.3%
期末保証債務残高	1,543,000百万円	93.1%
代位弁済額	30,000百万円	118.4%
求償権実際回収額	5,700百万円	90.5%

2. 基本財産と支払準備資産

(1) 基本財産	令和7年度末保有見込額	102,076百万円
(2) 支払準備資産(借入金除く)	令和7年度末保有見込額	200,006百万円

収支計画

(単位: 百万円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出		経常収入	
業務費	3,837	保証料	16,009
借入金利息	0	預け金利息	242
信用保険料	7,418	有価証券利息配当金	1,522
責任共有負担金納付金	1,159	延滞保証料	0
雑支出	0	損害金	121
		事務補助金その他	53
		責任共有負担金	2,644
		雑収入	111
計	12,414	計	20,702
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	27,965	償却求償権回収金	807
雑勘定償却	68	責任準備金戻入	11,415
退職金	1	求償権償却準備金戻入	1,376
責任準備金繰入	10,911	求償権補填金戻入	24,214
求償権償却準備金繰入	1,788	その他収入	0
その他支出	0		
計	40,733	計	37,812
		収支差額変動準備金取崩額	0
収支差額	5,367		
合 計	58,514	合 計	58,514

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和6年度事業概況

事業方針

令和6年度は、当協会の基本理念、中期事業計画及び現下の経済情勢等を踏まえ、事業計画及び基本財産と支払準備資産の見込を以下のとおりとしました。

事業計画

(1)保証承諾額	400,000百万円	(前年度計画比 105.3%)
(2)期末保証債務残高	1,633,000百万円	(同 97.8%)
(3)代位弁済額	30,000百万円	(同 120.0%)
(4)求償権実際回収額	5,600百万円	(同 121.7%)

基本財産と支払準備資産の見込み

(1)基本財産保有額	96,363百万円	(前年度計画比 107.7%)
(2)支払準備資産	198,190百万円	(同 103.7%)

県下の経済金融情勢と事業の実施状況

コロナ禍から経済活動が正常化し、堅調なインバウンド需要などにより持ち直しの動きが一部で見られたものの、原材料価格の高騰や人手不足の深刻化等を背景に、事業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、県内の倒産件数は増加傾向にあります。

このような状況のもと、令和6年度の事業の実施状況は以下のとおりとなりました。

保証業務

厳しい経営環境が続く事業者に対し、個別に寄り添いながら、「伴走支援型特別保証制度」等を活用し、柔軟な資金繰り支援を実施しました。また、金融機関と緊密な連携を図りつつ、保証後における事業所への訪問等のモニタリングを実施するとともに、経営者保証を不要とする保証を積極的に推進しました。

期中管理・経営支援業務

様々な経営課題を抱える事業者に対して、重点支援先の選定及び金融機関との役割分担により、ターゲットを絞ったプッシュ型及びフォローアップ型の支援を推進し、課題解決を後押ししました。また、兵庫県地域支援金融会議の枠組みを通じてひょうご信用創生アワードを開催し、参加機関をはじめとする関係機関と優れた支援事例を共有するとともに、協会職員による経営支援の好事例を横展開することで、経営支援方策・質の向上につなげました。

求償権回収業務

個々の求償権の状況把握に努め、サービサーや関係部署と連携しつつ、実情に応じた効果的な回収に取り組みました。また、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」や「経営者保証ガイドライン」を活用し、求償権関係人の事業再生や生活再建の支援に積極的に取り組みました。

当期の業績

令和6年度の業績は次のとおりとなりました。

保証業務実績

(1) 保証承諾

件数	23,191件	(前年度実績比 94.2%)
保証承諾額	394,712百万円	(当年度計画比 98.7%) (前年度実績比 86.3%)

令和6年6月末で「伴走支援型特別保証制度」の取扱いが終了し、保証申込の落ち込みが見られたものの、金融機関提携保証「飛躍」「ひやくライト」、ひょうご発展支援保証「リードα」といった当協会独自商品の積極的な活用等により、保証承諾額は概ね当年度計画どおりとなりました。

(2) 期末保証債務残高

件数	125,548件	(前年度実績比 100.4%)
保証債務残高	1,658,232百万円	(当年度計画比 101.5%) (前年度実績比 96.2%)

「伴走支援型特別保証制度」によるゼロゼロ融資の借換等の影響で、想定よりも保証債務残高の減少が抑えられ、保証債務残高は当年度計画を上回りました。

(3) 代位弁済

件数	2,163件	(前年度実績比 106.8%)
代位弁済額	25,338百万円	(当年度計画比 84.5%) (前年度実績比 110.1%)

ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、原材料価格の高騰や人手不足等の影響により事業継続が困難になる事業者も顕在化しており、代位弁済額は前年度を上回りましたが、「伴走支援型特別保証制度」によるゼロゼロ融資の借換えを積極的に実施したこと等により、当年度計画を下回りました。

基本財産と支払準備資産実績

(1) 基本財産

基本財産	98,461百万円	(当年度計画比 102.2%) (前年度実績比 105.3%)
基金	19,460百万円	(前年度実績比 100.0%)
基金準備金	79,001百万円	(同 106.8%)

(4) 求償権

求償権 実際回収額	6,300百万円	(当年度計画比 112.5%) (前年度実績比 96.9%)
--------------	----------	-----------------------------------

無担保求償権や法的整理の割合が増加するなど、回収環境が厳しさを増す中、現地訪問等により個々の求償権関係人の状況を把握し、返済交渉や法的措置等を積極的に行った結果、回収額は当年度計画を上回りました。

求償権償却額	23,762百万円	(当年度計画比 88.0%) (前年度実績比 118.5%)
--------	-----------	-----------------------------------

保険金	19,600百万円	(前年度実績比 117.9%)
損失補償補填金	1,712百万円	(同 163.6%)
償却準備金等	2,450百万円	(同 103.1%)

求償権残高	5,880百万円	(前年度実績比 112.2%)
-------	----------	-----------------

求償権残高は、代位弁済額が前年度実績よりも増加したことから、前年度実績を上回りました。

(2) 支払準備資産(借入金及び関連会社株式を除く)

支払準備資産	202,605百万円	(当年度計画比 102.2%) (前年度実績比 101.5%)
--------	------------	------------------------------------

現金	1百万円	(前年度実績比 118.8%)
預け金	50,870百万円	(同 104.9%)
有価証券等	151,734百万円	(同 100.5%)

支払準備資産は、代位弁済額が当年度計画を下回ったこと等により、当年度計画・前年度実績を上回りました。

令和6年度経営計画の達成に関する評価及び公表

業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。令和6年度の外部評価の内容につきましては当協会のホームページに公表する予定です。

令和6年度の主な取組

SDGs(持続可能な開発目標)の取組

当協会では、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し地域経済・社会の発展に貢献します」という基本理念のもと、令和4年1月1日付でSDGs(持続可能な開発目標)の趣旨に賛同することを宣言しました。

具体的な行動として、SDGs支援保証「ステップ」や「SDGs社債保証」の推進、「再エネ100宣言 RE Action」への参加、くるみん認定の取得、SDGs債(グリーンボンド、ソーシャルボンド)の継続運用などに取り組みました。

引き続き、当協会ではSDGsの目標達成に向けた取組を進めるとともに事業者のSDGsの取組を後押ししていきます。



SDGs(持続可能な開発目標)

創業イベント等の開催

当協会では、地域経済の活力向上につながる創業を支援するため、各種創業イベントを開催しています。

令和6年度は、創業予定の方や創業後概ね5年未満の方を対象とした「創業フェアひょうご2024&ビジネスサロン」(令和6年10月8日)を開催。創業ミニセミナー、先輩経営者によるトークセッション、異業種交流会、自社PR会などを実施し、50名の皆さまにご参加いただきました。



創業フェアひょうご2024&ビジネスサロン

ビジネスフェアへの出展

令和6年9月5日、6日の2日間にわたり、神戸国際展示場において開催された「国際フロンティア産業メッセ2024」に出展しました。

当協会の出展ブースでは、多くの方々に保証協会を知っていただくため、パネルの展示やパンフレットの配布、デジタルサイネージの設置などにより、信用保証のしくみや各種保証制度の紹介を行いました。

また、当協会をご利用中の企業19社に対して出展を支援し、自社製品や技術をPRする場として、ご活用いただきました。



国際フロンティア産業メッセ2024

「2024 ひょうご信用創生アワード」を開催

令和6年11月7日、ラッセホールにおいて「2024 ひょうご信用創生アワード」を開催し、約110名の方にご参加いただきました。

本アワードは兵庫県地域支援金融会議の参加機関による優れた成果を上げた金融、経営支援の事例を顕彰するとともに、支援機関や事業者の皆さまと共有することにより、兵庫県の地域経済の発展に寄与することを目的としています。

当日は、事前選考により優秀事例に内定した6事例についてプレゼンテーションが行われ、最終審査を経て、最優秀事例を決定しました。また、SDGs達成に向けて優れた取組を行っている事例および創業支援に関する優れた取組を行っている事例には選考委員特別賞を授与しました。



2024 ひょうご信用創生アワード

各地で開催されている創業塾等へ講師を派遣

当協会では、県内の商工会や商工会議所が開催している創業塾などに職員を派遣し、信用保証制度の概要や創業前後に活用できる保証制度の説明、創業計画書を作成する際のポイントなどについて、講義を行っています。

今後も商工会・商工会議所との連携を強化し、創業をお考えの方や創業間もない方への支援に努めていきます。



加西市商工会議所での様子

地域の支援機関等と連携したイベント等を開催

当協会では、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、兵庫県信用組合、兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター、兵庫県中小企業活性化協議会等と連携協定を締結しており、定期的な情報交換や、個別の経営支援にかかる連携、合同の相談会・セミナー等のイベント開催を実施しています。

令和6年10月9日には兵庫県中小企業団体中央会・兵庫県信用組合と連携した「アイデンティティ型デザイン経営セミナー」、令和6年10月17日、10月24日、11月14日には兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター・中兵庫信用金庫と連携した個別相談会、令和7年2月18日には兵庫県中小企業活性化協議会・日本政策金融公庫・商工組合中央金庫と連携した中小企業活性化セミナーを実施しました。



アイデンティティ型デザイン経営セミナー

財務報告

貸借対照表・財産目録

貸借対照表

(令和7年3月31日現在 単位: 千円、%)

借 方				貸 方			
科 目	令和5年度	令和6年度	対前年度比	科 目	令和5年度	令和6年度	対前年度比
現金	663	788	118.8	基本財産	93,461,026	98,460,820	105.3
現金	663	788	118.8	基金	19,459,578	19,459,578	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	74,001,448	79,001,242	106.8
預け金	48,483,076	50,869,860	104.9	制度改革促進基金	0	0	-
当座預金	344,003	448,168	130.3	収支差額変動準備金	46,730,512	49,230,409	105.3
普通預金	1,209,094	3,444,632	284.9	その他有価証券評価差額金	-230,901	-297,900	129.0
通知預金	0	0	-	責任準備金	11,711,271	11,622,520	99.2
定期預金	46,900,000	46,950,000	100.1	求償権償却準備金	1,210,772	1,397,603	115.4
郵便貯金	29,979	27,060	90.3	退職給与引当金	2,277,727	2,296,761	100.8
金銭信託	3,000,000	0	0.0	損失補償金	4,661,467	4,558,346	97.8
有価証券	148,150,628	151,920,936	102.5	保証債務	1,724,511,856	1,658,231,724	96.2
国債	0	0	-	求償権補填金	0	0	-
地方債	33,327,855	33,185,381	99.6	保険金	0	0	-
社債	114,711,908	118,548,615	103.3	損失補償補填金	0	0	-
株式	21,000	21,000	100.0	借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	長期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策	0	0	-
ファンド出資	89,865	165,939	184.7	金融公庫分)	0	0	-
譲渡性預金	0	0	-	短期借入金	0	0	-
その他	0	0	-	(うち日本政策	0	0	-
動産・不動産	1,795,011	1,804,111	100.5	金融公庫分)	0	0	-
事業用不動産	1,503,721	1,504,830	100.1	収支差額変動	0	0	-
事業用動産	291,290	299,281	102.7	準備金造成資金	0	0	-
所有動産・不動産	0	0	-	基金補助金	0	0	-
建設仮勘定	0	0	-	雑勘定	55,361,119	51,567,071	93.1
損失補償金見返	4,661,467	4,558,346	97.8	仮受金	422,776	272,506	64.5
保証債務見返	1,724,511,856	1,658,231,724	96.2	保険納付金	298,445	308,358	103.3
求償権	5,242,710	5,880,057	112.2	損失補償納付金	42,589	62,557	146.9
譲受債権	0	0	-	未経過保証料	54,548,636	50,874,272	93.3
雑勘定	3,849,438	3,801,532	98.8	未払保険料	5,846	4,638	79.3
仮払金	2,396	7,047	294.1	未払費用	42,828	44,740	104.5
保証金	6,950	7,100	102.2	有価証券未払金	0	0	-
厚生基金	143,232	128,487	89.7				
連合会勘定	29	1,281	4468.1				
未収利息	296,808	321,898	108.5				
有価証券未収入金	0	0	-				
未経過保険料	3,400,023	3,335,720	98.1				
合 計	1,939,694,848	1,877,067,353	96.8	合 計	1,939,694,848	1,877,067,353	96.8

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

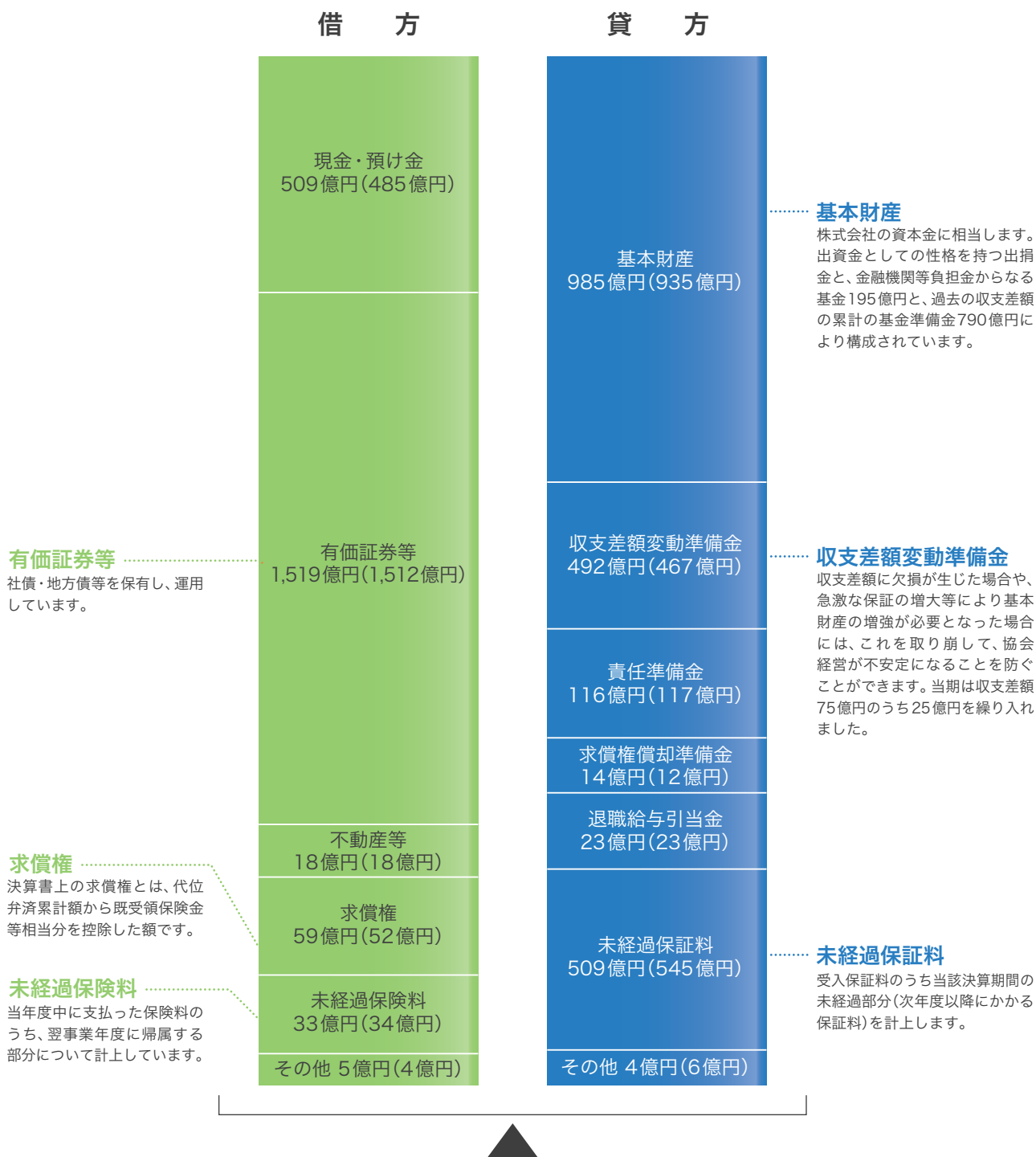
財産目録

(令和7年3月31日現在 単位: 千円、%)

資 産				負 債			
科 目	令和5年度	令和6年度	対前年度比	科 目	令和5年度	令和6年度	対前年度比
現金	663	788	118.8	その他有価証券評価差額金	-230,901	-297,900	129.0
預け金	48,483,076	50,869,860	104.9	責任準備金	11,711,271	11,622,520	99.2
金銭信託	3,000,000	0	0.0	求償権償却準備金	1,210,772	1,397,603	115.4
有価証券	148,150,628	151,920,936	102.5	退職給与引当金	2,277,727	2,296,761	100.8
動産・不動産	1,795,011	1,804,111	100.5	損失補償金	4,661,467	4,558,346	97.8
損失補償金見返	4,661,467	4,558,346	97.8	保証債務	1,724,511,856	1,658,231,724	96.2
保証債務見返	1,724,511,856	1,658,231,724	96.2	求償権補填金	0	0	-
求償権	5,242,710	5,880,057	112.2	借入金	0	0	-
譲受債権	0	0	-	雑勘定	55,361,119	51,567,071	93.1
雑勘定	3,849,438	3,801,532	98.8				
合 計	1,939,694,848	1,877,067,353	96.8	合 計	1,799,503,310	1,729,376,124	96.1
				正味財産	140,191,538	147,691,229	105.3

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和6年度貸借対照表(図解)



※()内は前期の数字

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)、損失補償金見返(資産)と損失補償金(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

収支計算書

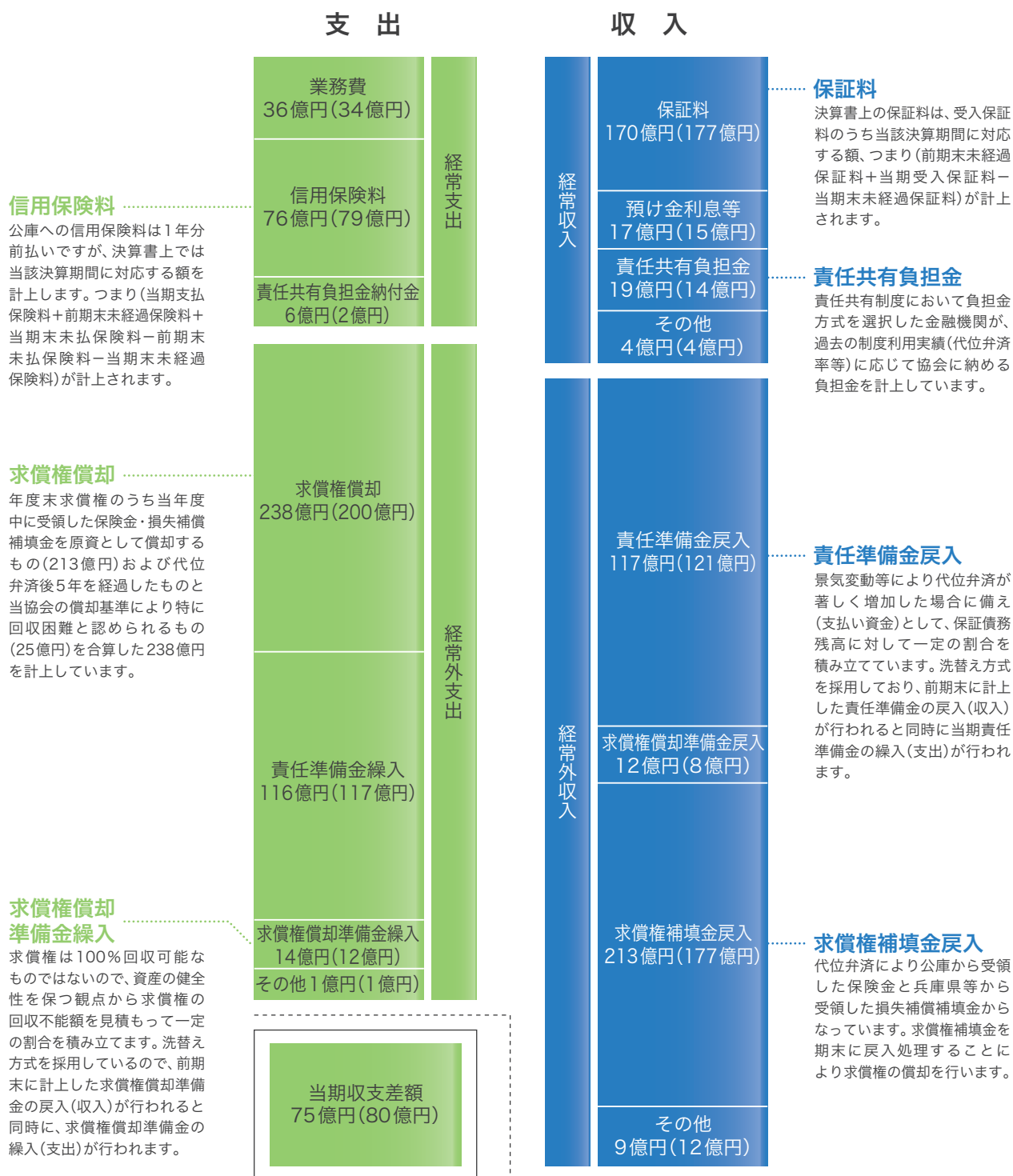
収支計算書

(令和7年3月31日現在 単位: 千円、%)

支 出				収 入			
科 目	令和5年度	令和6年度	対前年度比	科 目	令和5年度	令和6年度	対前年度比
経常支出				経常収入			
業 務 費	3,417,742	3,551,737	103.9	保 証 料	17,677,927	17,031,578	96.3
役職員給与	1,344,531	1,383,745	102.9	預け金利息	165,968	238,544	143.7
退職給与引当金繰入	162,754	171,624	105.5	有価証券利息・配当金	1,334,349	1,431,302	107.3
其他人件費	466,410	514,710	110.4	調 査 料	0	0	-
旅 費	8,113	8,630	106.4	延滞保証料	0	0	-
事 務 費	555,427	649,373	116.9	損 害 金	194,592	175,030	89.9
賃 借 料	56,978	57,481	100.9	事務補助金	45,404	48,986	107.9
動産・不動産償却	201,100	210,336	104.6	責任共有負担金	1,371,745	1,946,848	141.9
信用調査費	12,313	13,446	109.2	雑 収 入	158,332	154,220	97.4
債権管理費	537,234	465,364	86.6				
指導普及費	37,639	41,196	109.5				
負 担 金	35,243	35,831	101.7				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	7,916,321	7,568,468	95.6				
責任共有負担金納付金	208,828	630,528	301.9				
雑 支 出	12,260	0	0.0				
合 計	11,555,151	11,750,733	101.7	合 計	20,948,317	21,026,508	100.4
経常収支差額	9,393,166	9,275,775	98.8				
経常外支出				経常外収入			
求償権償却	20,045,273	23,761,635	118.5	償却求償権回収金	927,643	834,459	90.0
譲受債権償却	0	0	-	責任準備金戻入	12,145,997	11,711,271	96.4
雑勘定償却	69,965	70,523	100.8	求償権償却準備金戻入	756,315	1,210,772	160.1
有価証券評価損	0	0	-	求償権補填金戻入	17,668,532	21,311,756	120.6
有価証券売却損	0	0	-	保 険 金	16,621,877	19,599,871	117.9
退 職 金	13,735	3,490	25.4	損失補償補填金	1,046,655	1,711,886	163.6
責任準備金繰入	11,711,271	11,622,520	99.2	有価証券評価益	0	0	-
求償権償却準備金繰入	1,210,772	1,397,603	115.4	有価証券売却益	0	0	-
その他支出	52,565	6,632	12.6	補 助 金	0	0	-
				その他収入	254,472	18,061	7.1
合 計	33,103,581	36,862,404	111.4	合 計	31,752,960	35,086,319	110.5
経常外収支差額	-1,350,621	-1,776,085	131.5				
				制度改革促進基金取崩額	0	0	-
				収支差額変動準備金取崩額	0	0	-
当期収支差額	8,042,545	7,499,690	93.3				
収支差額変動準備金繰入額	2,680,848	2,499,897	93.3				
基本財産繰入額	5,361,697	4,999,793	93.3				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和6年度収支計算書(図解)



※()内は前期の数字

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

基本財産①

基本財産とは

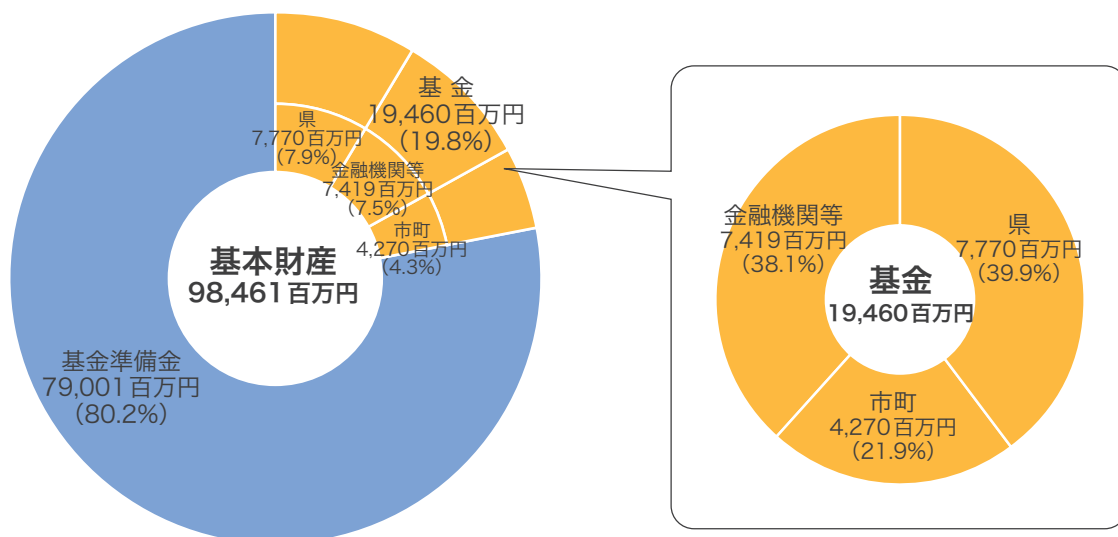
基本財産とは一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍と定められています。したがって、事業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。なお、令和6年度は保証債務残高1兆6,582億円に対して、基本財産は984億61百万円で、実際倍率は16.8倍となりました。

基本財産の構成

基本財産は基金および基金準備金で構成されています。

- ①基金……………県、市町から拠出いただいた出捐金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金……………毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。
- ③金融安定化特別基金……………中小企業金融安定化特別保証を実施するため、国から拠出された特別な基金です（平成21年度末をもって廃止）。

基本財産の内訳（令和7年3月31日現在）

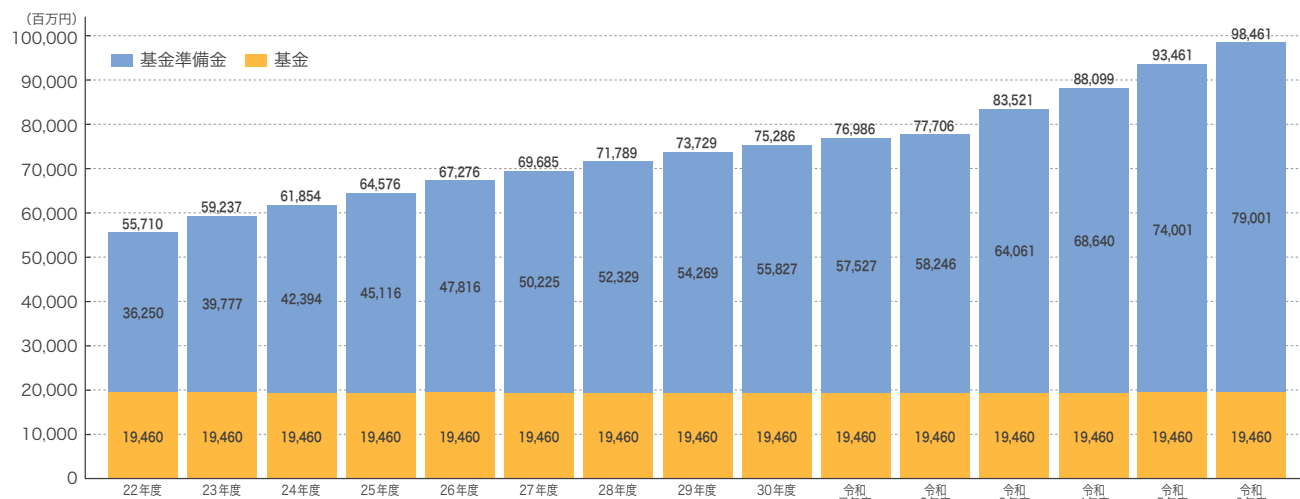


※県出捐金（7,770百万円）のうち56.1%は国庫から拠出

基本財産		98,461 百万円
① 基金		19,460 百万円
	地方公共団体出捐金	12,040 百万円
	金融機関等負担金・出捐金	7,419 百万円
② 基金準備金		79,001 百万円

※個々の金額は四捨五入し、百万円単位にしているため、個々の金額の合計が合わない場合があります。

基本財産の推移



(単位: 千円)

年 度	基本財産	基 金	基金準備金
平成22年度	55,709,966	19,459,578	36,250,388
平成23年度	59,236,803	19,459,578	39,777,225
平成24年度	61,853,976	19,459,578	42,394,399
平成25年度	64,575,619	19,459,578	45,116,041
平成26年度	67,275,993	19,459,578	47,816,415
平成27年度	69,684,868	19,459,578	50,225,290
平成28年度	71,788,951	19,459,578	52,329,373
平成29年度	73,729,037	19,459,578	54,269,459
平成30年度	75,286,385	19,459,578	55,826,807
令和元年度	76,986,385	19,459,578	57,526,807
令和2年度	77,705,540	19,459,578	58,245,962
令和3年度	83,520,901	19,459,578	64,061,323
令和4年度	88,099,329	19,459,578	68,639,751
令和5年度	93,461,026	19,459,578	74,001,448
令和6年度	98,460,820	19,459,578	79,001,242

基本財産②

基本財産の増強

信用保証協会が健全な経営を行い、その公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。当協会は県・市町からの出捐金、金融機関からの負担金および国からの金融安定化特別基金のほか、自己造成による基金準備金への繰り入れにより、その増強に努めてきました。

特に平成7年度には震災融資により急増した保証債務残高に対処するため、県・市町、金融機関に出捐金・負担金の拋出要請をいたしました。また、その後についても保証債務残高の増勢が見込まれたことから、5力年造成計画を策定して基本財産の充実を図りました。

年度別造成額

(単位：千円)

年 度	基 金					基金準備金	金融安定化 特別基金	計
	出 捐 金			金融機関等 負担金				
		兵 庫 県	市 町					
平成 7年度～ 平成21年度	11,965,505	7,565,125	5,040,066	2,525,059	4,400,380	14,547,533	12,166,000	38,679,038
平成22年度	1,064,020	0	0	0	1,064,020	2,320,471	0	3,384,491
平成23年度	0	0	0	0	0	3,526,838	0	3,526,838
平成24年度	0	0	0	0	0	2,617,173	0	2,617,173
平成25年度	0	0	0	0	0	2,721,642	0	2,721,642
平成26年度	0	0	0	0	0	2,700,375	0	2,700,375
平成27年度	0	0	0	0	0	2,408,874	0	2,408,874
平成28年度	0	0	0	0	0	2,104,084	0	2,104,084
平成29年度	0	0	0	0	0	1,940,086	0	1,940,086
平成30年度	0	0	0	0	0	1,557,348	0	1,557,348
令和 元年度	0	0	0	0	0	1,700,000	0	1,700,000
令和 2年度	0	0	0	0	0	719,155	0	719,155
令和 3年度	0	0	0	0	0	5,815,361	0	5,815,361
令和 4年度	0	0	0	0	0	4,578,428	0	4,578,428
令和 5年度	0	0	0	0	0	5,361,697	0	5,361,697
令和 6年度	0	0	0	0	0	4,999,793	0	4,999,793
合 計	13,029,525	7,565,125	5,040,066	2,525,059	5,464,400	59,618,858	12,166,000	84,814,383

出捐金・金融機関等負担金の残高

①総括表

(令和7年3月31日現在 単位：千円)

抛 出 先	出 捐 金	金融機関等負担金	合 計
地方公共団体	12,040,212	—	12,040,212
金融機関等	78,235	7,341,131	7,419,366
合計	12,118,447	7,341,131	19,459,578

②地方公共団体

(令和7年3月31日現在 単位:千円)

	出 捐 金
兵庫県	7,770,175

	出 捐 金
神戸市	1,621,650
尼崎市	369,400
西宮市	295,400
姫路市	396,665
明石市	158,900
洲本市	59,100
芦屋市	77,700
伊丹市	118,210
相生市	20,500
豊岡市	52,270
加古川市	142,700
たつの市	68,780
赤穂市	25,850
西脇市	53,050
宝塚市	90,450
三木市	63,200
高砂市	54,200
川西市	40,900
小野市	30,900
三田市	40,100
加西市	34,400
丹波篠山市	24,983
養父市	19,257
丹波市	53,280
南あわじ市	78,370
朝来市	22,060
宍粟市	27,550
淡路市	65,084
加東市	27,133
市 計	4,132,042

	出 捐 金
川辺郡 猪名川町	4,380
多可郡 多可町	22,140
加古郡 稲美町	13,850
播磨町	12,510
神崎郡 神河町	9,210
市川町	8,690
福崎町	14,872
揖保郡 太子町	17,940
赤穂郡 上郡町	8,336
佐用郡 佐用町	11,200
美方郡 香美町	9,241
新温泉町	5,626
町 計	137,995

地方公共団体計	12,040,212
---------	------------

③金融機関等

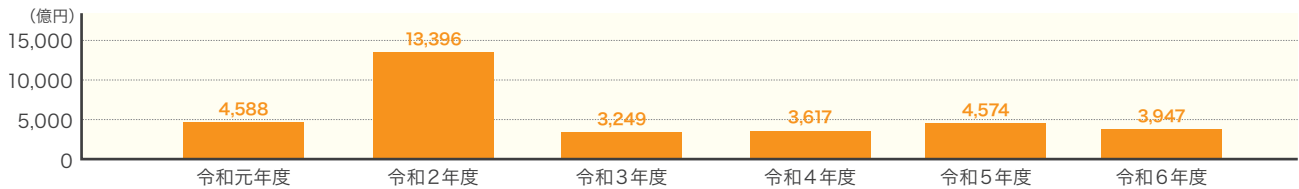
(令和7年3月31日現在 単位:千円)

	出 捐 金	金融機関等負担金	合 計
都市銀行	39,515	2,760,120	2,799,635
地方銀行	4,965	639,510	644,475
第二地方銀行協会加盟行	5,400	1,142,425	1,147,825
信託銀行	1,300	32,310	33,610
信用金庫	22,480	2,379,006	2,401,486
信用組合	3,905	322,135	326,040
農業協同組合	0	3,450	3,450
商工組合中央金庫	250	42,010	42,260
日本政策金融公庫	10	0	10
SBI新生銀行	100	1,900	2,000
あおぞら銀行	300	0	300
生命保険会社	0	2,300	2,300
損害保険会社	0	500	500
預金保険機構	10	480	490
労働金庫	0	1,500	1,500
その他	0	13,485	13,485
合 計	78,235	7,341,131	7,419,366

信用保証の状況

保証の状況①

保証承諾の推移(金額)

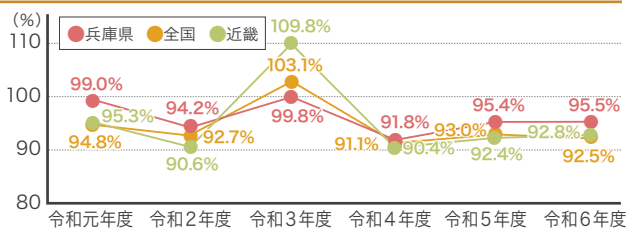


■保証承諾の件数と金額の推移

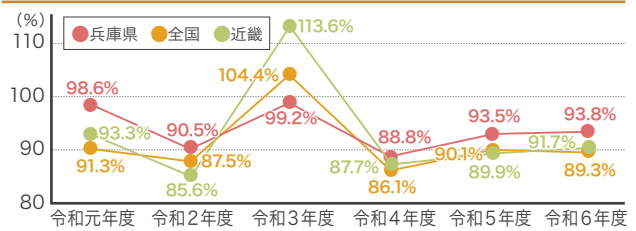
(単位: 件、百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保証承諾	件数	27,669	74,002	20,366	20,919	24,608	23,191
	金額	458,768	1,339,570	324,907	361,742	457,392	394,712
	前年比	107.4%	292.0%	24.3%	111.3%	126.4%	86.3%

保証承諾率の推移(件数)



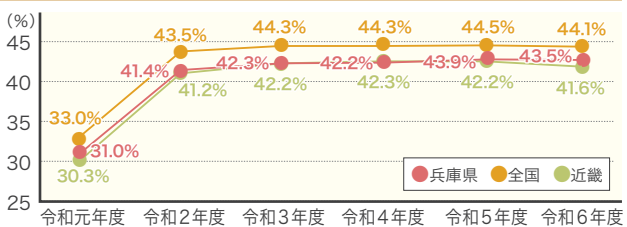
保証承諾率の推移(金額)



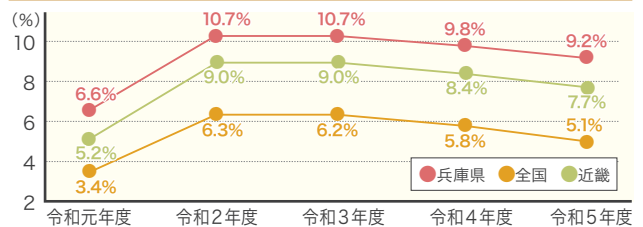
■保証承諾率の件数と金額の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 兵庫県	件数	99.0%	94.2%	99.8%	91.8%	95.4%	95.5%
	金額	98.6%	90.5%	99.2%	88.8%	93.5%	93.8%
● 全国	件数	94.8%	92.7%	103.1%	91.1%	93.0%	92.5%
	金額	91.3%	87.5%	104.4%	86.1%	90.1%	89.3%
● 近畿	件数	95.3%	90.6%	109.8%	90.4%	92.4%	92.8%
	金額	93.3%	85.6%	113.6%	87.7%	89.9%	91.7%

保証利用度の推移(件数)



保証利用度の推移(金額)



■保証利用度の推移(企業数)

(単位: 社)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中小企業者数	144,748	144,748	144,748	144,748	134,030	134,030
保証利用企業数	44,800	59,936	61,201	61,091	58,798	58,318
● 兵庫県内企業利用度	31.0%	41.4%	42.3%	42.2%	43.9%	43.5%
● 全国企業利用度	33.0%	43.5%	44.3%	44.3%	44.5%	44.1%
● 近畿企業利用度	30.3%	41.2%	42.2%	42.3%	42.2%	41.6%

※中小企業者数: 中小企業庁公表資料

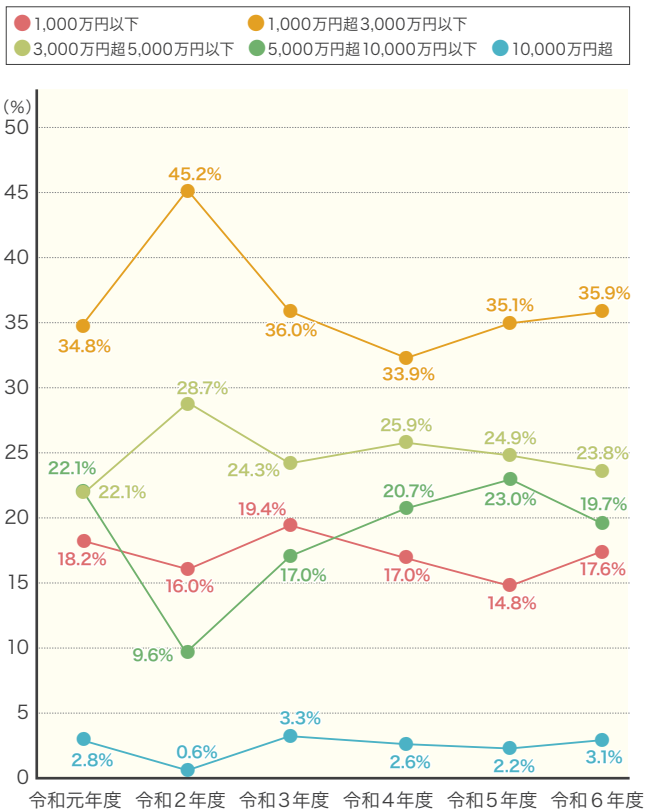
■保証利用度の推移(金額)

(単位: 億円)

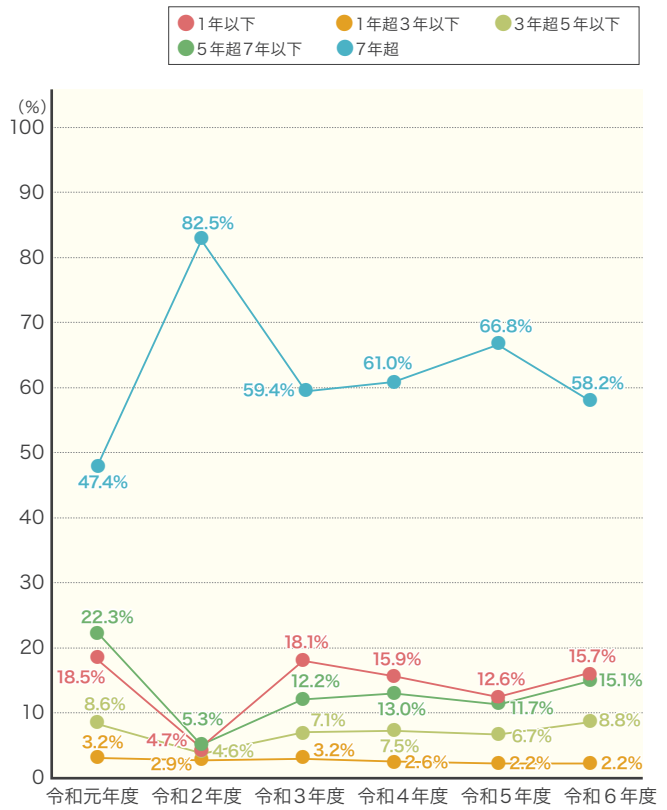
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総貸出残高	167,563	175,883	176,370	185,054	186,625	—
保証債務残高	11,104	18,805	18,793	18,158	17,245	—
● 兵庫県内貸出金利度	6.6%	10.7%	10.7%	9.8%	9.2%	—
● 全国貸出金利度	3.4%	6.3%	6.2%	5.8%	5.1%	—
● 近畿貸出金利度	5.2%	9.0%	9.0%	8.4%	7.7%	—

※令和6年度の保証利用度(金額)については、貸出残高等が確定していないため省略しています。

保証金額別承諾額の推移(構成比)



保証期間別承諾額の推移(構成比)



■保証金額別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 1,000万円以下	構成比	18.2%	16.0%	19.4%	17.0%	14.8%	17.6%
	承諾額	83,582	214,982	63,120	61,321	67,555	69,297
● 1,000万円超3,000万円以下	構成比	34.8%	45.2%	36.0%	33.9%	35.1%	35.9%
	承諾額	159,520	605,025	116,827	122,603	160,421	141,689
● 3,000万円超5,000万円以下	構成比	22.1%	28.7%	24.3%	25.9%	24.9%	23.8%
	承諾額	101,416	383,821	79,013	93,515	114,006	93,806
● 5,000万円超10,000万円以下	構成比	22.1%	9.6%	17.0%	20.7%	23.0%	19.7%
	承諾額	101,232	127,998	55,230	74,978	105,218	77,829
● 10,000万円超	構成比	2.8%	0.6%	3.3%	2.6%	2.2%	3.1%
	承諾額	13,018	7,743	10,716	9,325	10,193	12,091

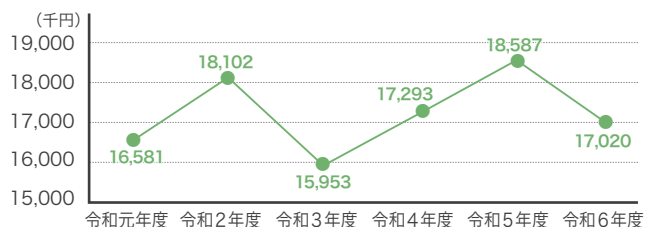
■保証期間別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

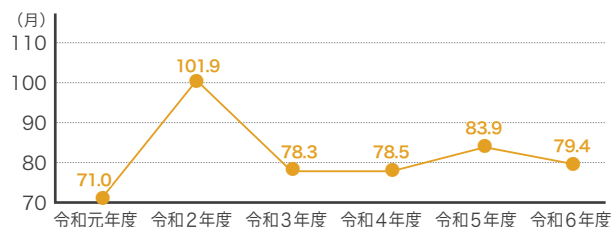
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 1年以下	構成比	18.5%	4.7%	18.1%	15.9%	12.6%	15.7%
	承諾額	84,752	62,816	58,954	57,491	57,776	62,080
● 1年超3年以下	構成比	3.2%	2.9%	3.2%	2.6%	2.2%	2.2%
	承諾額	14,858	38,575	10,247	9,419	10,017	8,667
● 3年超5年以下	構成比	8.6%	4.6%	7.1%	7.5%	6.7%	8.8%
	承諾額	39,648	61,784	23,090	27,234	30,669	34,568
● 5年超7年以下	構成比	22.3%	5.3%	12.2%	13.0%	11.7%	15.1%
	承諾額	102,197	71,306	39,739	47,074	53,502	59,661
● 7年超	構成比	47.4%	82.5%	59.4%	61.0%	66.8%	58.2%
	承諾額	217,313	1,105,089	192,878	220,524	305,429	229,736

保証の状況②

1件あたりの平均保証承諾額の推移



1件あたりの平均保証期間の推移

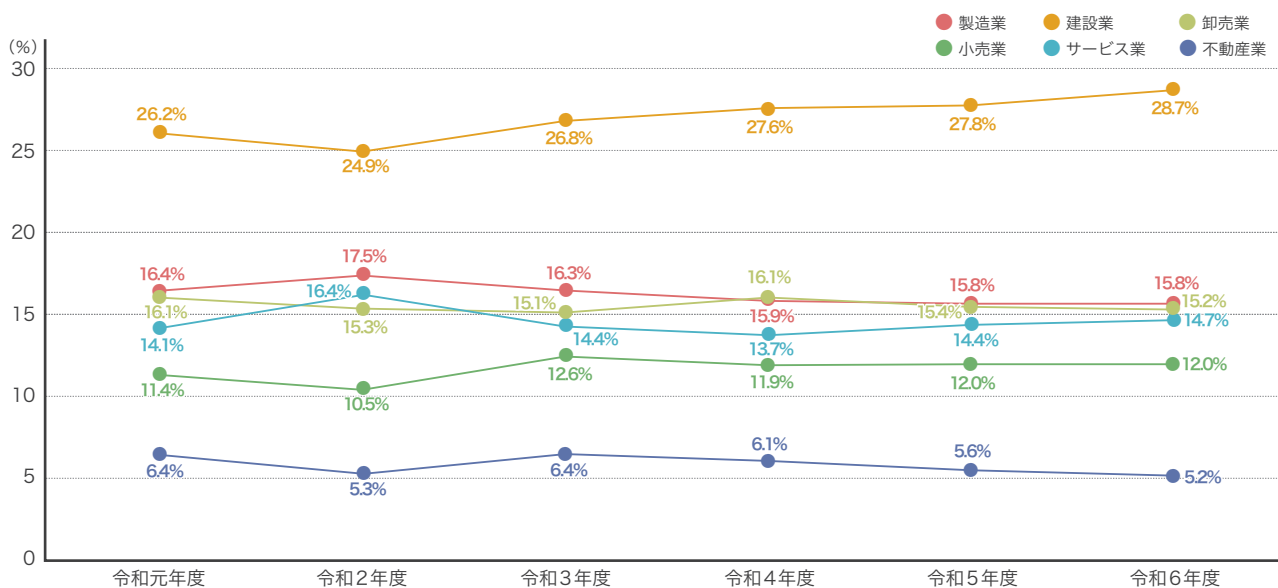


1件あたりの平均保証承諾額と期間の推移

(単位: 千円、月)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 金額	16,581	18,102	15,953	17,293	18,587	17,020
● 期間	71.0	101.9	78.3	78.5	83.9	79.4

業種別承諾額の推移(構成比)

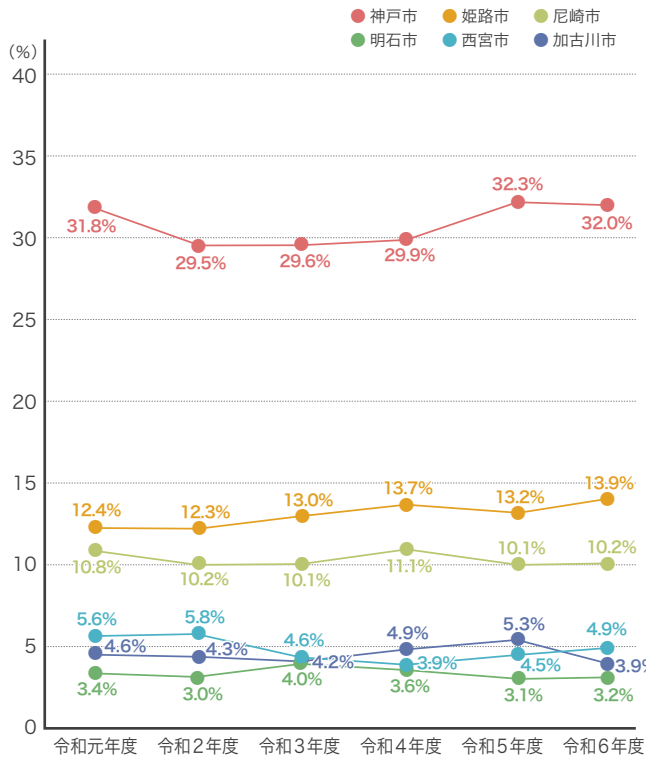


業種別承諾額の構成比と金額の推移

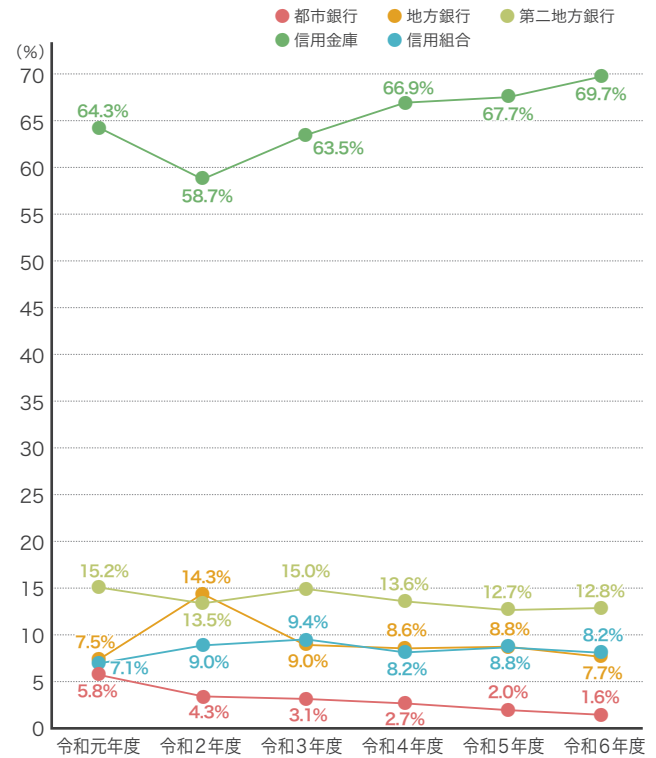
(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 製造業	構成比	16.4%	17.5%	16.3%	15.9%	15.8%	15.8%
	承諾額	75,206	234,145	52,856	57,605	72,099	62,419
● 建設業	構成比	26.2%	24.9%	26.8%	27.6%	27.8%	28.7%
	承諾額	120,216	333,270	87,141	99,776	127,117	113,300
● 卸売業	構成比	16.1%	15.3%	15.1%	16.1%	15.4%	15.2%
	承諾額	74,050	205,560	48,959	58,069	70,566	59,975
● 小売業	構成比	11.4%	10.5%	12.6%	11.9%	12.0%	12.0%
	承諾額	52,404	140,745	40,921	42,945	55,023	47,441
● サービス業	構成比	14.1%	16.4%	14.4%	13.7%	14.4%	14.7%
	承諾額	64,729	220,039	46,857	49,525	65,638	57,887
● 不動産業	構成比	6.4%	5.3%	6.4%	6.1%	5.6%	5.2%
	承諾額	29,435	71,368	20,778	22,166	25,704	20,618

主要地域別承諾額の推移(構成比)



金融機関群別承諾額の推移(構成比)



主要地域別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
神戸市	構成比	31.8%	29.5%	29.6%	29.9%	32.3%	32.0%
	承諾額	145,963	395,653	96,210	107,988	147,817	126,417
姫路市	構成比	12.4%	12.3%	13.0%	13.7%	13.2%	13.9%
	承諾額	56,910	164,762	42,271	49,650	60,335	54,938
尼崎市	構成比	10.8%	10.2%	10.1%	11.1%	10.1%	10.2%
	承諾額	49,476	136,177	32,779	40,284	46,075	40,250
明石市	構成比	3.4%	3.0%	4.0%	3.6%	3.1%	3.2%
	承諾額	15,543	40,443	12,924	13,170	14,400	12,822
西宮市	構成比	5.6%	5.8%	4.6%	3.9%	4.5%	4.9%
	承諾額	25,773	77,038	14,878	13,935	20,470	19,218
加古川市	構成比	4.6%	4.3%	4.2%	4.9%	5.3%	3.9%
	承諾額	20,882	57,974	13,565	17,794	24,262	15,562

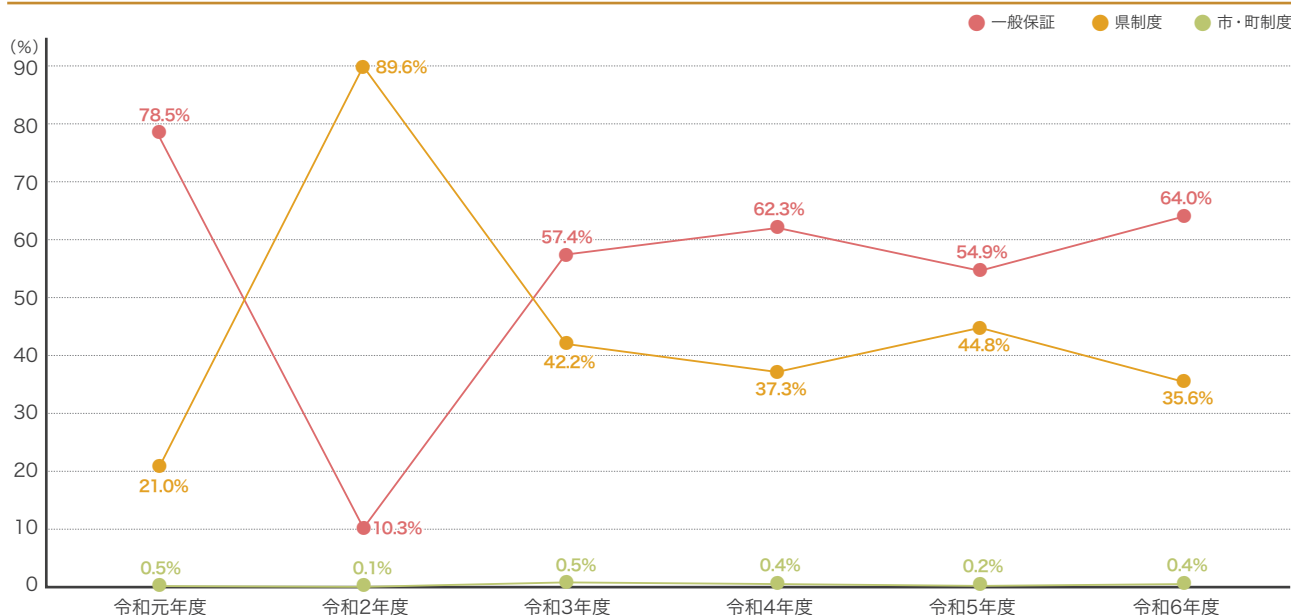
金融機関群別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都市銀行	構成比	5.8%	4.3%	3.1%	2.7%	2.0%	1.6%
	承諾額	26,469	57,374	10,116	9,694	9,113	6,198
地方銀行	構成比	7.5%	14.3%	9.0%	8.6%	8.8%	7.7%
	承諾額	34,417	191,775	29,257	30,969	40,044	30,587
第二地方銀行	構成比	15.2%	13.5%	15.0%	13.6%	12.7%	12.8%
	承諾額	69,837	181,326	48,607	49,129	58,113	50,340
信用金庫	構成比	64.3%	58.7%	63.5%	66.9%	67.7%	69.7%
	承諾額	294,787	786,871	206,252	242,154	309,558	274,961
信用組合	構成比	7.1%	9.0%	9.4%	8.2%	8.8%	8.2%
	承諾額	32,766	120,576	30,532	29,703	40,279	32,493

保証の状況③

制度別承諾額の推移(構成比)

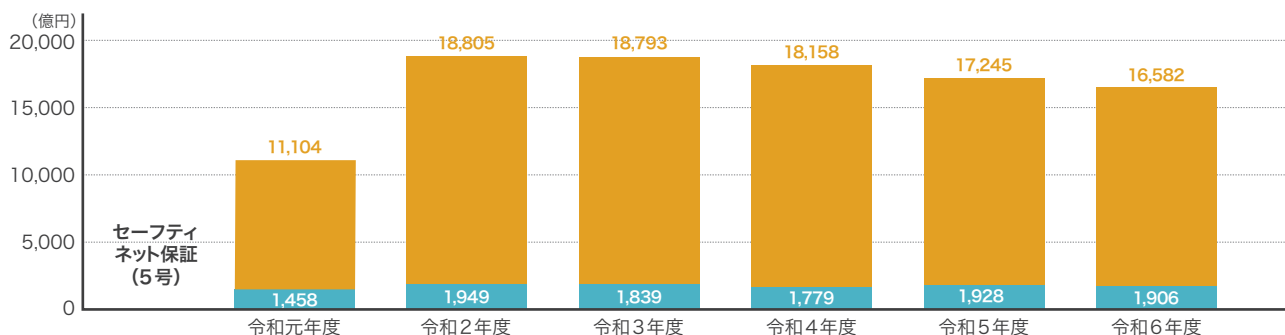


制度別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 一般保証	構成比	78.5%	10.3%	57.4%	62.3%	54.9%	64.0%
	承諾額	359,907	137,882	186,417	225,459	251,149	252,634
● 県制度保証	構成比	21.0%	89.6%	42.2%	37.3%	44.8%	35.6%
	承諾額	96,348	1,200,649	136,974	134,842	205,114	140,371
● 市・町制度保証	構成比	0.5%	0.1%	0.5%	0.4%	0.2%	0.4%
	承諾額	2,513	1,039	1,516	1,441	1,129	1,707

保証債務残高の推移(金額)

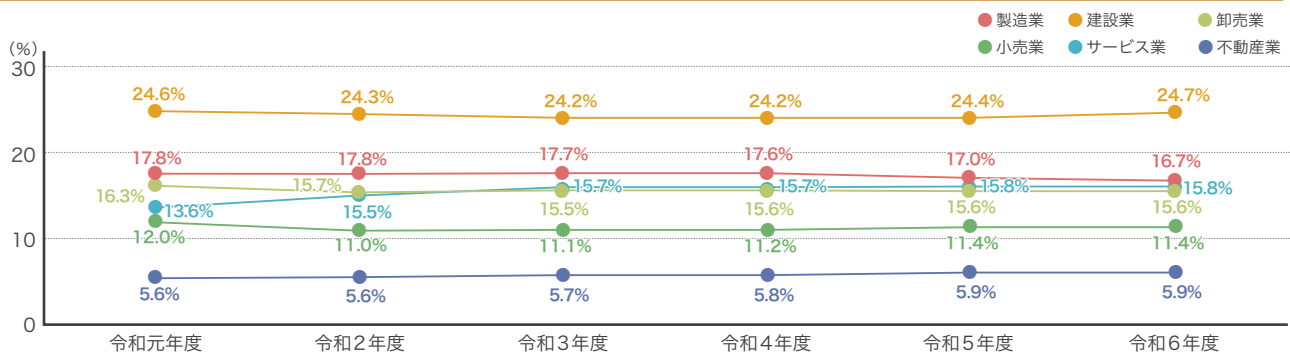


保証債務残高の件数と金額の推移

(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保証債務残高	件数	90,772	127,976	130,917	130,343	125,077	125,548
	金額	1,110,403	1,880,480	1,879,278	1,815,754	1,724,512	1,658,232
	前年比	101.3%	169.4%	99.9%	96.6%	95.0%	96.2%
セーフティネット保証(5号)	金額	145,755	194,859	183,911	177,916	192,820	190,645
	構成比	13.1%	10.4%	9.8%	9.8%	11.2%	11.5%

業種別保証債務残高の推移(構成比)

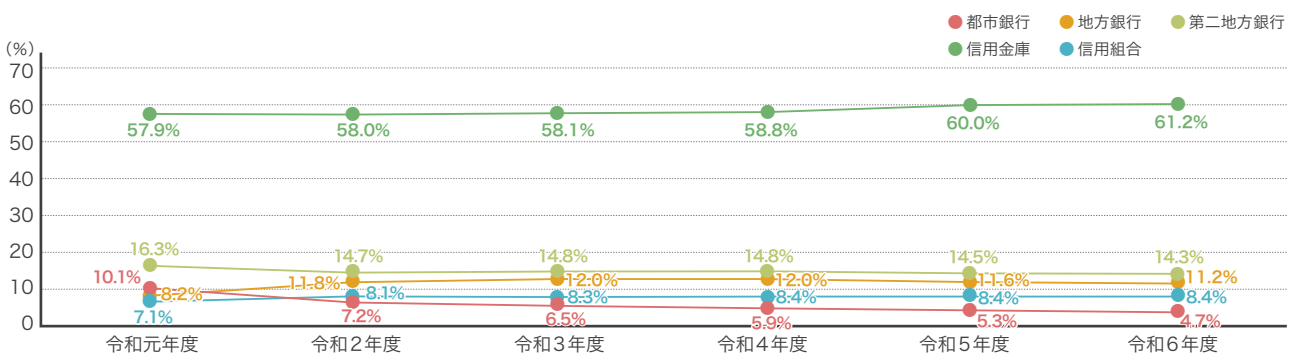


業種別保証債務残高の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
製造業	構成比	17.8%	17.8%	17.7%	17.6%	17.0%	16.7%
	保証残高	198,105	335,212	332,168	318,814	293,595	277,458
建設業	構成比	24.6%	24.3%	24.2%	24.2%	24.4%	24.7%
	保証残高	273,577	457,692	455,167	439,899	420,364	409,885
卸売業	構成比	16.3%	15.7%	15.5%	15.6%	15.6%	15.6%
	保証残高	180,745	295,321	291,981	283,051	269,090	258,941
小売業	構成比	12.0%	11.0%	11.1%	11.2%	11.4%	11.4%
	保証残高	133,162	206,443	208,754	203,589	196,366	189,552
サービス業	構成比	13.6%	15.5%	15.7%	15.7%	15.8%	15.8%
	保証残高	151,184	292,062	295,921	284,866	272,481	262,716
不動産業	構成比	5.6%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	5.9%
	保証残高	62,262	104,954	107,868	105,567	102,113	97,776

金融機関群別保証債務残高の推移(構成比)



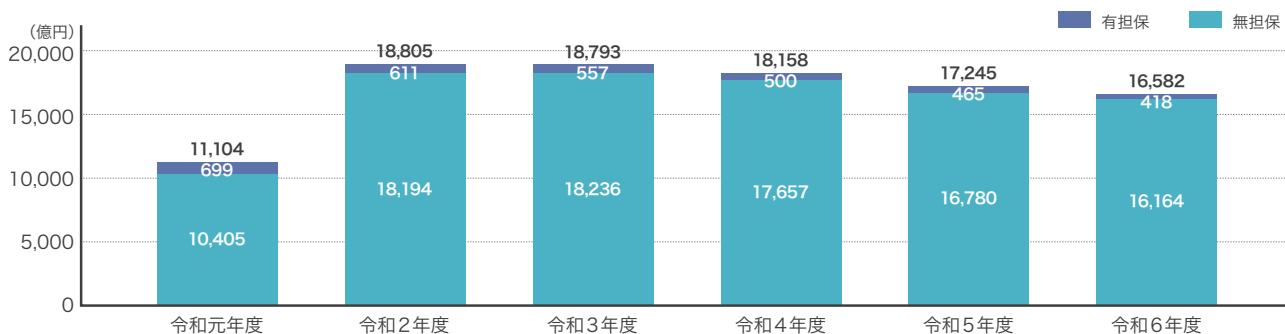
金融機関群別保証債務残高の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都市銀行	構成比	10.1%	7.2%	6.5%	5.9%	5.3%	4.7%
	保証残高	112,610	135,249	122,763	106,627	90,966	77,912
地方銀行	構成比	8.2%	11.8%	12.0%	12.0%	11.6%	11.2%
	保証残高	91,461	222,006	226,090	218,667	200,463	186,056
第二地方銀行	構成比	16.3%	14.7%	14.8%	14.8%	14.5%	14.3%
	保証残高	181,175	277,232	277,776	267,982	250,694	237,893
信用金庫	構成比	57.9%	58.0%	58.1%	58.8%	60.0%	61.2%
	保証残高	642,860	1,090,314	1,092,414	1,067,062	1,034,096	1,014,541
信用組合	構成比	7.1%	8.1%	8.3%	8.4%	8.4%	8.4%
	保証残高	78,847	151,819	156,799	152,400	145,611	139,598

保証の状況④

有担保・無担保別保証債務残高の推移(金額)



有担保・無担保別保証債務残高の件数と金額の推移

(単位: 件、百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保証債務残高	件数	90,772	127,976	130,917	130,343	125,077	125,548
	金額	1,110,403	1,880,480	1,879,278	1,815,754	1,724,512	1,658,232
有担保	件数	4,935	4,237	3,931	3,636	3,299	3,032
	金額	69,865	61,130	55,664	50,006	46,539	41,784
	構成比	6.3%	3.3%	3.0%	2.8%	2.7%	2.5%
無担保	件数	85,837	123,739	126,986	126,707	121,778	122,516
	金額	1,040,539	1,819,350	1,823,614	1,765,748	1,677,973	1,616,447
	構成比	93.7%	96.7%	97.0%	97.2%	97.3%	97.5%

震災関連保証(阪神・淡路大震災)の承諾率・償還状況等(令和7年3月末)

保証申込・保証承諾

(単位: 件、百万円)

	保証申込		保証承諾	
	件数	金額	件数	金額
震災関連	50,493	622,661	47,011	542,179

※震災関連は平成7年7月に終了しました。

承諾率

	承諾率	
	件数	金額
震災関連	93.1%	87.1%

※承諾率=承諾/申込

償還等

(単位: 件、百万円)

	融資実行 A		保証債務残高 B		代位弁済(元金) C		償還 A-B-C	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
震災関連	46,726	538,385	132	855	7,160	54,624	39,434	482,905

代弁率・償還率(金額)

	代弁率	償還率
震災関連	10.1%	89.7%

※代弁率=代位弁済/承諾、償還率=償還/融資実行

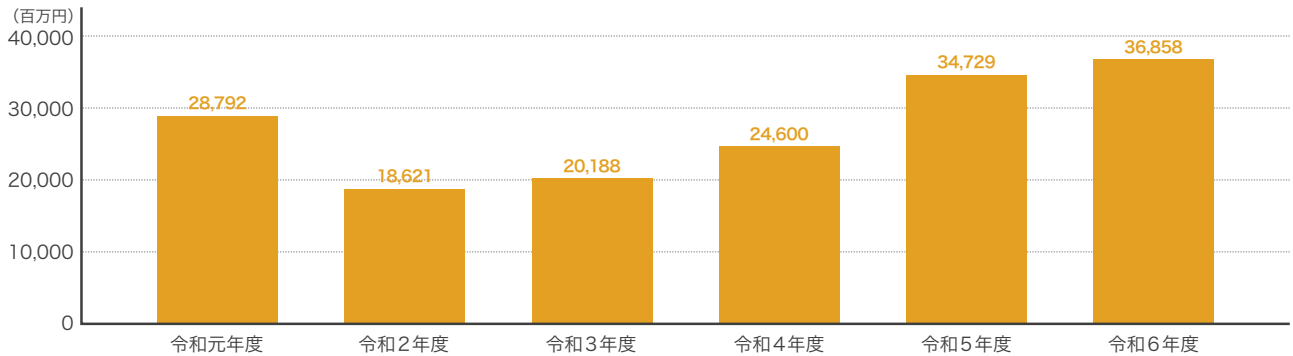
「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

(単位: 件)

	令和6年度
①信用保証を承諾した件数(法人のみ)	16,815
②無保証人で信用保証を承諾した件数(法人のみ)	2,648
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合	15.7%
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	365
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	121
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	282
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	703
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	722
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	8
⑩⑥～⑨の合計	1,715

事故報告の状況

事故報告受付の推移(金額)

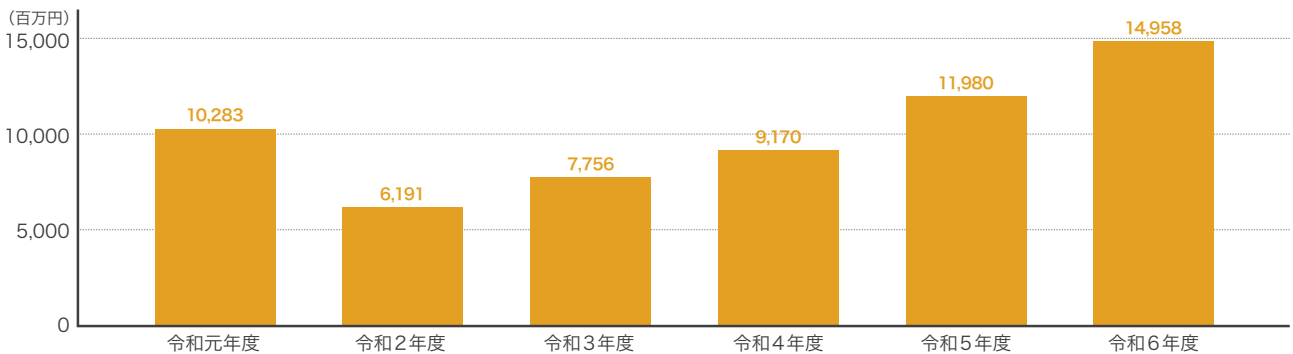


事故報告受付の件数と金額の推移

(単位: 件、百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事故報告受付	件数	2,596	1,664	1,705	2,155	3,218	3,226
	金額	28,792	18,621	20,188	24,600	34,729	36,858
	前年比	94.2%	64.7%	108.4%	121.9%	141.2%	106.1%
震災関連	金額	120	95	104	57	29	68
	構成比	0.4%	0.5%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%

事故報告残高の推移(金額)



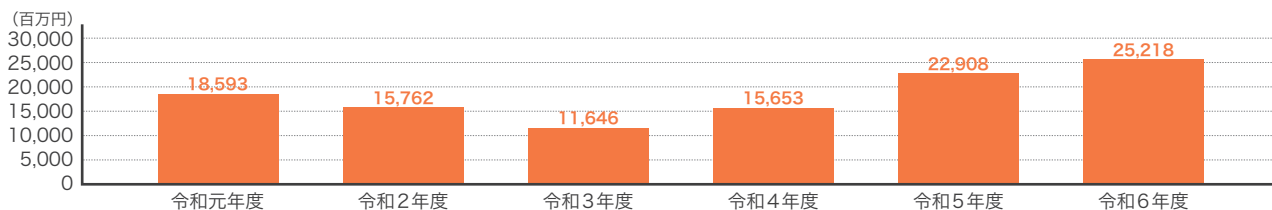
事故報告残高の件数と金額の推移

(単位: 件、百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事故報告残高	件数	907	530	721	847	1,140	1,312
	金額	10,283	6,191	7,756	9,170	11,980	14,958
	前年比	125.0%	60.2%	125.3%	118.2%	130.6%	124.9%
震災関連	金額	60	41	40	27	1	20
	構成比	0.6%	0.7%	0.5%	0.3%	0.0%	0.1%

代位弁済の状況・回収の状況

代位弁済の推移(金額)



代位弁済の件数と代弁元金の推移

(単位: 件、百万円)

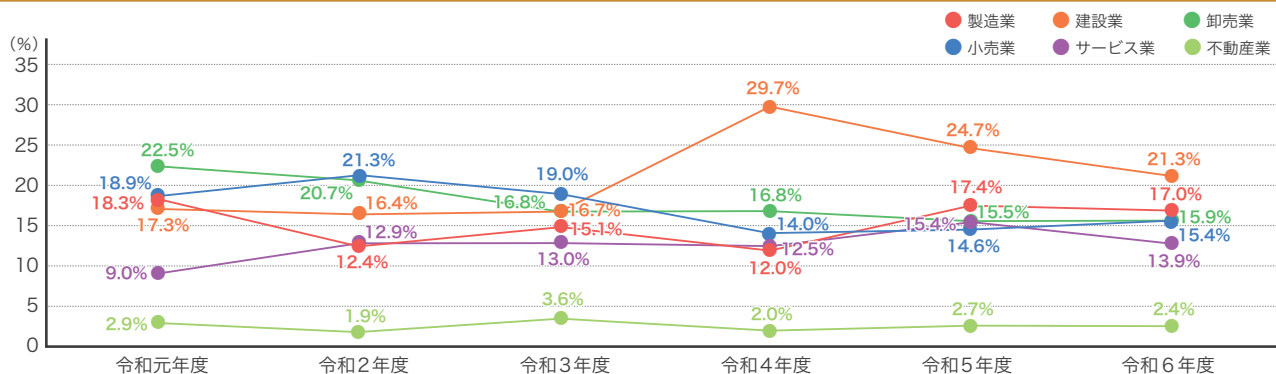
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
代位弁済	件数	1,643	1,295	940	1,312	2,026	2,163
	代弁元金	18,593	15,762	11,646	15,653	22,908	25,218
	前年比	96.3%	84.8%	73.9%	134.4%	146.3%	110.1%
震災関連	代弁元金	65	49	36	24	10	12
	構成比	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%

代位弁済率の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
代位弁済率(全体)	兵庫	1.71%	0.97%	0.61%	0.85%	1.30%	1.50%
	全国	1.64%	0.69%	0.57%	0.86%	1.29%	1.56%
	近畿	1.60%	0.74%	0.57%	0.83%	1.29%	1.51%
代位弁済率(震災)	震災	10.05%	10.06%	10.07%	10.07%	10.07%	10.07%

※代位弁済率は、全体分については「代弁元利/保証債務平均残高」、震災分については「代弁元金(年度末累計)/保証承諾(平成14年3月末累計)」により算出しました。

業種別代位弁済の推移(構成比)

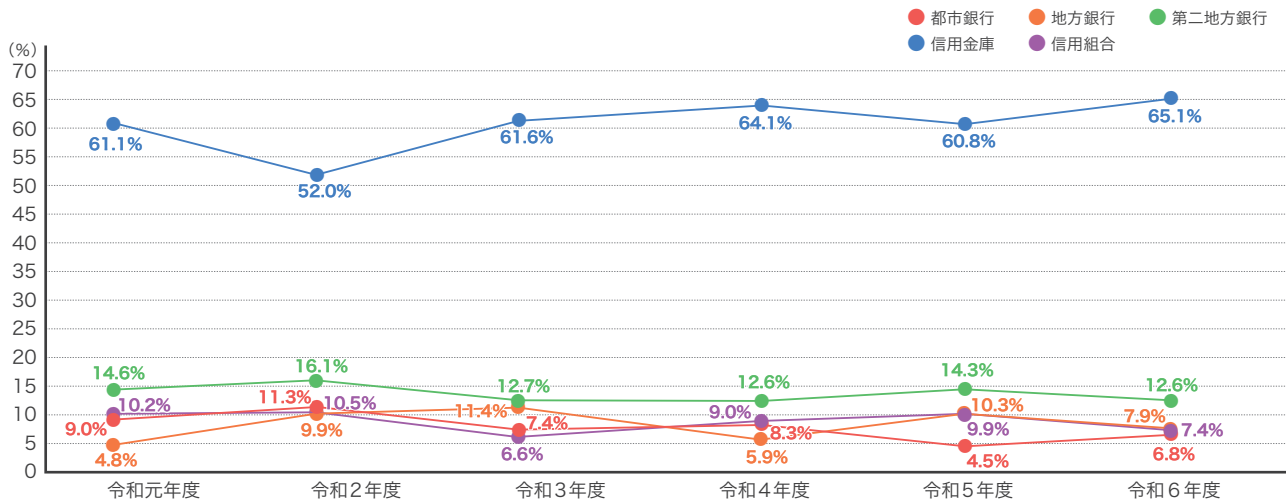


主要業種別代位弁済の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
製造業	構成比	18.3%	12.4%	15.1%	12.0%	17.4%	17.0%
	代弁元利	3,415	1,961	1,767	1,891	4,014	4,297
建設業	構成比	17.3%	16.4%	16.7%	29.7%	24.7%	21.3%
	代弁元利	3,229	2,607	1,955	4,665	5,682	5,404
卸売業	構成比	22.5%	20.7%	16.8%	16.8%	15.5%	15.9%
	代弁元利	4,212	3,291	1,967	2,648	3,571	4,034
小売業	構成比	18.9%	21.3%	19.0%	14.0%	14.6%	15.4%
	代弁元利	3,530	3,372	2,227	2,206	3,360	3,897
サービス業	構成比	9.0%	12.9%	13.0%	12.5%	15.4%	13.9%
	代弁元利	1,678	2,045	1,527	1,960	3,535	3,533
不動産業	構成比	2.9%	1.9%	3.6%	2.0%	2.7%	2.4%
	代弁元利	542	306	427	321	632	600

金融機関群別代位弁済の推移(構成比)

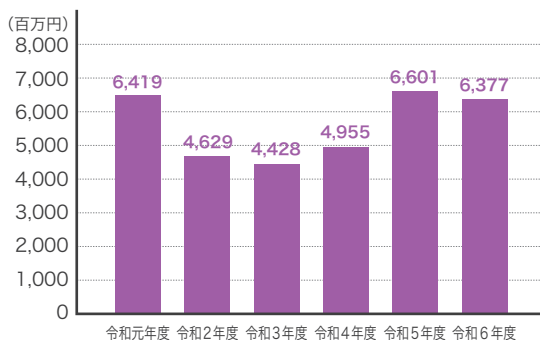


金融機関群別代位弁済の構成比と金額の推移

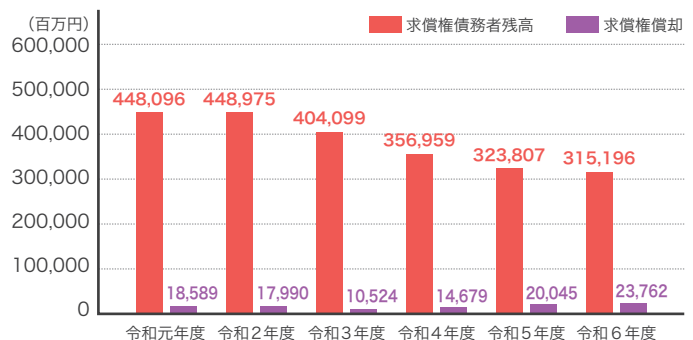
(単位: 百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 都市銀行	構成比	9.0%	11.3%	7.4%	8.3%	4.5%	6.8%
	代弁元利	1,682	1,786	869	1,309	1,035	1,711
● 地方銀行	構成比	4.8%	9.9%	11.4%	5.9%	10.3%	7.9%
	代弁元利	890	1,568	1,334	934	2,363	1,997
● 第二地方銀行	構成比	14.6%	16.1%	12.7%	12.6%	14.3%	12.6%
	代弁元利	2,736	2,561	1,482	1,976	3,294	3,197
● 信用金庫	構成比	61.1%	52.0%	61.6%	64.1%	60.8%	65.1%
	代弁元利	11,439	8,255	7,207	10,080	13,993	16,497
● 信用組合	構成比	10.2%	10.5%	6.6%	9.0%	9.9%	7.4%
	代弁元利	1,905	1,661	777	1,420	2,268	1,869

求償権回収の推移(金額)



求償権債務者残高・求償権償却の推移



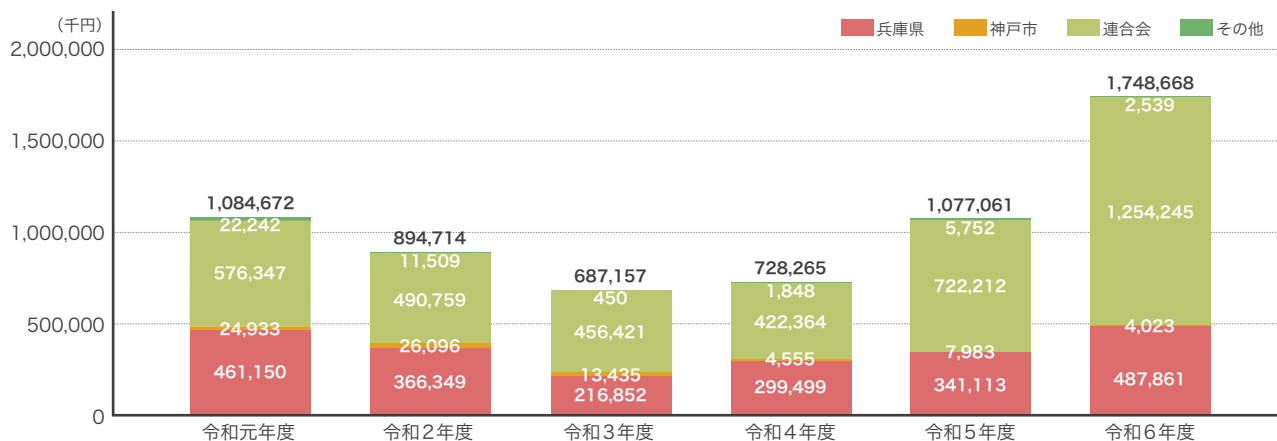
求償権回収の推移

(単位: 百万円)

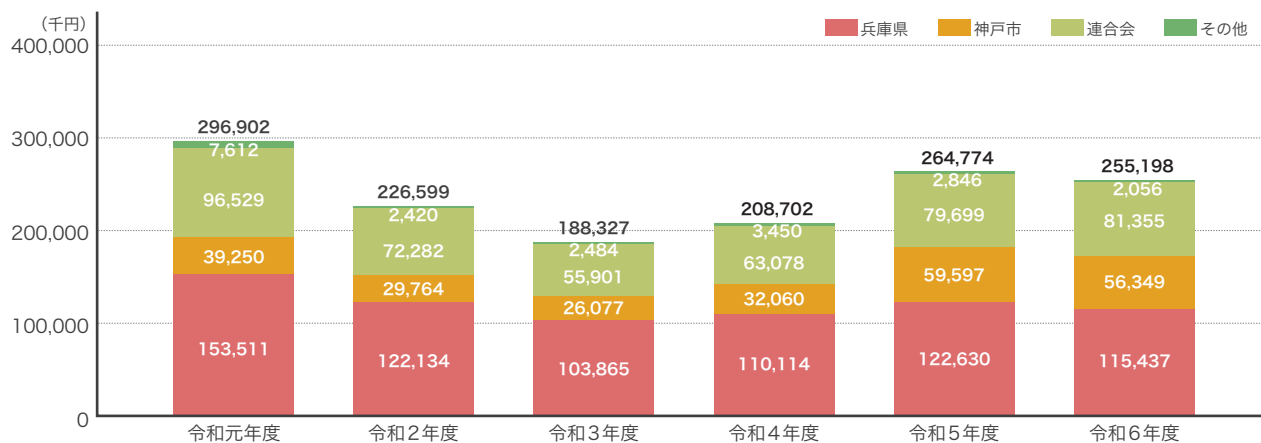
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
求償権債務者残高	448,096	448,975	404,099	356,959	323,807	315,196
総回収	6,419	4,629	4,428	4,955	6,601	6,377
元損回収	6,326	4,575	4,387	4,917	6,502	6,300
元金回収	6,019	4,419	4,231	4,648	6,014	5,849
回収率	1.2%	1.0%	0.9%	1.1%	1.6%	1.7%
回収率(全国)	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%
求償権償却	18,589	17,990	10,524	14,679	20,045	23,762

損失補償の状況等

損失補償補填金の推移



損失補償納付金の推移



損失補償補填金・損失補償納付金の推移

(単位：千円)

	令和5年度				令和6年度			
	損補補填金	構成比	損補納付金	差額	損補補填金	構成比	損補納付金	差額
兵庫県	341,113	31.7%	122,630	-218,483	487,861	27.9%	115,437	-372,424
神戸市	7,983	0.7%	59,597	51,614	4,023	0.2%	56,349	52,326
連合会	722,212	67.1%	79,699	-642,513	1,254,245	71.7%	81,355	-1,172,890
その他	5,752	0.5%	2,846	-2,906	2,539	0.1%	2,056	-483
合計	1,077,061	100%	264,774	-812,287	1,748,668	100%	255,198	-1,493,471

※損失補填金の受領金と損補納付金は、代位弁済および求償権回収に係る年度が2ヵ年度にまたがります。

・地公体の損失補填金は、前年度11月～当年度10月の代位弁済に対するものです。

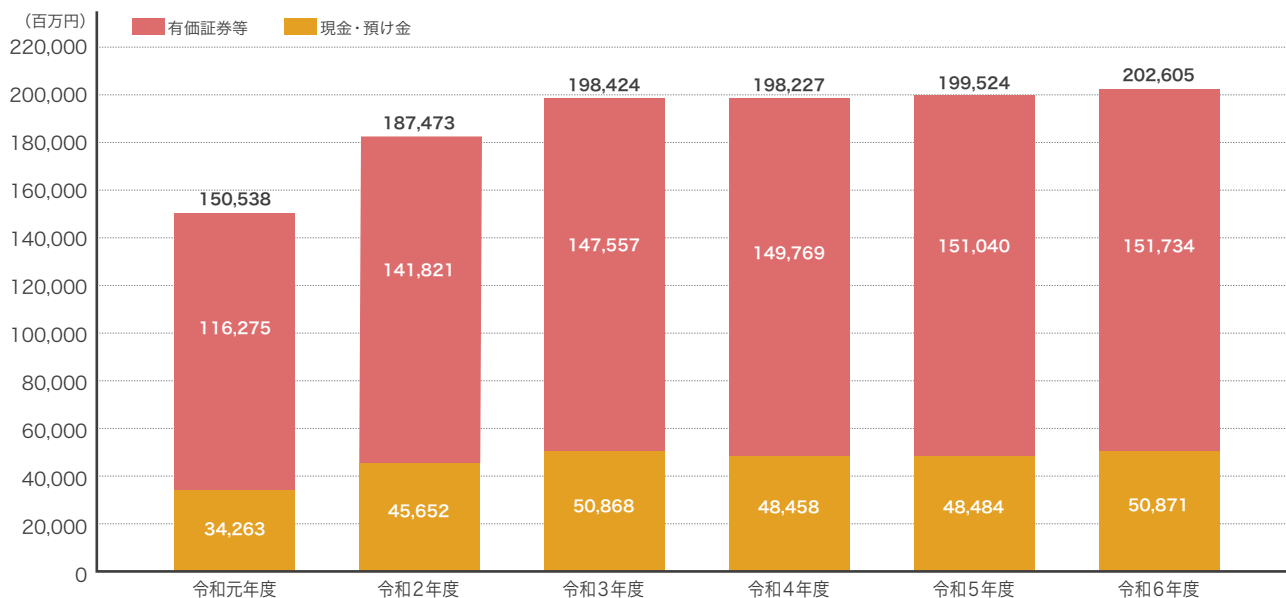
・地公体の損補納付金は、前年度1月～当年度12月の回収に対するものです。

・連合会の損失補填金は、前年度4月～当年度3月の代位弁済に対するものです。

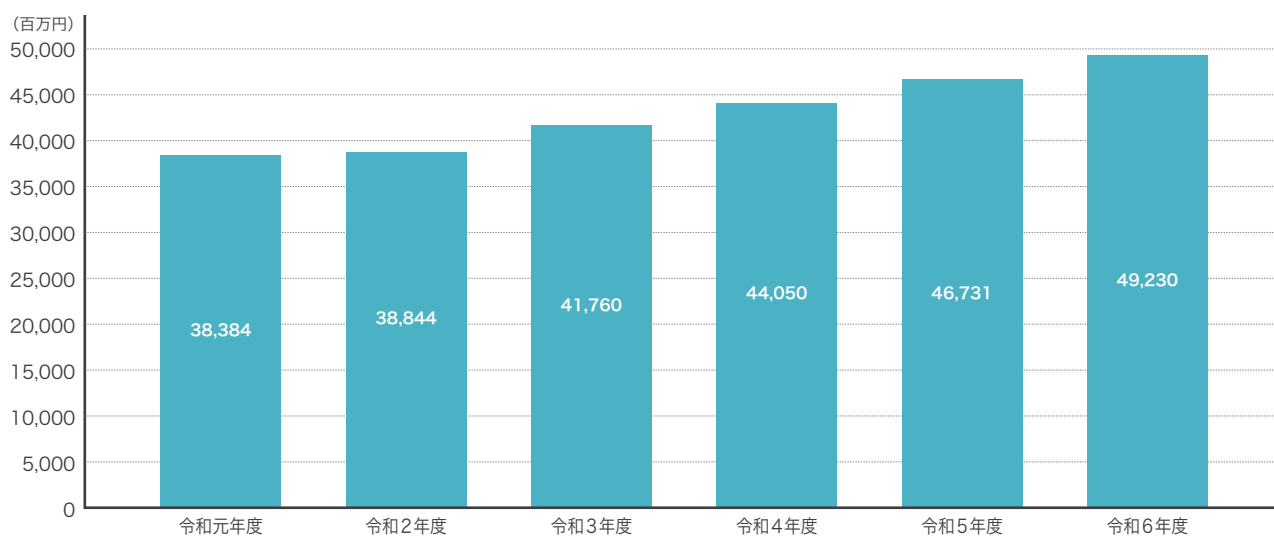
・連合会の損補納付金は、前年度2月～当年度1月の回収に対するものです。

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

支払準備資産の推移



収支差額変動準備金の推移



■ 支払準備資産・収支差額変動準備金の推移

(単位: 百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支払準備資産*	150,538	187,473	198,424	198,227	199,524	202,605
現金・預け金	34,263	45,652	50,868	48,458	48,484	50,871
有価証券等	116,275	141,821	147,557	149,769	151,040	151,734
収支差額変動準備金	38,384	38,844	41,760	44,050	46,731	49,230

※借入金および関連会社株式を除きます。

広報活動、反社会的勢力への対応、 コンプライアンス、協会組織

広報活動

サンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組スポンサー

当協会の認知度向上および地域経済発展の後押しをすることを目的として、令和3年5月からサンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組スポンサーとなっています。

番組名には、アンテナのように様々な情報を受け取り、視聴者に発信するという意味が込められており、兵庫県を中心とした企業、事業、行政の取組、イベントなどを分かりやすく紹介していますので、ぜひご視聴下さい。

また、番組スポンサーとして、当協会を親しみやすく紹介したCMを制作しておりますので、右のQRコードから、ぜひご視聴ください。

【「あんてなサン」放送時間帯】毎週日曜日22時～22時30分



当協会CM映像イメージ図



▲当協会CM動画

様々なSNSによる情報配信

当協会では、時代に即した効果的な広報活動を展開していくため、令和元年6月にLINE、令和5年8月にX、Instagramによる情報配信を行っています。

保証時報発刊のお知らせや保証制度のご案内、各種イベントの開催情報など、事業者や金融機関、関係機関の皆さまにとって有用な情報をタイムリーに配信しています。

配信を希望される方は各サービスのロゴマーク横のQRコードより、友達登録またはフォローができます。



広報誌「保証時報」の発行

毎月1回、広報誌「保証時報」を発行し、県内金融機関、県・市町、商工会・商工会議所等、約2,000機関に配布しています。協会情報や特集ページなど、充実した内容です。当協会ホームページではバックナンバーもご覧いただけます。



◀保証状況や保証制度
などの協会情報を発信

特集コーナー▶



第三者介在・介入排除、反社会的勢力等の排除

第三者介在・介入排除

当協会は、公平・公正・平等な信用調査・審査をするため、次のとおり取扱いをしています。

- 第三者が介在、介入する申込みはお断りします。
- 申込人以外の方の同席および交渉はお断りします。
- 申込人以外の方が持参または郵送した申込書は受付しません。
- 仲介手数料等の支払いが判明した申込みはお断りします。

反社会的勢力等の排除

当協会は、反社会的勢力等とは取引いたしません。

当協会は、従前から暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除に取り組んでまいりました。平成24年1月には信用保証委託契約書の暴力団排除条項を改正するなど、反社会的勢力排除の強化に努めています。

反社会的勢力等排除の取組の一環として、チラシやポスターを作成し、事業者や関係機関等に対し周知徹底を図っています。

また、全職員を対象とした内部研修を行い、反社会的勢力等排除にかかる適切な対応等について徹底を図っています。

今後も反社会的勢力等排除に向けて、全職員一丸となり取り組んでまいります。

信用保証協会からのお知らせ

当協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、公平・公正・平等な信用保証業務を行うため、次のとおり取扱いをしています。

反社会的勢力等の排除

◆ 暴力団等の反社会的勢力とは一切取引いたしません。
また、不正に利用しようとする者とは一切取引いたしません。
※ 悪質な場合は法的措置を行います。

第三者の介在・介入排除

◆ 第三者が介在・介入する申込みはお断りします。
◆ 申込人以外の方の同席及び交渉はお断りします。
◆ 申込人以外の方が持参または郵送した申込書は受付しません。
◆ 仲介手数料等の支払いが判明した申込みはお断りします。


兵庫県信用保証協会
<http://www.hosyokyoai-hyogo.or.jp>
〒651-0185 神戸市中央区波田町2-2番地の1 TEL. 078-382-3360 (代表) FAX 078-382-3361

コンプライアンス

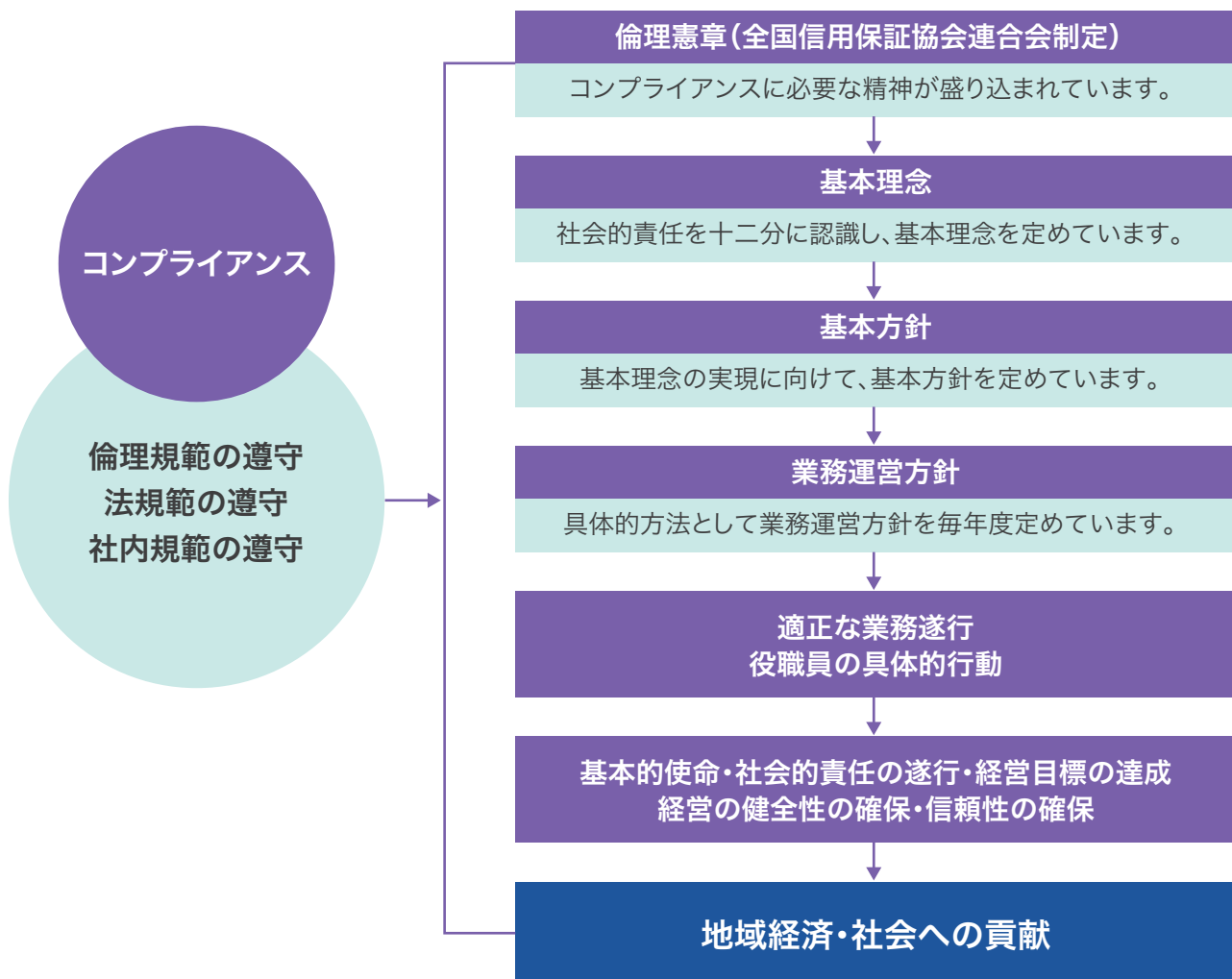
コンプライアンス

当協会が、中小企業金融の円滑化という設立の目的を果たし、持続的に存在していくためには、業務の健全性を維持し、社会から信頼を得ることが不可欠です。

そのため当協会では、あらゆる法令やルールを遵守し、コンプライアンスに則った基本理念、基本方針および業務運営方針を定め、誠実かつ公正な事業活動を行うことを通じて社会的責任や経営目標を達成し、地域経済・社会へ貢献していきます。

あわせて、情報に対するリスク管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

コンプライアンス態勢図

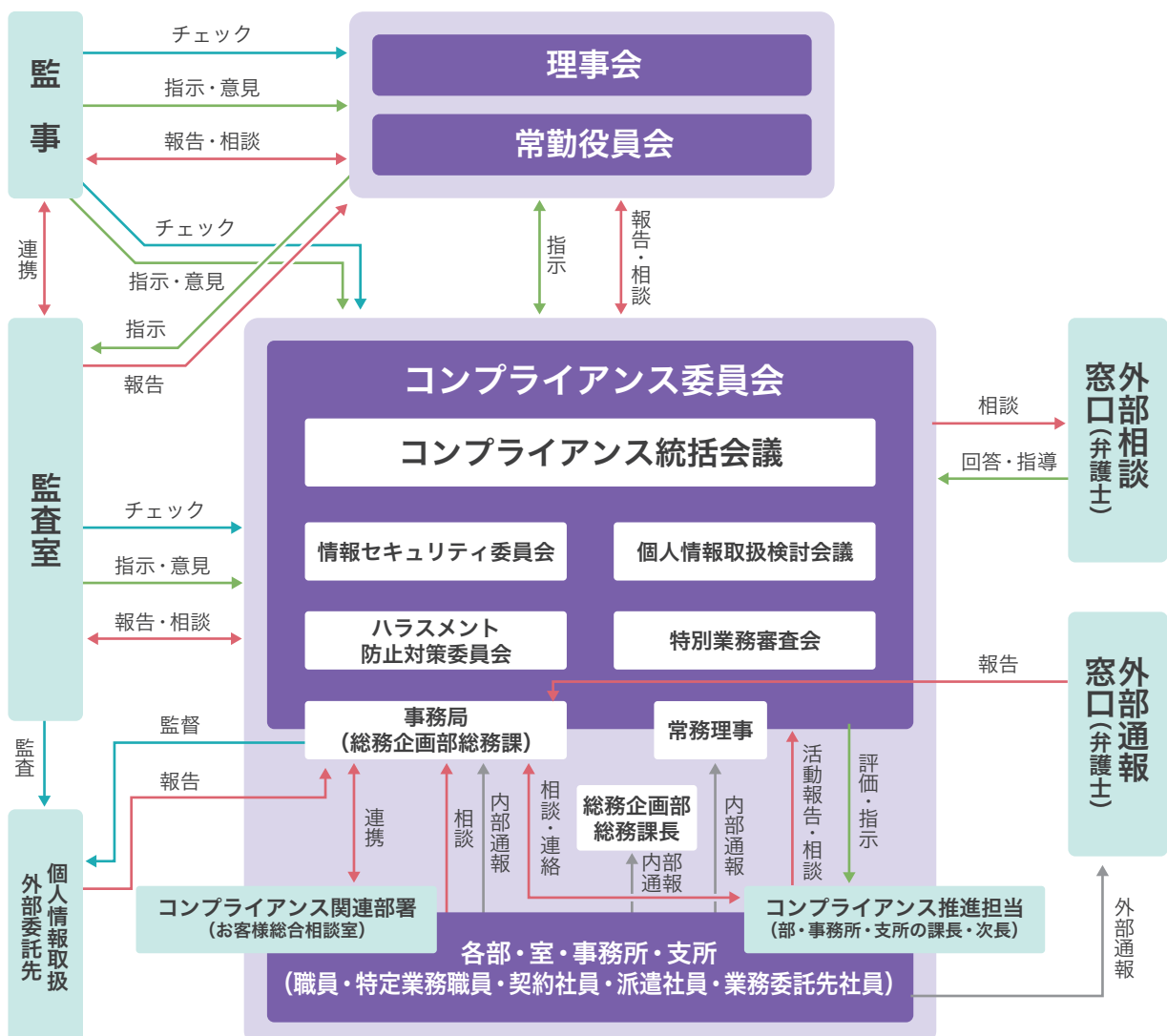


コンプライアンスへの取組

コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重要です。そこで当協会では以下の取組を実践しています。

- ①当協会のコンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- ②法令等遵守態勢を実現する手引き書として「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。
- ③具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

コンプライアンス体制図



個人情報保護①

情報保護への取組

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、協会にとって貴重な財産であり、機密に属するものが多くあります。これらの情報を安全で効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

特に、情報の漏洩等により社会的信用を失う事態を未然に防ぐことは責務であり、情報に対する適切なリスク管理を重要な情報戦略と認識し、前向きに取り組んでいます。

- ①情報セキュリティを確保するにあたって遵守すべき指針として「情報セキュリティ基本方針」を定めています。
- ②情報セキュリティ基本方針に基づき、遵守とその運営組織について「情報セキュリティ規程」を定めています。
- ③当協会が取得する個人情報について、適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報に係る取扱い等について「個人情報保護規程」を定めています。

個人情報保護宣言

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する取扱いを以下のとおり「個人情報保護宣言」として制定しています。

兵庫県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、事業者が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護および個人データの安全管理に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報および個人データを取扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会は、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページおよび窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ることなく第三者には提供・開示いたしません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には、使用いたしません。

3. 個人データの適正管理・安全管理

お客様の個人データ(当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、安全管理の一元管理を図る体制を構築し、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページまたは窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、役職員に周知徹底させるため計画的に教育・研修を行う等個人情報保護への取組を維持、改善していきます。

5. 個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②請求の方法は、当協会窓口へ備付けの個人情報開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参ください。(郵送による請求も可能です。)
- ③個人データの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき300円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ②6. および7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページおよび窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報および個人データの安全管理に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置に関する相談、質問および苦情窓口

当協会は個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口を設けております。詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

ホームページ <https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

個人情報保護②

個人情報の保護に関する法律に係る取組み

個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法、以下、「法」という。)は、個人情報の利用目的などについて公表することが定められています。当協会では以下のとおり主な事項を定め、公表しています。

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

1. 当協会が取扱う個人情報の利用目的(法21条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

(1) 法に基づき、お客様の個人情報を信用保証業務およびこれに付随する業務、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること

- | | |
|---|------------------------|
| ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付 | ②保証申込・条件変更申込の受付 |
| ③本人および保証利用資格の確認 | ④保証・条件変更の審査 |
| ⑤保証・条件変更の決定 | ⑥保証取引の継続的な管理および事後管理 |
| ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行 | ⑧取引上必要な各種郵便物の送付 |
| ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供 | |
| ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施 | |
| ⑪各種保証制度利用のご提案 | ⑫保証料率・保険料率の算定および保証料の返戻 |
| ⑬代位弁済請求の受付、代位弁済の審査 | ⑭求償権の行使 |
| ⑮経営改善・事業再生の支援 | |
| ⑯その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営 | |

(2) お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報を適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

3. 個人情報の取得元またはその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

〈取得する情報源の例〉

- ①信用保証委託申込書などお客様にご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客様が信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客様からダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止のお申し出は、当協会 総務企画部企画調整課(TEL 078-393-3922)までお願いします。

5. 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客様の個人情報の取扱いを委託する場合は、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

〈委託する事務の例〉

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

6. 個人情報の第三者提供について(法27条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供することおよび個人情報の取得にあたっての利用目的については、「個人情報の取扱いに関する同意書」(協会所定様式)によりお客様の同意を得ることとしております。

7. 共同利用に関する事項(法27条5項3号関係)

法27条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客様の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1) 共同利用される個人データの項目

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報 | |
| ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報 | ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報 |
| ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報 | ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報 |
| ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報 | ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報 |
| ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報 | |

(2) 共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

(3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名

〒101-8534 東京都千代田区神田司町二丁目1番地

一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆

8. 当協会が取扱う保有個人データに関する事項(法32条1項関係)

- (1) 当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称、住所、代表者の氏名
〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1
兵庫県信用保証協会 理事長 遠藤 英二
- (2) すべての保有個人データの利用目的
70ページ「1.当協会が取扱う個人情報の利用目的」をご参照ください。
- (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法37条関係)
当協会では、例えば法令等に定められた一定の場合(保証審査内容等)を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示(第三者提供記録の開示を含む。以下同じ。)、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただいております。
 - ①開示等の請求等申出先
開示等の請求等は、当協会ホームページ掲載の申出先宛、当協会所定の申請書(下記②参照)に必要な書類を添付のうえ、持参または郵送により行ってください。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えください。
 - ②開示等の請求等に際して提出すべき書面(様式)等
開示等の請求等を行う場合は、当協会所定の申請書(A)をホームページからダウンロードまたは当協会にご来会のうえ入手していただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付してください。
(A)当協会所定の申請書
「保有個人データ」開示等申請書
(B)本人確認のための書類
運転免許証、外国人登録証、住民基本台帳カード、パスポート等、原則として、写真付の公的資料のコピー1通
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
 - ③代理人による開示等の請求等
開示等の請求等をする方が本人、未成年者または成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類(A)または(B)を添付してください。
(A)法定代理人の場合
・成年被後見人の場合は、当協会所定の届出書1通
・法定代理権があることを確認するための書類(戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証等のコピー)1通
・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類1通
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
(B)委任による代理人の場合
・当協会所定の代理人選任届1通 ・本人の印鑑証明書1通 ・代理人本人であることを確認するための書類1通
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
 - ④開示等の請求等にかかる手数料の額およびその徴収方法
開示等のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、1件につき300円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。
手数料等につきましては、当協会窓口にてお支払いいただき、郵送の場合は、同額の定額小為替を申請書類に同封してください。
※手数料が不足していた場合および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。
 - ⑤開示等の請求等に対する回答方法
開示等のうち、「保有個人データの開示の請求」につきましては、書面の交付または電磁的記録の提供による方法のうちお客様が指定された方法(※)により遅滞なくご回答いたします。その他の開示等につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。
なお、代理人による開示等の請求等に対しましては、お客様ご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。
※電磁的記録による開示が困難な場合や開示方法のご指定がない場合は、書面により開示させていただきます。
 - ⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の利用目的
開示等の請求等に伴い取得した個人情報は、開示等の請求等に応じるために必要な範囲内で取扱いいたします。
 - ⑦保有個人データの不開示事由について
次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨をご通知申し上げます。
また、不開示の場合につきましても所定の手数料をご負担していただきます。
ア. 申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
イ. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合 ウ. 所定の申請書類に不備があった場合
エ. 開示の請求の対象が「保有個人データ」または「第三者提供記録」に該当しない場合
オ. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
カ. 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 キ. 他の法令に違反することとなる場合

9. 保有個人データの安全管理措置に関する事項(法32条1項4号、施行令10条、法23条関係)

当協会は、個人データ(当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために次のとおり、必要かつ適切な安全管理措置を講じています。

- (基本方針の策定) (個人データの取扱いに係る規律の整備)
(組織的安全管理措置) (人的安全管理措置)
(物理的安全管理措置) (技術的安全管理措置)

※各安全管理措置の詳細内容は当協会ホームページに掲載しています。

10. 苦情の受付窓口に関する事項(法32条1項4号、施行令10条、法40条関係)

個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、お客様総合相談室までお申し出ください。

11. その他

当協会が、別途、利用目的等を個別に示した通知、同意書等によりお客様の承認等をいただいた場合には、その個別の利用目的等が以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

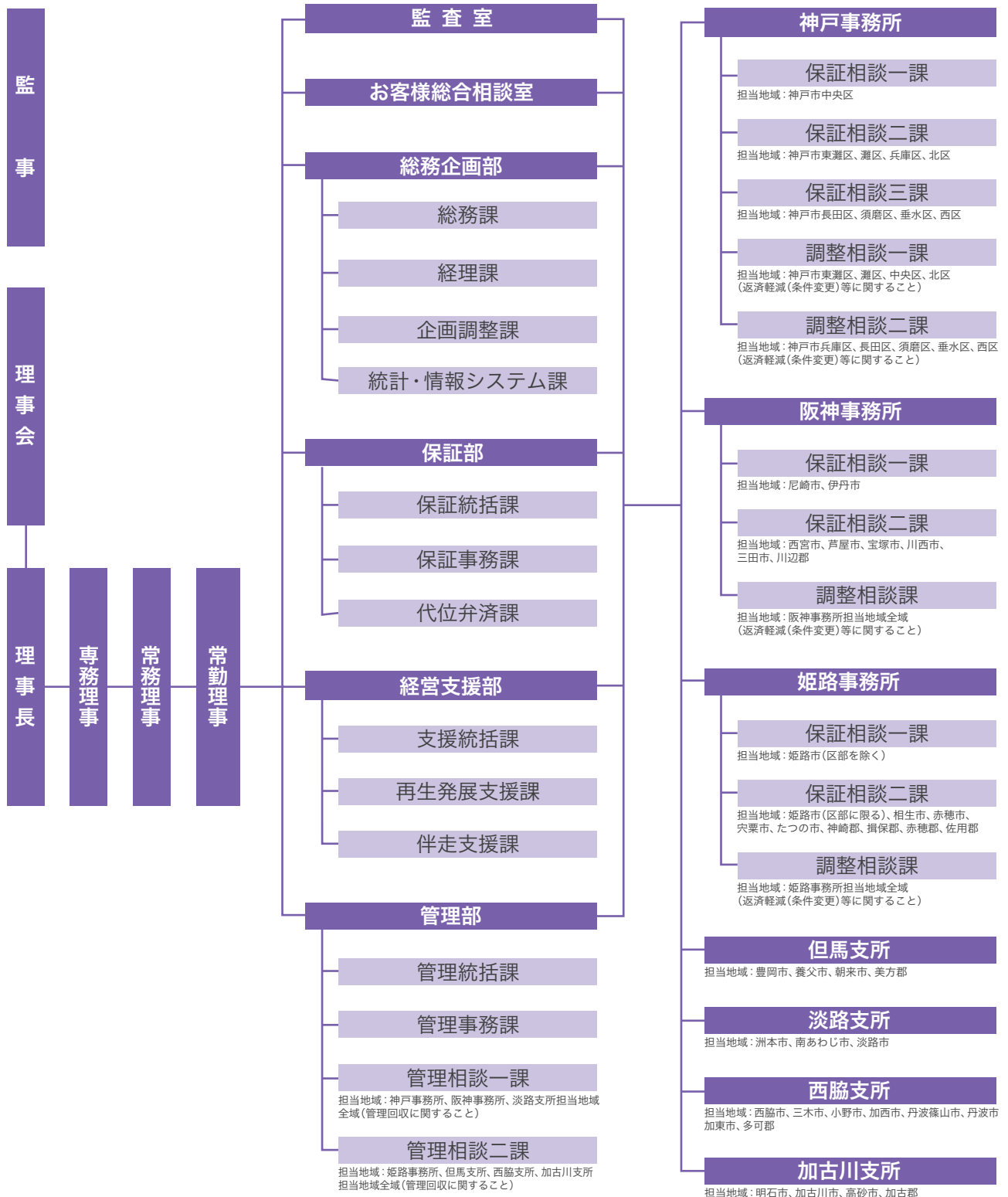
役員構成・機構図

兵庫県信用保証協会役員

(令和7年6月1日現在)

役 員	氏 名
理 事 長	遠 藤 英 二
専 務 理 事	岡 誠
常 務 理 事	三 村 光 秀
常 勤 理 事	小 松 誠
常 勤 理 事	井 上 能 秀
理 事	小 林 拓 哉
理 事	大 畑 公 平
理 事	大 前 晋
理 事	安 田 博 之
理 事	庵 途 典 章
理 事	結 城 元 紀
理 事	辻 武 彦
理 事	持 丸 秀 樹
理 事	作 田 誠 司
理 事	土 肥 貴 弘
理 事	楠 山 泰 司
理 事	谷 口 幸 史
理 事	幸 田 徹
理 事	宮 口 美 範
常 勤 監 事	中 西 理 香 子
監 事	秋 山 徹 志
監 事	材 井 貴 士

兵庫県信用保証協会機構図



お客様総合相談室、経営支援部

お客様総合相談室

当協会は「お客様総合相談室」および「お客様総合相談窓口」を設置し、顧客満足度の向上に努めています。

当協会は、自主・中立の公的機関として、公平・公正・平等を保つため、ご本人主体の審査を行い、適正保証の推進に努め、信頼される保証協会を目指しています。

保証制度や業務に関するお問い合わせについて迅速に対応するとともに、ご提言または苦情・お気づきのことをお聞きし、至らないところを改善し、ご理解をいただくため、「お客様総合相談室」および「お客様総合相談窓口」を開設しています。

お客様総合相談室では、質の高いサービスを提供することを目的として、保証をご利用いただいたお客様ならびに金融機関に対し、「顧客満足度向上アンケート」を年1回実施し、ご意見等を業務改善につなげ適切な対策を講じており、加えて、内部研修の実施による職員の意識改革にも努めています。

※ご相談等ございましたら「お客様総合相談室」または各事務所・支所にお問い合わせください。

お問い合わせ先につきましては、77ページをご覧ください。

【お願い】当協会では、信用保証にあたり第三者の介在・介入(口利き)は、お断りしておりますので、ご依頼にならないようお願いいたします。

経営支援部

創業や事業承継、新事業展開への支援、事業継続のための経営支援を地域と一体となり、より積極的かつ継続的に推進するため「経営支援部」を設置しています。

経営支援部には、経営支援業務の総合調整、統括を行う「支援統括課」、事業再生等にかかる保証申込・条件変更を行う「再生発展支援課」および経営課題の把握・整理や経営改善提案、計画の策定支援等を行う「伴走支援課」を設置しており、支援機関・金融機関の皆さまと連携してより一歩踏み込んだ経営支援を実施しています。

また、創業フェアをはじめとするイベントの開催に加え、経営改善に取り組んでおられる方には職員が訪問しご相談にお応えすることにより経営改善計画の策定支援につなげるなど、きめ細かなサポートに努めています。

経営支援部	支援統括課	TEL 078-393-3920
	再生発展支援課	TEL 078-393-4024
	伴走支援課	TEL 078-393-3951

関連企業

保証協会債権回収株式会社(サービサー)

平成13年4月1日に、全国の信用保証協会の共同出資によって、「保証協会債権回収株式会社」(本社：東京都)が設立され、これに伴い「保証協会債権回収株式会社兵庫営業所」が西宮市に開設されました。また、平成17年6月1日には、姫路市に姫路分室(当協会姫路事務所2F)が開設されました。令和5年4月1日から、西宮と姫路に所在していた営業所を集約し、下記営業所に移転しています。

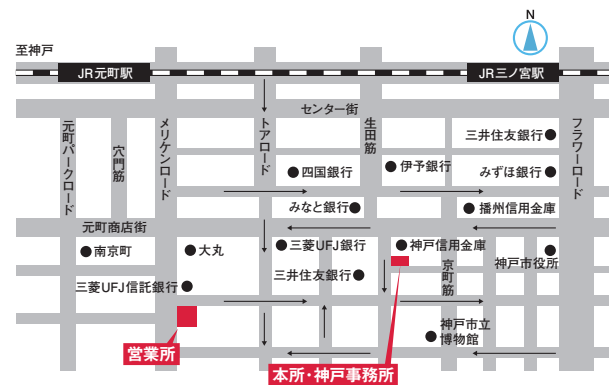
同社では、信用保証協会から委託を受けた求償権の管理回収を主たる業務としています。

■保証協会債権回収株式会社の県内営業所

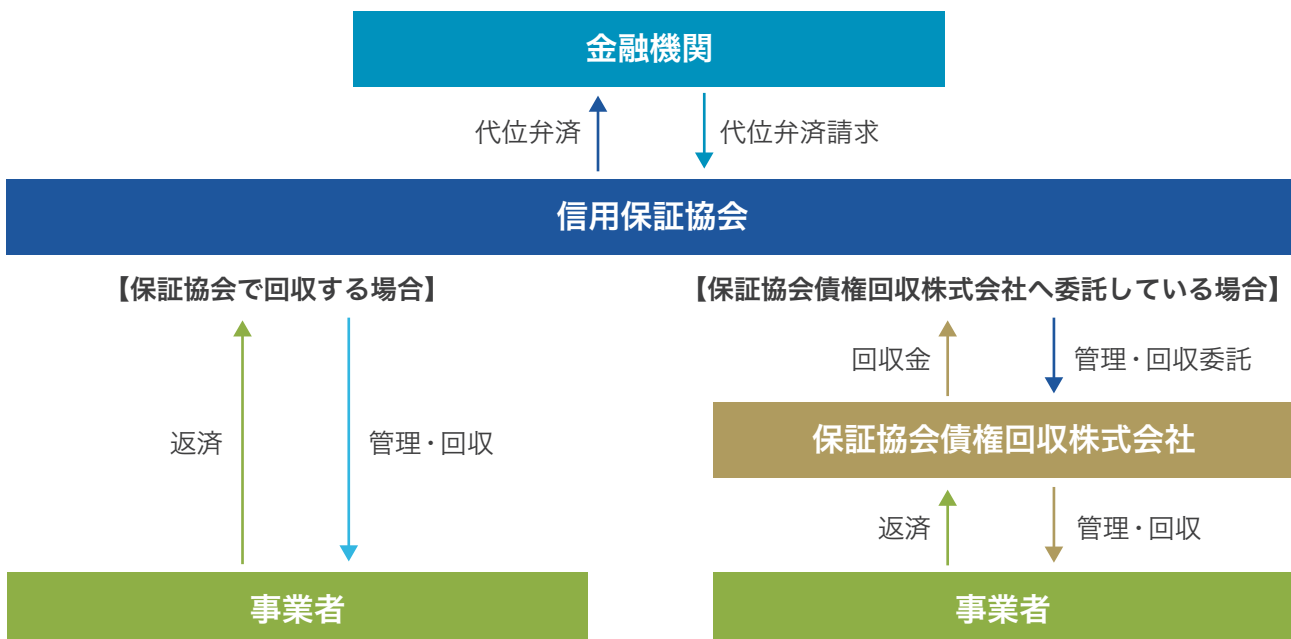
〒650-0038

神戸市中央区西町35番地 三井神戸ビルディング3階

TEL 078-392-0220



関係図



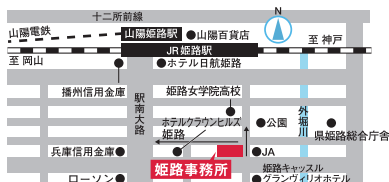
ネットワーク

県内ネットワーク

兵庫県は近畿地方において、最も広い面積を有しています。この広い県域に対応するため、当協会は本所と3つの事務所、そして4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

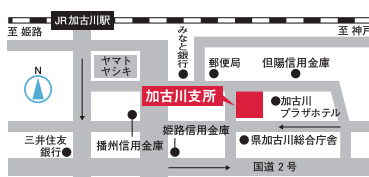
姫路事務所

〒670-0965
姫路市東延末3-27-2
TEL 079-289-3611
[担当地域]
姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡



加古川支所

〒675-0064
加古川市加古川町清之口788
TEL 079-424-1105
[担当地域]
明石市、加古川市、高砂市、加古郡



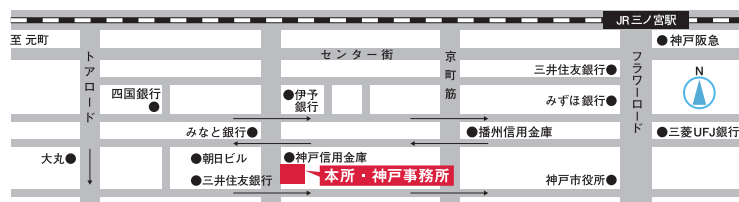
淡路支所

〒656-0025
洲本市本町3-1-8
TEL 0799-22-4493
[担当地域]
洲本市、南あわじ市、淡路市



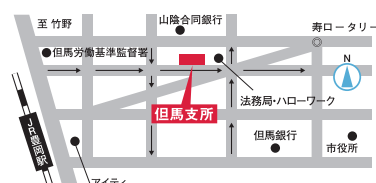
本所・神戸事務所

〒651-0195
神戸市中央区浪花町62-1
本所：TEL 078-393-3900(代)
神戸事務所：TEL 078-393-3909
[担当地域] 神戸市



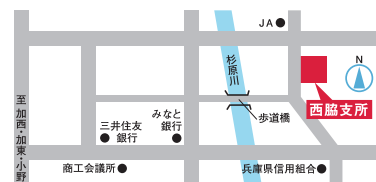
但馬支所

〒668-0024
豊岡市寿町8-7
TEL 0796-22-5171
[担当地域]
豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



西脇支所

〒677-0015
西脇市西脇885-27
TEL 0795-22-6775
[担当地域]
西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡



阪神事務所

〒660-0881
尼崎市昭和通3-96
尼崎商工会議所会館3F
TEL 06-6411-4133(代)
[担当地域]
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



お問い合わせ・ご相談窓口

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	FAX 番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
お客様総合相談室		078-393-3905	078-393-5156	兵庫県下全域 (融資全般の幅広い相談に関すること)
経営支援部	再生発展支援課	078-393-4024	078-393-3980	兵庫県下全域 (経営支援にかかる保証申込・条件変更に関すること)
神戸事務所	保証相談一課	078-393-3909	078-393-3982	神戸市中央区
	保証相談二課	078-393-3913		神戸市東灘区、灘区、兵庫区、北区
	保証相談三課	078-393-3916		神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
	調整相談一課	078-393-3915	078-393-3981	神戸市東灘区、灘区、中央区、北区 (返済軽減(条件変更)等に関すること)
	調整相談二課	078-393-3924		神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区 (返済軽減(条件変更)等に関すること)
阪神事務所	保証相談一課	06-6411-4146	06-6411-4144	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06-6411-4147		西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
	調整相談課	06-6411-4156	06-6411-4101	阪神事務所担当地域全域 (返済軽減(条件変更)等に関すること)
姫路事務所	保証相談一課	079-289-3611	079-281-6422	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079-289-3612		姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
	調整相談課	079-289-3613	079-281-6433	姫路事務所担当地域全域 (返済軽減(条件変更)等に関すること)
但馬支所		0796-22-5171	0796-22-1349	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799-22-4493	0799-22-4422	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795-22-6775	0795-23-0645	西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、 加東市、多可郡
加古川支所		079-424-1105	079-425-5671	明石市、加古川市、高砂市、加古郡
管理部	管理相談一課	078-393-3914	078-393-3985	神戸事務所、阪神事務所、淡路支所担当地域全域 (管理回収に関すること)
	管理相談二課	078-393-3908		姫路事務所、但馬支所、西脇支所、加古川支所担当地域 全域(管理回収に関すること)

※創業前で営業所がない方は、住所または創業予定地を担当地域とする部署または創業準備相談窓口にご相談ください。

経営支援部 再生発展支援課内に設置する各種相談窓口について

経営サポート相談窓口 TEL. 078-393-3969	事業者からの金融相談に加え、事業経営全般に関する相談にお応えしています。
創業準備相談窓口 TEL. 078-393-3912	創業計画書策定や外部専門家派遣など、創業をお考えの方の課題解決や資金調達に関する相談にお応えしています。
事業承継相談窓口 TEL. 078-393-3962	支援機関への取次ぎ、外部専門家派遣など、事業承継に課題を抱えている方の課題解決や資金調達に関する相談にお応えしています。
女性企業家相談窓口 TEL. 078-393-3910	女性企業家の方が、それぞれのアイデア、感性、経験等を活かした事業を円滑に進めるための各種相談にお応えしています。

ホームページアドレス

<https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

全国ネットワーク

各都道府県および4市に計51の信用保証協会が設立されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約34兆円(令和6年度末)、信用保証協会を利用している事業者は約150万企業に及んでいます。

北海道・東北地方

北海道信用保証協会
青森県信用保証協会
岩手県信用保証協会
宮城県信用保証協会
秋田県信用保証協会
山形県信用保証協会
福島県信用保証協会

関東地方

茨城県信用保証協会
栃木県信用保証協会
群馬県信用保証協会
埼玉県信用保証協会
千葉県信用保証協会
東京信用保証協会
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会

甲信越地方

新潟県信用保証協会
山梨県信用保証協会
長野県信用保証協会

東海地方

静岡県信用保証協会
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会
三重県信用保証協会

北陸地方

富山県信用保証協会
石川県信用保証協会
福井県信用保証協会

近畿地方

滋賀県信用保証協会
京都信用保証協会
大阪信用保証協会
兵庫県信用保証協会
奈良県信用保証協会
和歌山県信用保証協会

中国地方

鳥取県信用保証協会
島根県信用保証協会
岡山県信用保証協会
広島県信用保証協会
山口県信用保証協会

四国地方

香川県信用保証協会
徳島県信用保証協会
高知県信用保証協会
愛媛県信用保証協会

九州・沖縄地方

福岡県信用保証協会
佐賀県信用保証協会
長崎県信用保証協会
熊本県信用保証協会
大分県信用保証協会
宮崎県信用保証協会
鹿児島県信用保証協会
沖縄県信用保証協会

県内の中小企業支援ネットワーク

県内の事業者金融と経営の一体的支援を実施するため、当協会を含めた36機関で兵庫県地域支援金融会議を構成しています。

兵庫県地域支援金融会議 構成機関

■(公財)ひょうご産業活性化センター
■兵庫県商工会議所連合会(神戸商工会議所)
■兵庫県商工会連合会
■兵庫県中小企業団体中央会
■兵庫県中小企業活性化協議会
■地域経済活性化支援機構
■(一社)兵庫県中小企業診断士協会
■兵庫県弁護士会
■日本公認会計士協会兵庫会
■近畿税理士会
■商工組合中央金庫 神戸支店
■日本政策金融公庫 神戸支店

■三井住友銀行
■但馬銀行
■みなと銀行
■神戸信用金庫
■姫路信用金庫
■播州信用金庫
■兵庫信用金庫
■尼崎信用金庫
■日新信用金庫
■淡路信用金庫
■但馬信用金庫
■西兵庫信用金庫

■中兵庫信用金庫
■但陽信用金庫
■兵庫県信用組合
■淡陽信用組合

■(一社)神戸銀行協会
■(一社)兵庫県信用金庫協会
■(一社)兵庫県信用組合協会
■信金中央金庫 神戸支店
■近畿経済産業局
■近畿財務局 神戸財務事務所
■兵庫県 産業労働部
■**兵庫県信用保証協会**(事務局)

本誌の内容については、総務企画部企画調整課(TEL 078-393-3922)へお問い合わせください。

令和7年7月発行

07総企-008



Outline of
Credit Guarantee Corporation of
Hyogo-ken



Outline of
Credit Guarantee Corporation
of Hyogo-ken